

新宿区第二次実行計画（素案）に関する  
パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

令和3（2021）年1月

新 宿 区



## 【目次】

1 パブリック・コメントの実施結果 概要・・・・・・・・・・ 1

2 意見要旨と区の考え方・・・・・・・・・・ 3



# 1 パブリック・コメント実施結果 概要

## 1 実施期間

令和2年10月15日（木）から11月16日（月）まで

## 2 意見提出者数および提出方法

意見提出者 70名・団体

ホームページ	23名・団体
持参	10名・団体
ファックス	32名・団体
郵送	5名・団体
合計	70名・団体

## 3 意見数および意見の計画への反映等

意見数 376件

意見項目の内訳		件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	36件	No. 1～36
2	「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」に関する意見	179件	No. 37～215
3	「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に関する意見	35件	No. 216～250
4	「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」に関する意見	77件	No. 251～327
5	「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」に関する意見	24件	No. 328～351
6	「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」に関する意見	12件	No. 352～363
7	その他の意見	13件	No. 364～376

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえて修正する	23件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	20件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	43件
D	今後の取組の参考とする	49件
E	意見として伺う	187件
F	質問に回答する	44件
G	その他	10件
	合計	376件



## 2 意見要旨と区の方考え方

令和2年10月15日(木)から11月16日(月)にかけて実施した新宿区第二次実行計画(素案)に関するパブリック・コメントにおける意見要旨及び区の方考え方をまとめたものです。

○意見数 376件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項目	説明
【基本政策】 【個別施策】 【事業番号】 【事業名等】	頂いたご意見の内容が施策体系のどの分野に該当しているか、どの計画事業または経常事業に対するご意見であるかを示しています。 なお、【事業番号】【事業名等】については、計画事業の追加や枝事業化、事業名の変更を行ったため、第二次実行計画(素案)と異なる事業があります。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の方考え方】	頂いたご意見のうち、素案の施策の方向性に関するものについては、区の方考え方を示しています。(計画への反映等については、A~Gで示しています。A~Gの分類については、パブリック・コメント実施結果概要(P.1)をご確認ください。) また、区に対する質問については、回答を記述しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
1	計画全般	—	—	—	<p>今回、第二次実行計画（素案）のパブリック・コメントは、コロナ禍を理由に、これまで行われてきた地域説明会等、質疑のできる説明会が一切開かれず、素案の冊子配布も不十分なまま意見聴取が行われた。今回の素案ではSDGsの推進が強調されているが、SDGs目標16のターゲット6では、「有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる」とあり、ターゲット7では「あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する」とある。これに照らしても計画策定過程における区民参画が保障されているとは言えず、今後はコロナ禍でも双方向の発信が可能なインターネットを活用した説明会や、広い会場でコロナ対策を徹底した説明会など工夫をすべきである。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 第二次実行計画（素案）のパブリック・コメントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域説明会を中止しましたが、パブリック・コメント実施に関する周知チラシの掲出場所の拡充や、計画事業内容の解説動画の配信を実施しました。 また、特別出張所や図書館では、計画を分かりやすく説明する資料を、素案冊子とともに閲覧場所に配置したことで、第一次実行計画時を上回る数のご意見をいただきました。 計画策定等の機会における区民への情報提供及び意見収集については、新型コロナウイルス感染症の状況なども踏まえ、適切な手法を検討していきます。</p>
2	計画全般	—	—	—	<p>今回のパブリックコメントの件で、新型コロナウイルス感染拡大防止のために地域説明会が開催されなかったのはとても残念である。 代わりの窓口になるホームページの新宿区第二次実行計画の動画を見ても形式だけの説明で、正直な感想では、この内容で区民にパブリックコメントを求めることは妥当ではないと感じた。 確かに、ホームページでは資料や関係書類を集めることはできるが、その構造上においても、本当に多くの区民の方々から様々な意見を聞くための作りになっているのか、また、新宿区の地域、行政、関わる住民の視点で、問題提起が行われているかという疑問が湧く。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 第二次実行計画（素案）のパブリック・コメントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域説明会を中止しましたが、パブリック・コメント実施に関する周知チラシの掲出場所の拡充や、計画事業内容の解説動画の配信を実施しました。 また、特別出張所や図書館では、計画を分かりやすく説明する資料を、素案冊子とともに閲覧場所に配置したことで、第一次実行計画時を上回る数のご意見をいただきました。 計画策定等の機会における区民への情報提供及び意見収集については、新型コロナウイルス感染症の状況なども踏まえ、適切な手法を検討していきます。</p>
3	計画全般	—	—	—	<p>今回の第二次実行計画は、コロナ禍というまだかつてない状況の下で策定される計画となる。来年度からの3カ年の計画だが、コロナ禍による影響が続くことが予想されている中で、いかに区民のくらしと営業を支えるかが大事である。しかしながら、素案は第一次実行計画と比べても枝事業を含む事業数が179から94に半減し、コロナ禍で苦しむ区民から見ればあまりにもやる気が感じられないのではないかと。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 第二次実行計画（素案）の策定に当たっては、第一次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされている事業や、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付けました。経常化した事業については、個別施策の実現に向けて計画事業とともに着実に推進していく事業として、計画（素案）に掲載しています。</p>
4	計画全般	—	—	—	<p>今回の「ビジョン・戦略・実行計画」は、関係性、内容が意味不明であり、実行し活用するのは区民である。それぞれの「部・課・職員」は形式的に従来通りの自部門優先の考え方で提案し、まとめた計画と考えるを得ない。コロナ禍を機に、世界・社会情勢が大きく変化する中で、「国・都・区」の進め方を見直すタイミングである。</p> <p>①菅首相のあるべき社会の姿「自助・共助・公助・絆・規制改革」現状の公助8割、自助・共助2割を自助・共助8割に変えること。 ②「新宿力」（自治の力）で創造する基本政策の実現のため、基本政策ごとに主力テーマを定め、部・課を超えたプロジェクトチームを編成しまとめること。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 区ではこれまでも、区民や関係団体、事業所等との連携により、様々な取組を実施してきました。今後も各主体と適切に協力し、区政を推進していきます。 また区では、適切な役割分担のもと、各部署において事業を進めるとともに、課題によっては、部署間連携による取組を進めています。今後も、取組内容に応じ、庁内連携体制のもと、区政を推進していきます。</p>
5	計画全般	—	—	—	<p>誰もが住みたい街のランキングがある。毎年出されているが、新宿の今年のランキングは大きくダウンしている。5つの基本政策が掲げられているが、そこには「暮らしやすさ」、「賑わい」などあるが、ランクダウンした理由を真正面に捉え、もっと踏み込んだ計画としてほしい。それにはもう一つ柱をつくり体系的な取組としたらよいと考える。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 区では、基本構想で掲げるまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けて、総合計画に示す5つの基本政策の各施策に取り組んでおり、この取組を着実に推進していくことで、新宿区を、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちの実現に繋がるものと考えています。</p>



No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
6	計画全般	—	—	—	今回初めてSDGsの推進が掲げられ、SDGsの目標との対応表が示されたが、個別施策がSDGsの目標の何番に該当するかあてはめているだけに過ぎず、むしろ「貧困をなくそう」「ジェンダー平等を実現しよう」というSDGs目標の中でも区民生活にとって重要な分野の事業が計画事業から外されている。SDGsの目標達成のため区としてどのような事業が必要かという観点から計画事業を再構築すべきではないか。	E ご意見として伺います。 区は、基本構想で掲げるめざすまちの姿『『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち』の実現に向けて、総合計画に示す5つの基本政策のもと、「健康寿命の延伸」「教育の充実」「まちづくり」「地球温暖化対策」「資源循環型社会の構築」など様々な施策に取り組んでいます。 計画事業を再構築することは考えていませんが、これらはSDGsの掲げる「保健」「教育」「まちづくり」「気候変動」「エネルギー」などの目標達成につながるものと考えています。
7	計画全般	—	—	—	現在の総合計画のもとで、第一次実行計画の時から住民自治と人権尊重の分野が計画上大きく後退してきたが、第二次実行計画ではSDGsの目標に沿って今一度、住民自治と人権尊重を位置付けた計画とすべきである。	E ご意見として伺います。 住民自治と人権尊重は、区政推進にあたっての基本的前提です。引き続きこの前提を踏まえ、各事業を推進していきます。
8	計画全般	—	—	—	今後ますます複雑化・多様化することが予測される区民ニーズへの対応に加え、終息の見えない新型コロナウイルス感染症対策が求められる厳しい状況下で5つの基本政策が計画どおりに実行されることを期待している。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 区は引き続き、基本構想で掲げるめざすまちの姿『『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち』の実現に向けて、総合計画に示す5つの基本政策のもと、各施策に取り組んでいきます。
9	計画全般	—	—	—	計画素案冊子表紙について、「令和3年度～令和5年度」は、「令和3(2021)年度～令和5(2023)年度」としてはどうか。	G ご指摘を踏まえて対応します。 「令和3年度～令和5年度」を「令和3(2021)年度～令和5(2023)年度」に改めます。
10	計画全般	—	—	—	計画素案冊子表紙について、発行年月の記載が「令和2年10月」となっているが、本計画の策定が来年1月であるなら、「令和3(2021)年1月」としてはどうか。	G ご指摘を踏まえて対応します。 本計画の発行年月の表紙における記載は「令和3(2021)年1月」とします。
11	計画全般	—	—	—	P.2(2)エに、「ただし、経常事業のうち、施策体系を構成する主要な事業については、実行計画冊子に記載し、施策全体で区の取組を示すこととする。」と記載されている。 実行計画冊子がどれか分からないので、「本第二次実行計画書」等と記載することを再考してほしい。	G ご指摘を踏まえて対応します。 「実行計画冊子」を「本計画」に改めます。
12	計画全般	—	—	—	P.4末尾の「新たな日常」との用語の統一を図るため、「(2)計画策定にあたっての基本的考え方」の「オ「新たな日常～新しい生活様式」に則した」は、「新しい日常」に則した」に改めるべきである。 「～新しい生活様式」という文言を用いるのであれば、用語説明を追加する等の工夫をしてほしい。	G ご意見を踏まえて対応します。 第二次実行計画(素案)では、新型コロナウイルスを踏まえた日常生活の用語として「新たな日常」「新しい生活様式」の2つが用いられていることを踏まえ、素案のP.2「(2)計画策定にあたっての基本的考え方 オ」ではそれらを併記することとしましたが、ご指摘を踏まえ、「新たな日常～新しい生活様式～」を「新たな日常」に改めます。
13	計画全般	—	—	—	(2)オに関し、下記事項を検討してほしい。 第二期総合戦略では、デジタルトランスフォーメーションの加速化を記載している。 計画間の調整を図り、単なるICT化でなく、「デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革する」区の取組を期待する。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 区では、行政サービスの向上や「新たな日常」への対応のため、ICT活用を推進しており、実行計画等に基づき、この取組を進めていくことで、区民の生活をより良いものへと変革することにつなげていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
14	計画全般	—	—	—	(2)オに関し、下記事項を記載してほしい。 新たな日常、生活様式に対応、支援する計画事業の新規取組	E ご意見として伺います。 区では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、第二次実行計画に位置付ける事業について、「新たな日常」を基軸に構築することとしています。 このため、第二次実行計画（素案）P.2「(2)計画策定にあたっての基本的考え方 オ」では、事業全体に共通する「新たな日常」への対応について、その共通する考え方を記載しています。
15	計画全般	—	—	—	(2)オに関し、下記事項を記載してほしい。 「従来の手法に加え、オンライン会議や動画配信など、ICTの活用による新たな手法についても併せて検討し、最良のものを選択」と記載されているが、これを取り込んだ計画事業を付記してほしい。	E ご意見として伺います。 区では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、第二次実行計画に位置付ける事業について、「新たな日常」を基軸に構築することとしています。 このため、第二次実行計画（素案）P.2「(2)計画策定にあたっての基本的考え方 オ」では、事業全体に共通する「新たな日常」への対応について、その共通する考え方を記載しています。
16	計画全般	—	—	—	財政収支見通しは令和3年1月に策定する計画冊子に掲載するとのことだが、事業費総括や個別の事業のものとなるものなので、早めに作成してほしい。	E ご意見として伺います。 第二次実行計画（素案）P.5の財政収支見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響による税収見込みや計画事業等の行政需要など、歳入歳出両面からの増減分析を行った上で作成し、令和3年1月に策定する本計画に掲載します。
17	計画全般	—	—	—	対比の見える化のため、財政収支見通し、計画事業費総括に令和2年度実績も記載してほしい。	E ご意見として伺います。 令和2年度実績は、第二次実行計画策定時点（令和3年1月）においては未確定であり、本計画に記載することはできないため、今後の検討課題とします。
18	計画全般	—	—	—	積算中、調整中の事業費は、当総括表に含まないとの事だが、財政収支見通しが未作成の段階でP.8の表が大きく変わる事はないのか。	F ご質問に回答します。 第二次実行計画（素案）P.8の計画事業費総括表は、令和3年度予算編成の結果を踏まえて作成し、本計画に掲載します。
19	計画全般	—	—	—	第二次実行計画では計画事業から経常事業に移行した事業が多く、計画事業数は118から71へ縮小されているが、経常事業に移行したものに関しては、内容・予算等が見えなくなり不透明になった。 概要だけでなく主内容、予算を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 第二次実行計画（素案）の策定に当たっては、第一次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされている事業や、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策の実現に向けて計画事業とともに着実に推進していく事業として、計画（素案）に掲載しています。 経常事業化した事業については、「令和3年度予算の概要」にて、事業概要、令和3年度予算をお示しする予定です。
20	計画全般	—	—	—	GIGAスクール構想、タウンマネジメント、RPA、フードドライブ、パブリックアート、クラウド型ミュージアムシステム オープンデータカタログサイト 等 注釈なき文章、用語が記載されている。 読者に分かり易い、区民に寄り添った態度の計画書を作成してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 本計画に記載の文章・用語に、必要に応じて注釈を付記し、より分かりやすくなるよう工夫します。
21	計画全般	—	—	—	P.20, 27, 35, 37, 64, 67, 71, 87等に「本個別施策に関連する事業（再掲）」と記載されている。 掲載事業の参照ページを記載してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 「本個別施策に関連する事業」や「関連事業」に掲載する事業については、事業説明が記載されているページのページ番号を追記し、より分かりやすい記載します。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
22	計画全般	—	—	—	〔関連事業〕として計画事業が記載されている。 (P.21,36,76,79,80 等参照) その計画事業の参照ページを記載してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 「本個別施策に関連する事業」や「関連事業」に掲載する事業については、事業説明が記載されているページのページ番号を追記し、より分かりやすい記載します。
23	計画全般	—	—	—	年度別計画で「－」と記されている。 「－」の総括的な意味するところを、P.16に記してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 年度別計画における「－」は、当該年度における取組内容がないことを示しています。 P.16の「事業ボックスの見方」の説明に、その旨を追記し、より分かりやすい記載にします。
24	計画全般	—	—	—	素案P.27の事業内容と、ページ末尾の「本個別施策に関連する事業」の記載がマッチしていないのではないかと。	E ご意見として伺います。 第二次実行計画（素案）P.27末尾の「本個別施策に関連する事業」は、同ページの事業に関連する事業ではなく、基本政策Ⅰの「個別施策4 安心できる子育て環境の整備」に関連する事業を説明するものです。 なお、「本個別施策に関連する事業」を「個別施策4 安心できる子育て環境の整備」に関連する事業に改めるとともに、他の箇所についても同様に修正を行い、より分かりやすい記載にします。
25	計画全般	—	—	—	第二期総合戦略は具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）が示されていて大変分かりやすいが、経常事業に対する評価指標を策定記載してほしい。	E ご意見として伺います。 経常事業は、指標設定により事業の進捗状況を管理する計画事業とは異なるため、本計画では評価指標は設定していません。 今後も、経常事業については引き続き着実に実施していきます。
26	計画全般	—	—	—	素案の記載について、パブリックコメントなのに、計画案の記載がない（調整中）のはおかしいと思う。 具体的な意見が出しにくい。	E ご意見として伺います。 素案作成段階で、内容に更なる検討を要する事業については、素案では「調整中」と記載しました。 これらの事業については、パブリック・コメントで頂いたご意見も踏まえて精査し、その結果を本計画に記載します。
27	計画全般	—	—	—	計画が調整中では、パブコメの意見が出しにくい。 計画案を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 素案作成段階で、内容に更なる検討を要する事業については、素案では「調整中」と記載しました。 これらの事業については、パブリック・コメントで頂いたご意見も踏まえて精査し、その結果を本計画に記載します。
28	計画全般	—	—	—	素案では詳細が「調整中」と表示されているものが13カ所もあり、中身がわからないままパブコメにかけられた。計画決定の段階までどこにも公表されないようだが、これでは何のためのパブコメかと言わざるを得ない。「調整中」の所は決定する前に意見を聴く場を設けるべきである。	E ご意見として伺います。 再度パブリック・コメントを実施する考えはありませんが、今回のパブリック・コメントでは、「調整中」としていた事業に対しても51件のご意見が寄せられているため、こうしたご意見も踏まえ計画策定を進めています。
29	計画全般	—	—	—	「調整中」とある箇所については、今後その内容をどのように公表するのか。	F ご質問に回答します。 素案で「調整中」としていた事業については、令和2年11月25日から区ホームページで公開している「予算編成の情報公開」の「情報公開カード」により、お示しできるものを公表しました。 また、パブリック・コメントで頂いたご意見も踏まえて事業内容を精査し、その結果を記載した本計画を、区ホームページへの掲載、冊子頒布により公表します。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
30	計画全般	—	—	—	令和3年度以降、第二次実行計画のローリング（計画変更）を行う際、どのように公表するのか。 その際、区が区民意見を聴取する機会はあるか。	F ご質問に回答します。 実行計画のローリング（見直し）結果は、毎年2月の議会報告の後、区ホームページで公表するとともに、印刷したものを第二次実行計画冊子に挟み込み、冊子と合わせて頒布しています。 ローリングにあたって実行計画全体の意見を直接聴取する機会は設けていませんが、各事業の推進にあたって寄せられる区民意見等を踏まえ、適切に検討・実施しています。
31	計画全般	—	—	—	本計画書には、区で作成された多くの「計画書名」「マニュアル名」（例えば、公営住宅等長寿命化計画、公園施設長寿命化計画、福祉避難所運営マニュアル 等）や「事業名」（フォローアップ事業）が、記されている。 本計画書の各計画事業の理解を深めるため、記載されている「計画書名」「マニュアル名」「事業名」の内容を知ろうと区のHPで検索するが、ヒットしないことを受け、以下のとおり要望、質問する。  本計画書の様に、公にされる計画書に出てくる「計画書名」「マニュアル名」「事業名」は、区のHPのサーバーに少なくともアップロードしてほしい。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 第二次実行計画に掲載する計画、マニュアル、事業については、区ホームページに掲載し、区民への情報提供に努めていきます。
32	計画全般	—	—	—	本計画書には、区で作成された多くの「計画書名」「マニュアル名」（例えば、公営住宅等長寿命化計画、公園施設長寿命化計画、福祉避難所運営マニュアル 等）や「事業名」（フォローアップ事業）が、記されている。 本計画書の各計画事業の理解を深めるため、記載されている「計画書名」「マニュアル名」「事業名」の内容を知ろうと区のHPで検索するが、ヒットしないことを受け、以下のとおり要望、質問する。  ■「新宿区公営住宅等長寿命化計画」は、「公共施設等総合管理計画」の中で、記載されている計画であり、当「新宿区公営住宅等長寿命化計画」は存在しないのか。	F ご質問に回答します。 「新宿区公営住宅等長寿命化計画」は、「新宿区住宅マスタープラン」における公営住宅等に関する個別計画であり、この計画に基づき、計画的な修繕・改善を実施し、区立住宅の有効な活用を図っています。 また、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づく、個別施設計画に位置付けています。
33	計画全般	—	—	—	本計画書には、区で作成された多くの「計画書名」「マニュアル名」（例えば、公営住宅等長寿命化計画、公園施設長寿命化計画、福祉避難所運営マニュアル 等）や「事業名」（フォローアップ事業）が、記されている。 本計画書の各計画事業の理解を深めるため、記載されている「計画書名」「マニュアル名」「事業名」の内容を知ろうと区のHPで検索するが、ヒットしないことを受け、以下のとおり要望、質問する。  ■区のHPの検索エンジンを改良してほしい。 「新宿区公営住宅等長寿命化計画」と入力しても、ヒットしない。	G ご意見を踏まえて対応します。 区ホームページでは、積極的な区政情報の提供を行い、区政の透明性の向上に努めています。実行計画に記載されている計画書等については区民が確認できるよう公開することが望ましいと考えています。 「新宿区公営住宅等長寿命化計画」については、ご指摘を受けて区ホームページで公開しました。 また、区ホームページの検索機能については、検索ワードの振れ幅をある程度認めるあいまい検索機能の強化等に取り組んでいます。引き続き、区民の要望に対応できるホームページになるよう調査・研究を進めていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
34	計画全般	—	—	—	<p>「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」は、区のHPで検索するとヒットし、その内容を確認できるが、「新宿区公営住宅等長寿命化計画」や「新宿区公園施設長寿命化計画」は、区のHPで検索しても、検索した1～3ページに出てこない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等長寿命化計画や公園施設長寿命化計画は、本当に計画策定しているのか。</li> <li>・何故、公表しないのか。</li> <li>・区のHPの検索エンジンの改良を願う。</li> </ul>	<p>G</p> <p>ご質問を踏まえて対応します。</p> <p>区ホームページでは、積極的な区政情報の提供を行い、区政の透明性の向上に努めています。実行計画に記載されている計画書等については区民が確認できるよう公開することが望ましいと考えています。</p> <p>「新宿区公営住宅等長寿命化計画」及び「新宿区公園施設長寿命化計画」については、ご指摘を受けて区ホームページで公開しました。</p> <p>また、区ホームページの検索機能については、検索ワードの振れ幅をある程度認めるあいまい検索機能の強化等に取り組んでいます。引き続き、区民の要望に対応できるホームページになるよう調査・研究を進めていきます。</p>
35	計画全般	—	—	—	<p>SDGs（持続可能な開発目標）を取り上げたことについては、大いに評価する。</p>	<p>B</p> <p>ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。</p> <p>区は、基本構想で掲げるめざすまちの姿「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、総合計画に示す5つの基本政策のもと、「健康寿命の延伸」「教育の充実」「まちづくり」「地球温暖化対策」「資源循環型社会の構築」など様々な施策に取り組んできました。</p> <p>これらは、SDGsの掲げる「保健」「教育」「まちづくり」「気候変動」「エネルギー」などの目標達成につながるものと考えています。</p>
36	計画全般	—	—	—	<p>SDGsの推進として、その目標との対応表を作成したことは、適切な対応だと感じた。</p> <p>新宿区の取り組む課題が、日本のそして世界の課題とどのように関連しているかを考えるきっかけになると思う。</p>	<p>B</p> <p>ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。</p> <p>区は、基本構想で掲げるめざすまちの姿「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、総合計画に示す5つの基本政策のもと、「健康寿命の延伸」「教育の充実」「まちづくり」「地球温暖化対策」「資源循環型社会の構築」など様々な施策に取り組んできました。</p> <p>これらは、SDGsの掲げる「保健」「教育」「まちづくり」「気候変動」「エネルギー」などの目標達成につながるものと考えています。</p>
37	I	1	2	高齢者の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	<p>フレイル予防とは何か。</p> <p>※印をつけて欄外に説明の記載をしてほしい。</p>	<p>A</p> <p>ご意見を踏まえて修正します。</p> <p>「フレイル予防」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。</p> <p>【注釈】</p> <p>「フレイル」とは、加齢に伴い心身の活力が低下し、要介護となるリスクが高い状態のことであり、運動習慣や食生活の改善、口腔機能の維持、社会参加などにより、フレイルを予防することが大切です。</p>
38	I	1	2②	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	<p>新規事業にもかかわらず具体的な目標や計画が不明で、事業の方針決定が2年後では遅い。事業の具体的な内容を示し目標や計画を示すこと。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>本事業を実施するにあたり、地域の実情に応じた課題分析を行い事業内容を決定する必要があることや、関係機関、地域団体等多岐にわたる連携が不可欠なため、丁寧な検討・調整が必須です。</p> <p>区では、令和3年度に事業内容を検討し、令和4年度に方針決定する予定です。その後、ローリングにより具体的な内容や目標を実行計画に反映し、令和5年度より東京都後期高齢者医療広域連合からの委託を受け事業を実施していく予定です。</p>
39	I	1	2②	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	<p>介護予防・フレイル予防のために必要な要支援者への総合事業は、より利用しやすくするために単価の引き上げ、月ごとの請求ができるように改善すること。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、高齢者が介護予防・フレイル予防を実践できるよう医療専門職が総合的な支援を行っていくものです。</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業の単価等についてはこれまでも必要に応じて見直しを図ってきました。今後も引き続き制度の定着を図っていきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
40	I	1	1	糖尿病性腎症等重症化予防事業	糖尿病通院患者が、コロナ禍により治療が中断されることにより重症化することを防ぐためにも、経常事業化するのではなく、計画事業として保健指導などの事業を強化すること。	E ご意見として伺います。 糖尿病性腎症等重症化予防事業は、第一次実行計画で構築した事業手法により、経常事業として保健指導を実施しています。さらに、計画事業としては、糖尿病も含めた生活習慣病治療中断の可能性のある被保険者に対し、専門職による保健指導を行い、医療機関受診勧奨を実施していきます。
41	I	1	1	女性の健康支援	第一次実行計画の女性の健康支援センターの認知度、利用者数の目標が達成できていないもとで、経常事業化するのではなくコロナ禍による女性の負担増大、若年女性の自殺増加、精神保健に対応するためにも女性の健康支援の事業を計画事業として拡充すること。	E ご意見として伺います。 令和元年度末時点で、第一次実行計画の女性の健康支援センターの利用者数は目標値に達しました。また、女性の健康支援センターの30代、40代の認知度はこれまで4～15%であったのに対し、20%を超えました。経常事業化後も女性の健康支援センターの利用者数増加及び認知度向上を目指し周知を徹底していきます。 コロナ禍においての女性の心と体の健康づくりを支援するため、また、若年女性にも気軽にご利用いただけるよう、WEBやSNSを用いた普及啓発を充実させていきます。あわせて女性の健康支援センターでは、電話や感染予防策を講じた上での窓口での保健師や看護師等による相談も実施しています。
42	I	1	1	こころの健康づくり	コロナ禍により自殺者が急増している現状で、自殺防止対策、メンタルヘルス等は、現在必須の課題であり、最も力を入れるべき事業である。経常事業化するのではなく、計画事業として拡充すること。カウンセリングへの助成を新規事業として盛り込むこと。	E ご意見として伺います。 現在、自殺対策としては、メールでの相談やインターネット上で相談窓口案内の事業を実施しています。 また、保健センターでは精神科医師による相談を無料で実施するとともに育児不安やうつ傾向が強い方には「親と子の相談室」で精神科医やカウンセラーによる相談も行っています。このため、新たなカウンセリングへの助成は予定していませんが、引き続き相談者に寄り添いながら、支援していきます。 今後、コロナ禍におけるメンタルケアの方法や相談窓口等についても、区ホームページ等で積極的な周知を行っていきます。
43	I	1	1	こころの健康づくり	ゲーム・ネット依存症対策を事業化すること。コロナ禍で子どもたちは、臨時休校など自宅で過ごす時間が増えたことにより、ゲームに費やす時間が増え、ゲーム依存状態になる子どもや、インターネットゲームを介してのいじめが発生している。大人の中でもネット依存は深刻化している。依存症の権威である国立久里浜医療センターにも力を借りて、保健・医療・教育の分野が連携した対策を計画事業として具体化するべき。	E ご意見として伺います。 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、ゲーム依存だけでなく、あらゆる依存症のリスクが高まっているため、未然防止の取組を進めることが重要です。 区では、依存症をテーマとした精神保健講演会を実施（令和2年度は中止）しているほか、保健センターでは、令和2年度より、精神保健相談として依存症専門相談（年2回）を設け専門医が相談に応じており、令和3年度は年4回に拡充する予定です。 また、子育て世代に対しては、育児相談や健康教育等さまざまな機会をとらえて、子どものゲーム・ネットとの付き合い方について啓発を行っていきます。 小・中学校では、インターネットの有用性と弊害についてゲーム・ネット依存の予防に関する実例を交えながら外部講師による授業を実施しており、引き続き、ゲーム依存の特徴や長時間利用を防ぐためのルール例を掲載した啓発資料を配布するなど、家庭との連携も図りながら、ゲーム・ネット依存の未然防止への取組を進めていきます。
44	I	1	1	乳幼児から始める歯と口の健康づくり	保育園、幼稚園、乳幼児へのはみがき指導を事業化すること。子どものフッ素塗布事業の対象年齢を、生え替わりが完了する時期の12歳程度まで拡大すること。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 保育園、幼稚園、乳幼児へのはみがき指導については、地域活動歯科衛生士の健康教育として事業化しています。 また、学齢期の歯科保健対策については、本人の主體的な取組を促していくことが大切と考えています。学校歯科医と養護教諭を対象とした調査を実施し、その結果を踏まえ、歯科保健の取組について検討を開始しました。 フッ化物塗布事業については、令和3年度より小学校1年生まで対象を拡大して実施する予定です。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
45	I	1	その他	—	加齢性難聴への援助として、歯科検診のような形で聴力検査の導入を検討してほしい。 機器導入費用、検査時間(5～10分)を考慮しても、新宿区の予算規模であれば問題ないとする。 巷には加齢性難聴から認知症へと進行するのが怖い等の声もあり、聴力検査により医師から「耳が遠い」との診断を受け、対策をとることで、長い目で見れば医療費の軽減になるとの予測もある。	E ご意見として伺います。 区では、聴力検査の導入は考えていませんが、健康診査の質問に「耳はよく聞こえますか」との項目を入れ、区民の方が耳の状態に気づく機会を設けています。また、加齢性難聴への支援として、高齢者向けの補聴器支給事業を実施しており、申請前にあらかじめ耳鼻科医を受診し聴力検査を受けていただくことで、難聴の程度等、耳の状態を知る機会にもなっています。支給時や支給後の補聴器の調整や相談等にも丁寧に対応しています。 これらの事業を通じた高齢者への聞こえについての支援を、今後も実施していきます。
46	I	1	その他	—	高齢者のための健診項目に「きこえ」を追加してほしい。	E ご意見として伺います。 区の健康診査は生活習慣病対策を目的として実施しているため、聴力検査を追加することは考えていませんが、健康診査の質問に「耳はよく聞こえますか」との項目を入れ、区民の方が耳の状態に気づく機会を設けています。
47	I	1	その他	—	難聴は認知症の始まり。60歳以上は区の検診項目に聴力検査を入れること。	E ご意見として伺います。 区の健康診査は生活習慣病対策を目的として実施しているため、聴力検査を追加することは考えていませんが、健康診査の質問に「耳はよく聞こえますか」との項目を入れ、区民の方が耳の状態に気づく機会を設けています。
48	I	1	その他	—	区でする、健康診断の中に耳力検診を入れてほしい。聴力の衰えは、なかなか自分で気づかないことが多いので、いつの間にか聞こえなくなっていることがあります。1人で住んでいる場合など、特にそうである。	E ご意見として伺います。 区の健康診査は生活習慣病対策を目的として実施しているため、聴力検査を追加することは考えていませんが、健康診査の質問に「耳はよく聞こえますか」との項目を入れ、区民の方が耳の状態に気づく機会を設けています。
49	I	1	その他	—	老人の健康診断の際、耳の検査も取り入れてほしい。	E ご意見として伺います。 区の健康診査は生活習慣病対策を目的として実施しているため、聴力検査を追加することは考えていませんが、健康診査の質問に「耳はよく聞こえますか」との項目を入れ、区民の方が耳の状態に気づく機会を設けています。
50	I	1	その他	—	P.19の経常事業「糖尿病性腎症等重症化予防事業」の次あたりに、第一次実行計画と同様に「がん対策の推進」の記載をしてほしい。	E ご意見として伺います。 経常事業については、施策体系を構築する主要な事業について記載しています。がん対策の推進については、「新宿区健康づくり行動計画」の中で取組を定め、引き続き取組を進めていきます。
51	I	1	その他	—	健康保険料が増えているが、生活にも響くので、保険料を下げしてほしい。 新宿区は今黒字なので、区民の暮らしのために税金を使ってほしい。	E ご意見として伺います。 国民健康保険及び後期高齢者医療保険は、加入者に納めていただく保険料と、制度的に定められた公費を財源として事業を運営することが基本となっています。 このため、区の一般財源から更なる経費を投入して、保険料の引き下げを行うことは適切ではないと考えています。 なお、保険料は、所得や生活の状況に応じて、軽減や減免のほか徴収の猶予を行うなど、適正かつ公平な負担となるよう、きめ細かな配慮がなされています。
52	I	2	その他	—	高齢者の施策が色々考えられているが、同じ人ばかりの参加でなく、できるだけ多くの方が参加しやすい方法にしてほしい。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 できるだけ多くの方に参加していただけるよう、周知方法や事業手法を工夫しながら取組を進めていきます。
53	I	2	4 ①	多様な主体による 合いの推進 支え	事業概要の「介護予防に資する活動を行う」という文章を再考してほしい。(もって回った表現を用いる事に意味があるのか)	E ご意見として伺います。 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、体操をはじめ、趣味活動や地域の交流サロン等、住民主体の様々な活動を通じて介護予防・フレイル予防を推進することが重要です。こうした「通いの場」で行われる様々な活動を「介護予防に資する活動」と表現しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
54	I	2	4①	多様な主体による支え合いの推進	「通いの場」とは、どこか。分かり易く記載してほしい。 通いの場への高齢者の参加率が目標となっているので、具体的に記してほしい。	ご意見を踏まえて修正します。 「通いの場」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。  【注釈】 「通いの場」とは、住民が主体で運営し、体操や趣味活動等、介護予防に資する活動をしている場のことです。現在区内には「新宿いきいき体操ができる会」、「しんじゅく100トシに取り組むグループ」、「地域安心カフェ」、「ふれあいいきいきサロン」、高齢者活動・交流施設で活動する団体等があります。
55	I	2	4②	「地域支え合い活動」の展開	中落合高齢者在宅サービスセンター内で「地域支え合い活動」の事業を開始することによりサービスセンターの面積が縮小しサービスの後退が懸念される。他の福祉サービスに犠牲を強いる計画は見直し、これまで「地域支え合い」の機能を果たしてきた高齢者いこいの家「清風園」を存続させること。	ご意見として伺います。 高齢者いこいの家「清風園」は、令和2年第2回区議会定例会において廃止条例が議決され、令和3年9月30日をもって廃止となります。中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペースの整備にあたっては、デイサービスの利用者に十分なサービスを提供できるスペースを確保していきます。
56	I	2	5	介護保険サービスの基盤整備	住み慣れた地域での在宅介護が続けられるように、介護保険料、利用料を据え置くこと。ケアプラン作成等の介護保険事業を民間まかせにせず、世田谷区のように区直営で行えるようにすること。介護人材不足の解消のため、処遇改善などの事業を計画化すること。	ご意見として伺います。 介護保険料は、必要な介護保険サービス料の見込みと介護サービスに係る費用の総額と65歳以上の方の人数を勘案し算定を行い、令和3年度から令和5年度までの保険料を決めています。高齢化の進展により、介護サービス量が増加しているところですが、適切な算定を行い、保険料を決定していきます。 ケアプラン等の作成を区直営で行うことは考えていませんが、高齢者の方がどの地域でも同等のサービスが受けられるよう、業務に関する研修や職員のスキルアップに必要な事例検討会を行い、介護保険事業を担う民間事業者の業務水準の向上を図っています。 介護施設に勤務する職員の処遇改善については、平成29年度から処遇改善加算が増額されたことに引き続き、令和元年度には特定処遇改善加算がされ、介護福祉士等への待遇の向上が図られてきました。その結果、令和2年度介護従事者処遇状況等調査によれば、介護職員の平均給与額について、前年と比較し、18,120円増加しています。また、区では、介護人材不足の解消に向け、入門的研修事業や介護従事職員の宿舍借り上げ支援を経常事業として実施しています。
57	I	2	5①	地域密着型サービスの整備	認知症高齢者グループホーム等の整備にあたっては、確実な整備と安定した運営のため、民設民営ではなく、公設民営の施設を整備すること。	ご意見として伺います。 認知症高齢者グループホームの整備に関しては、区が補助金により民間の施設整備を促進することで、確実な整備と安定した運営が実現できるものと考えています。 また、公募により選定した実績のある社会福祉法人等がその専門性を活かして運営していくことが最善と考えているため、今後も民設民営の施設を整備していきます。
58	I	2	5②	特別養護老人ホームの整備	2020年8月31日時点で特別養護老人ホームの待機者は、627人となっており、第一次実行計画中に1所しか増設していない。すでに決まった計画を書くだけでなく、特養待機者ゼロといった新たな目標をかかげ、3年かけて1所ではなく、さらに増設するための積極的な計画をかかげること。2023年度の計画が空欄になっているが、2023年度も特養整備に向けての動きを具体的に明記すること。	ご意見として伺います。 現在、令和4年度の開設に向けて、市谷薬王寺町国有地を活用した特別養護老人ホーム等の整備を進めています。 今後の特別養護老人ホームの整備については、在宅サービスの充実等も踏まえ総合的に検討していきます。



No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
59	I	2	5 ③	ショートステイの整備	特別養護老人ホームと同様、3年で1所ではなくもっと増設をすすめ、2023年度の計画をつくること。	E ご意見として伺います。 現在、令和4年度の開設に向けて、市谷薬王寺町国有地を活用したショートステイの整備を進めています。 今後のショートステイの整備については、他の在宅サービスの充実等も踏まえ総合的に検討していきます。
60	I	2	6	認知症高齢者への支援体制の充実	認知の問題	B ご意見は素案の内容に含まれています。 計画事業「6 認知症高齢者への支援体制の充実」とともに、経常事業「認知症高齢者支援の推進」「一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス」を実施し、認知症高齢者への支援体制の充実を図ります。
61	I	2	6	認知症高齢者への支援体制の充実	「徘徊高齢者探索サービス」をさらに周知し無料で利用出来るようにし、GPS機能付きグッズの種類を増やすなど、事業を拡充すること。	E ご意見として伺います。 「徘徊高齢者探索サービス」については、広報新宿や「高齢者暮らしのおたすけガイド」等により、引き続き制度の周知を行っていきます。また、住民税非課税の方や、生活保護受給中の方の利用者負担を無料としています。なお、グッズ等の種類を増やすことは予定していません。
62	I	2	6	認知症高齢者への支援体制の充実	加齢性難聴の早期発見が認知症予防に効果があることから、認知症対策として「きこえの支援」を拡充するよう計画事業化すること。	E ご意見として伺います。 区では、認知症対策として「きこえの支援」を計画事業化することは考えていませんが、健康診査の質問に「耳はよく聞こえますか」との項目を入れ、区民の方が耳の状態に気づく機会を設けています。 また、高齢者向けの補聴器支給事業を実施しており、申請前にあらかじめ耳鼻科医を受診し聴力検査を受けていただくことで、難聴の程度等、耳の状態を知る機会にもなっています。支給時や支給後の補聴器の調整や相談等にも丁寧に対応しています。 これらの事業を通じた高齢者への聞こえについての支援を、今後も経常事業として実施していきます。
63	I	2	6	認知症高齢者への支援体制の充実	年度別計画の令和3年度の「チームオレンジ」のところに※印をつけてほしい。（欄外に説明の記載はある）	G ご意見を踏まえて対応します。
64	I	2	経常事業	認知症高齢者支援の推進	認知症初期集中支援チームについて、説明を付記してほしい。（どこに属するチームで、どのような支援を行うのか）	A ご意見を踏まえて修正します。 「認知症初期集中支援チーム」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。  【注釈】 「認知症初期集中支援チーム」とは、地域型高齢者総合相談センターの医療と福祉・介護の専門職で構成され、認知症が疑われ支援が必要な高齢者に対して、認知症サポート医の助言を受けながら早い段階で医療や介護につなげる訪問活動等の支援を行うチームの事です。
65	I	2	経常事業	認知症高齢者支援の推進	事業概要の「認知症初期集中支援チーム」とは、「地域型高齢者総合相談センターの医療と福祉・介護の専門職で構成される」認知症初期集中支援チームのことか。そうであれば、※印をつけて欄外に説明の記載をしてほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 「認知症初期集中支援チーム」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。  【注釈】 「認知症初期集中支援チーム」とは、地域型高齢者総合相談センターの医療と福祉・介護の専門職で構成され、認知症が疑われ支援が必要な高齢者に対して、認知症サポート医の助言を受けながら早い段階で医療や介護につなげる訪問活動等の支援を行うチームの事です。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
66	I	2	経常事業	高齢者総合相談センターの機能の充実	事業概要に、第一次実行計画の欄外と同様に、以下の説明の記載をしてほしい。 「なお、地域ケア会議とは、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議であり、個別のケースを扱う「個別型」、地域課題を検討する「日常生活圏域型」、行政計画等へつなげる検討を行う「地域ケア推進会議」の3類型があります。」 なお、区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）のNo.47の事業概要の記載はそのままが良い。	A ご意見を踏まえて修正します。 「地域ケア会議」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。  【注釈】 「地域ケア会議」とは、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議であり、個別のケースを扱う「個別型地域ケア会議」、地域課題を検討する「日常生活圏域型地域ケア会議」、行政計画等へつなげる検討を行う「地域ケア推進会議」の3類型があります。
67	I	2	経常事業	高齢者総合相談センターの機能の充実／在宅医療・介護連携ネットワークの推進	認知度50%の目標が達成できていない以上、経常事業化するのではなく、計画事業として拡充すること。	E ご意見として伺います。 「高齢者総合相談センターの機能の充実」は、既に事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着していることから、経常事業として利用者等への周知に引き続き取り組んでいきます。
68	I	2	その他	—	訪問介護ヘルパーが有効的に効率的に働けるシステムを作してほしい。 コロナ禍の中懸命に現場で頑張っている介護ヘルパーだが、50歳代以上は半数を超えている。20歳代は1%と言われており年々高齢化が進んでいる。昨年特定処遇改善加算が導入されたが、給料アップは少なく人員不足は改善の気配もない。現役世代が退職した後は、いわゆる“保険あっても介護なし”の新宿になる。どの調査をみても介護の人員不足の原因の第一位は「低賃金」である。賃金が高産業並みかそれ以上にならない限り解決しないと思われる。そこで、ヘルパー不足を一時的にでも解決する方法として提案する。 介護の現場には、様々な理由で登録ヘルパーとして働いている方が多くいる。現在の介護保険制度のもとでは、利用者が突然入院したり亡くなると、その日から突然訪問が中止となる。その場合、事業所も訪問する介護従事者も否応なしに、収入が途絶える。次の新規の利用者の依頼が来るまで収入が途絶える。訪問の仕事が突然なくなっても、リアルタイムで、サービスを利用したい人が分かれば、介護資源を有効に活用できることになり、収入も受け取れる。事業所もヘルパーも利用者も、みんなが助かる。新宿区主導で公平公正に運用するシステムを作してほしい。	E ご意見として伺います。 介護施設に勤務する職員の処遇改善については、平成29年度から処遇改善加算が増額されたことに引き続き、令和元年度には特定処遇改善加算がされ、介護福祉士等への待遇の向上が図られてきました。その結果、令和2年度介護従事者処遇状況等調査によれば、介護職員の平均給与額について、前年と比較し、18,120円増加しています。また、区では、介護人材不足の解消に向け、入門的研修事業や介護従事職員の宿泊借上げ支援を経常事業として実施しています。 このため、新たに区主導で運用するシステムを構築することは考えておりません。
69	I	2	その他	—	区で支給している補聴器は耳にフィットしない。したがって、聞こえが悪い。耳にあった補聴器を支給すること。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 高齢者向けの補聴器支給事業では、中等度の難聴に対応した機種（「耳かけ式」または「箱型」いずれか1個）を支給しています。あらかじめ受診していただいた耳鼻科医の意見に基づき、認定補聴器技能者のいる事業者が、ご本人の聴力や使用環境に応じて補聴器を調整してお渡ししており、支給後の再調整や相談等にも無料で対応しています。今後も、補聴器を必要とする多くの高齢者が、少ない負担で広く支援を受けられるよう、本事業を継続していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
70	I	2 3	その他	—	聴覚障害のある高齢者が増えているため、聴覚障害者の高齢者施設を作ってほしい。 高齢聴覚障害者は文章の理解が難しいので、筆談だけでなく手話が必要であるため、手話を使える施設が必要である。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地を活用した特別養護老人ホームの整備を進めています。また、社会福祉法人等による区内民有地におけるグループホームの整備が推進されるよう、東京都の補助制度を活用した支援を行っていきます。なお、事業者が決定した際は、手話が利用できる施設内の環境の整備に対するご要望をお伝えします。
71	I	2 3	その他	—	補聴器を併用したからよく聞こえるわけでもなく、自分に合った聞き方にするには聴こえのリハビリに2～3回通う必要があり、難聴者は高齢者が多い。リハビリに通える場所の問題がある。3か所くらいの補聴器店指定を設置してほしい。	E ご意見として伺います。 身体障害者手帳を持っている聴覚障害者への補聴器の支給は、医師の判定を基に補装具費として、購入費用を給付しています。補聴器の調整、購入場所については約30店舗と協定を結んでいます。 高齢者向けの補聴器支給事業では、ご本人の聴力や使用環境に応じて補聴器を調整し、支給後の再調整や相談等にも対応できる、認定補聴器技能者のいる事業者を選定し、事業を実施しています。今後も、支給場所について区民の利便性に配慮しながら、補聴器の調整・相談等を確実に行える事業者を、適切に選定してまいります。
72	I	3 7	7	進 障害者グループホームの設置促進	聴覚障がい者がコミュニケーション等、楽しめるように配慮してほしい。 老人ホームに入居しても聴覚障がい者の仲間がおらず、一人で寂しく暮らしている人もいと聞く。ホーム職員にも手話を覚えてもらい、手話で会話して明るく生活してもらいたい。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」では、事業者の役割として、障害の特性に応じた意思疎通を含め多様な手段を積極的に活用し、円滑にサービスが利用できるよう、必要な措置や合理的配慮に努めることとしています。今後も、事業者への説明も含め、障害への理解及び意思疎通のための多様な手段の利用の促進に努めていきます。
73	I	3 7	7	障害者グループホームの設置促進	障害者のための老人ホームを作ってほしい。（聴覚障害者は通常の施設だとコミュニケーションがとれず、寂しい思いをすると聞いたため）	E ご意見として伺います。 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地を活用した特別養護老人ホームの整備を進めています。また、社会福祉法人等による区内民有地におけるグループホームの整備が推進されるよう、東京都の補助制度を活用した支援を行っていきます。なお、事業者が決定した際は、手話が利用できる施設内の環境の整備に対するご要望をお伝えします。
74	I	3 7	7	障害者グループホームの設置促進	以前、新宿年金事務所の地下に、中央社会保険健康センター（ベアール新宿）があったが残念ながら閉鎖された。交通至便な場所でもあり、よく利用していた。 区の管轄ではないが、新たな場所を探すよりも改築等を行い、聴覚障害者専用で利用可能な施設等有効活用される案を要望する。	E ご意見として伺います。 中央社会保険健康センター（ベアール新宿）や現存施設の改修等を含め、現在、聴覚障害者専用の施設を整備する予定はありません。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
75	I	3	7	障害者グループホームの設置促進	民設民営方式ではなく、区が責任を持ち公設民営で整備すること。清風園廃止は区民の民意を無視しているとともに、建物解体・擁壁改修工事が2023年までかかり、2025年度に開設予定では時間とコストがかかりすぎる。区が責任を持ち2023年までに少なくとも1所以上は他所に増設する計画を立てること。速やかに増設を進めるために、角筈住宅跡地や旧市ヶ谷商業高校跡地を活用し整備すること。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>障害者グループホームの整備に関しては、公募により選定した実績のある社会福祉法人等がその専門性を活かして運営していくことが最善と考えており、区としては安定的な経営を維持できる条件を整備していきます。</p> <p>なお、区有地については、現在、高齢者いこいの家「清風園」の跡地以外にはグループホームを整備できる区有地はありません。また、旧都立市ヶ谷商業高校跡地はすでに用途が決まっており、都営角筈住宅跡地については、当該土地の所有者である東京都が、跡地活用の方針を検討しており、この中で、土地の持つポテンシャルを最大限に生かしながら、地域の意向が反映されていくことが望ましいと考えています。</p> <p>今後も、活用できる区有地や国、所有地があるときは、障害者グループホーム建設を視野に入れ検討していきます。</p>
76	I	3	経常事業	進 障害を理由とする差別の解消の推進	SDGsの目標から言ってもあらゆる差別の解消はますます重要であり、「障害を理由とする差別の解消の推進」も経常事業化するのではなく、「障害者差別禁止条例」を制定することを計画事業として推進すべき。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>平成28年4月1日の障害者差別解消法の施行により、理念が共有化され、国、自治体、事業者の取り組みべきことが明確になり、既に様々な取組が行われています。さらに平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、障害者差別解消に向けた取組も充実しています。このため、区独自の条例制定は考えていませんが、障害者差別解消に向けた施策に引き続き取り組んでいきます。</p>
77	I	3	経常事業	障害を理由とする差別の解消の推進	「手話言語」条例を制定したものの障害者の意思疎通に関する具体的な事業計画がほとんど示されていない。手話通訳者、字幕速記者等の所得を保障し、人材確保、就労機会を促進すること。きこえの支援充実のため、区施設にヒアリンググループを整備し、区民への貸出を行うこと。失語症者向けの支援者を派遣する事業を行うこと。以上を計画事業として位置付けること。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>区では視覚障害者や聴覚障害者等の意思疎通支援が必要な方々と懇談会を行い、要望や意見を聴き、実行可能な要望については、実施できるよう努めています。令和3年1月初旬からは、窓口でタブレット端末や障害者が所有するスマートフォンを利用した、音声認識アプリを含む遠隔手話通訳サービスの運用を開始しています。</p> <p>手話通訳者については、手話講習会を実施し、参加者の技術の向上を図るとともに、区登録手話通訳者の試験を行い、育成を行っています。また、東京手話通訳者派遣センターに手話通訳者等の派遣調整を委託し、就労の機会を適切に提供できるよう努めています。</p> <p>ヒアリンググループについては、携帯型ヒアリンググループ等を揃え、区民が区立施設の会議室を利用する際などに活用できるようにしています。区民等への貸し出しについては、令和2年9月から新宿区社会福祉協議会にある新宿区視覚障害者交流コーナー・新宿区聴覚障害者交流コーナーで、実施しています。</p> <p>失語症者向け意思疎通支援者養成講習会修了者の派遣や様々な意思疎通手段の支援など、施策を推進する中で研究していきます。</p> <p>障害者の意思疎通に関する支援は「障害者地域生活支援事業」の中で経常事業として、令和3年度以降も引き続き実施していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
78	I	3	経常事業	障害を理由とする差別の解消の推進	精神障害者への障害者福祉手当を、1級だけでなく2級、3級へと拡充すること。精神障害者への正しい知識と理解の促進のため、小・中学校で精神保健教育を行うこと。以上を計画事業として位置付けること。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>手当や年金などの経済的支援については、第一義的に国の役割であり、各自治体で同様の支援が受けられることが望ましいと考えています。手当の支給については、都の制度内に精神障害者を位置付けるように働きかけていきます。区としては、都が制度化するまでの間、精神障害者への心身障害者手当について、精神保健福祉手帳1級を対象に独自に支給するとともに、引き続き国及び東京都に対し、手当の支給について要望してまいります。精神保健福祉手帳2級・3級については、就労関係などのサービス提供を主眼に対応してまいります。</p> <p>区立学校では障害者理解教育を推進しており、精神障害等障害についても各校の状況に応じて、学校ごとに学習内容を選択し、児童・生徒の障害に対する理解をより深めるための取組を行っています。</p> <p>また、人権尊重の理念を正しく理解し、精神障害者等への誤解と偏見を防ぎ、正しい知識の普及と理解の促進を図るために教育活動全体を通じて人権教育を推進しています。</p> <p>精神保健教育の実施について、計画事業として位置付けることは考えていませんが、引き続き、各校の状況に応じた、障害者理解教育の取組を実施してまいります。</p>
79	I	3	その他	—	携帯電話を買い替えたとき、事業者を乗り換えた。その際、申請時に本人確認が必要で電話口で名前と電話番号を伝える必要があり、何度も名前を声に出して伝えたが、聞き取れないと言われ、電話での申請ができず、わざわざ窓口に行くこととなった、その際、事業者の人にも本人確認の方法について、ろう者への理解が無く、テレビ通話など新しい確認方法を検討してほしいと伝えた。 大手の事業者のため、障害者でも健聴者と同じ対応ができるようにしてほしい。	C <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」では、事業者の役割として、障害の特性に応じた意思疎通を含め多様な手段を積極的に活用し、円滑にサービスが利用できるよう、必要な措置や合理的配慮に努めることとしています。今後も、事業者への説明も含め、障害への理解及び意思疎通のための多様な手段の利用の促進に努めていきます。</p>
80	I III	3 12	その他	—	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月に公布・施行され一部の地方公共団体においては、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画が定められていますが新宿区はどうか？人権政策、福祉政策としての市民文化行政は公平・平等であると思う。 一方都市としての活性化、観光振興、都市プロモーションとして集中重点的には良いと思うが両者は別に考えながら一方的ではバランスが悪いと思う。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」の策定については、他自治体の動向を注視しながら検討していきます。</p> <p>現在見直しを行っている「新宿区障害者計画」では、法の趣旨を踏まえ、文化芸術の鑑賞、参加、創造にかかわる区の取組や施策の方向性を盛り込む予定です。</p> <p>区における具体的な取組として、障害者福祉センターでは、書道や陶芸講座等、様々な内容の講座講習会を実施しています。また、新宿生活実習所では、通所する利用者の日々の暮らしや活動による成果、作品などを地域社会に紹介する「ばればれアート展」を開催しています。</p> <p>このほか、障害者週間に合わせて新宿駅西口広場やギャラリーオーガード「みるく」で開催される「障害者作品展」では障害者の作品が展示・発表され、多くの人の目に触れることで創作へのモチベーション向上につながっています。</p> <p>今後も、障害の有無にかかわらず、鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう取り組んでいきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
81	I	4	9	着実な保育所待機児童対策の推進	<p>保育所の増設は進んでいると思うが、園庭のない園が多いのは子どもにとって不利益だと思う。</p> <p>家から近い保育園に行けない、保育の質に納得できる園に行けない、兄弟で違う保育園になる、など、まだまだ不十分だと思う。</p> <p>保育の環境と質を向上させる施策をお願いしたい。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>待機児童解消が重要な課題となって以降、機動的に保育定員を確保するため、賃貸物件を活用した保育所の整備を中心に進めてきました。新宿区のような都心部においては、園庭の設置が可能な物件だけでは、待機児童解消が進みにくいのが現状です。しかし、活用可能な公有地の情報を随時収集するなど、できるだけ良好な環境を提供できるよう努めています。</p> <p>区では、区立園を中心とした周辺園において顔の見える関係づくりを行うことで、区立園の園庭を開放したり、公園の利用時間などの情報共有もできる体制を確保しています。</p> <p>また、多くの園が区立学校の校庭等を運動会で利用するなど、学校等も含めて活用することで、保育の質の向上にも努めています。</p> <p>入園申込みの際には、住居からの距離、きょうだいと同じ園に通いたい等、聞き取りにより、可能な限りご希望に沿うよう希望園に関する助言を行っています。また、きょうだいが在園している園に入園する際の優先する仕組みがあります。こうした取組と合わせて、保育所がより利用しやすくなるよう、保育ニーズを踏まえて整備を進めていきます。</p>
82	I	4	9	着実な保育所待機児童対策の推進	<p>2020（令和2）年4月時点の待機児童数が1人で、2023（令和5）年度末の目標「保育所待機児童数0人」とあるが、認証保育所3所が廃園となることを考慮した認可保育園の整備計画とすべきである。認証保育所がなくなるということは、認可保育園の待機児童の受け皿が無くなるということであり、認可保育園の待機児童を年度末でゼロという目標にすべきである。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>区の認可保育園の整備は、認証保育所在籍児数を含まない、国の待機児童の定義に基づき、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）令和2年度～令和6年度」の見直しを通じて行っているため、認証保育所の在籍児童を待機児童に含め、計画に反映することは考えていません。</p> <p>計画では、認証保育所の利用者等の中には、認可保育園を希望する方がいることから、余裕を持った確保方策を進めています。</p> <p>認証保育所3所の閉園による確保方策への影響も想定されることから、令和2年度中に行う計画の見直しでは、直近の人口推計に基づきながら、閉園の影響も反映させていただきます。</p> <p>なお、年度途中における入園希望については、複数の園で、ゼロ歳児の10月入園枠を確保して対応しています。</p> <p>年齢にもよりますが、毎年4月以降に徐々に定員が埋まっていく園が相当数あることから、今後も、直近の人口推計や保育所の整備結果、住民登録者数や認可保育園の申込状況等も踏まえ、毎年見直しを的確に行うことで、待機児童解消に努めていきます。</p> <p>毎年、4月入園の申込において認可保育園が内定しても、これを辞退し認証保育所等を選ぶ方が一定数いる状況であり、認可保育所とは異なる独自ニーズもあるものと考えています。</p>
83	I	4	9	進 着実な保育所待機児童対策の推進	<p>令和2年度末の現況（予定）の「保育所待機児童数1人（令和2年4月時点）」は、第二次実行計画の本計画ではどのように記載するのか。</p> <p>簡潔に経緯も含めて示してほしい。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>新宿区における待機児童数は、平成31年4月時点で2人、令和2年4月時点で1人となりました。このため、本計画においても、令和2年度末の現況（予定）の「保育所待機児童数1人（令和2年4月時点）」と記載します。なお、引き続き、令和3年4月時点で0人となるよう整備を進めていきます。今後も各年度当初の待機児童数0人を継続することを目標に、令和5年度末の目標として「保育所待機児童数0人」と記載しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
84	I	4	9	着実な保育所待機児童対策の推進	第一次実行計画の32(2020)年度末の目標にある「専用室型一時保育の空き状況の情報提供（区立園、私立園：月3回）」は、第二次実行計画の令和2年度末の現況（予定）には記載がないが、どうなったのか。	F ご質問に回答します。 第一次実行計画における、「専用室型一時保育の空き状況の情報提供（区立園、私立園：月3回）」については、情報提供の頻度を上げ、広く利用を促進したいという主旨で記載していましたが、現在では経常的に情報提供体制を整えることができたことから、記載しないこととしました。
85	I	4	9	着実な保育所待機児童対策の推進	「第一次実行計画ローリング 平成31(2019)年度」によると、「市街地再開発に伴う私立保育所（整備）西新宿五丁目北は整備時期を32(2020)年度から計画期間外の34(2022)年度に変更するため削除」とあるが、どうなったのか。	F ご質問に回答します。 市街地再開発事業においては、事業の進捗状況により、竣工時期が変更されることがあります。そのことが竣工後の保育所整備期間にも影響します。「市街地再開発に伴う私立保育所（整備）西新宿五丁目北」については、今般さらに、竣工時期が令和4年度末に変更となったため、保育所整備は令和5年度に先送りとなり、第二次実行計画でも令和5年度の計画として記載しています。
86	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	質の高い学童クラブを増設してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 学童クラブは、業務を委託するにあたり、事業者を選定するための選定を行っています。その際事業者の現場の状況を確認したり公開プレゼンテーションや事業者ヒアリングを行うことで、質の良い事業者を選定しています。事業者決定後も、毎年学童クラブ児童及び保護者からアンケートを取り、満足度を確認しています。 また、学童クラブは保育士等の資格を持った専任の職員が従事しており、研修についても適時実施することで、従事職員のスキル向上に努めています。 さらに、区職員が定期的に学童クラブを巡回し、運営状況について把握、アドバイスを行うことで、運営の質の向上を目指しています。 学童クラブの増設については、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）令和2年度～令和6年度」に基づき、児童館内に専門スペースを確保するほか、待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」の実施や民間学童クラブの誘致などを行うことで対応していきます。
87	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	学童クラブを増設し、学童クラブの定員オーバーを解消すること。戸塚第一小学校など学校内学童クラブ未設置校に可能な限り設置すること。学童クラブの1支援単位（ユニット）の定数を現在の60人から条例本則の40人に直ちに改善すること。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 学童クラブの需要増については、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）令和2年度～令和6年度」に基づき、児童館内に専門スペースを確保するほか、待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」の実施や民間学童クラブの誘致などを行うことで対応していきます。 また、1支援単位（ユニット）の定数については、国基準の40名に改善を検討していきます。
88	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	通っている落四小のひろばが再開されず、放課後の子供達の居場所がなく、行ける場所は近所の公園くらいである。公園には小さな子どももいるので、小学生がたくさんいて走り回っているとハラハラしてしまう。苦情を言う近所の方もいるようで、心配しながら見守っている。 だからといって、小学生にも安全に遊ぶ場が必要である。ひろばが再開されたら、思いっきり校庭で走れるのに、と思っている。検討してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない中、不特定多数の児童が一堂に会する「放課後子どもひろば」は、3密を避けて事業を実施することが難しいため、現在は休止しています。 感染を予防しつつ再開に向けて現在検討をしています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
89	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	放課後子どもひろばを再開してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない中、不特定多数の児童が一堂に会する「放課後子どもひろば」は、3密を避けて事業を実施することが難しいため、現在は休止しています。 感染を予防しつつ再開に向けて現在検討をしています。
90	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	<p>学童クラブは今の社会にますます必要な事業である。子どもの育ちを考えれば、放課後児童クラブの国の基準に沿って運営すべきと思う。つまり増設と質の確保をお願いしたい。学童クラブの需要は増加しているため、学童クラブと目的の異なる放課後子どもひろば事業ではなく学童クラブを増設すべきだと思う。学童クラブに行きたい小学生はみんな学童クラブを利用できるように増設すべきだと思う。</p> <p>年間では学校にいる時間よりも長い時間を過ごすもいる学童クラブの質を確保するために、国基準以下の大規模や詰め込みで対応するのではなく、増設してほしい。新宿の30の学童クラブのうち定員オーバーは18であった。</p> <p>また、子どもが毎日安心して過ごせる、仲間や先生と信頼関係を築ける適正規模として、国は40名以下を基準としているのだから、40名以上で運営するのではなく、適正規模の学童を作るのがよいと思う。よく行政職員は、大規模学童はみんな遊ぶからいいと言うが、よくみると子どもは決まった同じ学年の友達と遊んでいることが多いそうである。先生たちが子どもと向き合えず、管理だけになりやすいという現状もある。先生が怒鳴ってばかりという現場も見かけた。</p> <p>40名以下の学童クラブは30の学童クラブのうち4つである。みんなと遊ぶために放課後子どもひろばや児童館など学童の外に行く活動も行いながら、放課後の生活の拠点として一人ひとりに適切な対応ができるように学童クラブを40名以下の適正規模で運営するのがよいと考える。</p> <p>放課後の子どもの居場所は未来を生きる力を育む重要な土壌なので、区にはしっかりと考えていただきたい。</p>	E ご意見として伺います。 学童クラブは、保育士等の資格を持った専任の職員が従事しており研修についても適時実施しています。 また、区職員が定期的に学童クラブを巡回し、運営状況について把握、アドバイスを行うことで、運営の質の向上を目指しています。 学童クラブの需要増については、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）令和2年度～令和6年度」に基づき、児童館内に専門スペースを確保するほか、待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」の実施や民間学童クラブの誘致などを行うことで対応していきます。 国の基準で示されている40名は1支援単位（ユニット）の基準人数であり、1つの施設に複数の支援単位（ユニット）があっても運営は可能です。 また、職員配置については、児童登録数40名に対して、国の基準人数以上の有資格職員を配置しており、児童の日々の育成に適切に対応しています。
91	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	<p>学童の増設と質を向上してほしい。</p> <p>ひろばではなく学童に入りたい人は学童に、入れるようにしてほしい。</p> <p>定員オーバーの詰め込みではなく需要にみあうよう増設してほしい。</p> <p>国の基準に従い40名以下の適正規模の学童で運営してほしい。</p> <p>学校内学童では学校の理解・協力が不十分なところもあるので、放課後のこともたちの育ちを理解してもらえるようにしてほしい。</p>	E ご意見として伺います。 学童クラブは、保育士等の資格を持った専任の職員が従事しており研修についても適時実施しています。 また、区職員が定期的に学童クラブを巡回し、運営状況について把握、アドバイスを行うことで、運営の質の向上を目指しています。 学童クラブの需要増については、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）令和2年度～令和6年度」に基づき、児童館内に専門スペースを確保するほか、待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」の実施や民間学童クラブの誘致などを行うことで対応していきます。 国の基準で示されている40名は1支援単位（ユニット）の基準人数であり、1つの施設に複数の支援単位（ユニット）があっても運営は可能です。 また、職員配置については、児童登録数40名に対して、国の基準人数以上の有資格職員を配置しており、児童の日々の育成に適切に対応しています。 学校と学童クラブの連携については、双方の現場の職員が、児童の状況等の共有や学童クラブの運営等についての情報交換を行っています。引き続き適切に連携し、協力関係を築いていきます。



No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
92	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	<p>今はまだ、学童クラブは子どもが育つ場としてふさわしい環境とは言えないので、学童保育の質の向上のため、研修や環境改善、学校の理解・協力を得る、委託事業者の保育の質の評価や選定方法の見直し、区の責任の明確化などの取組もしてもらいたい。</p> <p>子どもの権利、子どもの主体性、叱るより対話、虐待や子どもへの不適切な対応防止を重視してもらいたい。</p> <p>放課後の子どもの居場所は未来を生きる力を育む重要な土壌なので、区にはしっかりと考えていただきたい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>学童クラブは、保育士等の資格を持った専任の職員が従事しています。小学校内学童クラブでも、学校教員ではなく、学童クラブの専任の職員が従事しています。研修については、都・区主催のほか、委託事業者も従事職員向けに実施しています。</p> <p>また、学校と学童クラブの連携については、双方の現場の職員が、児童の状況等の共有や学童クラブの運営等についての情報交換を行っています。</p> <p>なお、民間委託は、委託事業者ならではのアイデアによる行事や、時間延長などサービスの拡充につながっています。毎年度実施している利用者からのアンケートでもよい評価を得ており、利用者代表で組織されている「運営協議会」からも、継続して運営することが妥当との判断がされている点から、有効な手法と考えます。</p> <p>区では、引き続きこれらの取組を推進し、学童クラブの適切な運営に努めています。</p>
93	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	<p>児童館や学童クラブの民間化が業務委託から始まり、17年になるが、限られた財源を活かすための施策は検証されたのか。財政面では成功したと言えるかも知れない。</p> <p>身近なところで見ている限りでは、それによるしわ寄せが生まれていると感じる。</p> <p>昨年の台風の時、民間業者の職員は遠方から通勤しているケースが多く、管理体制に危険を感じた。そのことが今年の新型コロナウイルスにより一斉休校となった際にも、その危険性をまざまざと感じざるを得なかった。保護者不在の子どもたちを日々保護していた学童クラブやひろばプラスの職員は、感染症の危険に怯えながら通勤していた。</p> <p>ぜひそのような有事の際には、業者職員が短時間で通勤できるよう支援してほしい。区内ビジネスホテルの利用を支援するなど策は講じられるのではないかな。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>民間への委託については、民間事業者ならではのアイデアによる行事や、時間延長などサービスの拡充につながっており、利用者アンケートでも高い評価を得ている点から、有効な手法と考えます。</p> <p>台風やコロナ禍等の状況においては、委託事業者と協議し、職員配置等について調整のうえ、施設を運営しています。また、通勤に関しても、雇用主である委託事業者が配慮するとともに、鉄道の計画運休等により職員が帰宅困難となった場合には、職員が施設に留まれるよう対応するなどしています。</p> <p>今後も事業者と連携し、児童館や学童クラブの適切な運営に努めています。</p>
94	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	<p>今回のコロナ禍において、教育委員会と子ども家庭部の連携がうまく取れてなかったり、学校と学童の中での連携がうまくいかなかったりもう少し、子どもを中心にタイムラグをなくすような仕組みの充実と拡充。子どもの居場所である施設の整備をお願いしたい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>子ども家庭部と教育委員会は、定期的に協議の機会を持っており、相互に情報交換しています。また、学校と学童クラブの現場の職員間でも児童の状況等を共有し、学童クラブの運営についての情報交換を行っています。</p> <p>今後も子どもの健全な育成のため、引き続き、子ども家庭部と教育委員会との適切な連携を図っていきます。</p>
95	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	<p>落合第四小学校の学区内に児童館を設置すること。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>児童館については、小学校区の単位で設置していません。区では、児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、今後児童館を新たに整備する予定はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も引き続き地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。</p>
96	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	<p>0～18歳の子どもの居場所、育ちの場である児童館は、地域の子どもたちにとって重要な居場所である。それは、子どもが通える範囲にないと利用できない。</p> <p>落四小は学区に児童館がなく、児童館は大きな道路や線路の向こうで小学生の行動範囲を超えているためなかなか利用できない。落四の学区内で子どもの通いやすい場所に児童館を作り、そこに学童クラブも増設したらよいと思う。</p> <p>放課後の子どもの居場所は未来を生きる力を育む重要な土壌なので、区にはしっかりと考えていただきたい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>児童館については、小学校区の単位で設置していません。区では、児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、今後児童館を新たに整備する予定はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も引き続き地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
97	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	落四地区に児童館を作してほしい。 子どもの居場所に選択肢を持たせてあげてほしい。今はまだ小学校の低学年なので学童で過ごしてもらっているが今後が心配である。	E ご意見として伺います。 児童館については、小学校区の単位で設置していません。区では、児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、今後児童館を新たに整備する予定はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も引き続き地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。
98	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	児童館がない地域へ児童館を整備してほしい。	E ご意見として伺います。 児童館については、小学校区の単位で設置していません。区では、児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、今後児童館を新たに整備する予定はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も引き続き地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。
99	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	落四学区に児童館を作してほしい。	E ご意見として伺います。 児童館については、小学校区の単位で設置しておりません。区では、児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、今後児童館を新たに整備する予定はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も引き続き地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら運営していきます。
100	I	4	10	放課後の子どもの居場所の充実	児童館の充実を区の計画にのべてほしい。	E ご意見として伺います。 区では、児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、今後児童館を新たに整備する予定がないことから、「児童館の充実」を計画事業とする予定はありませんが、児童館は、児童の健全育成の観点からも必要と考えているため、今後も地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら運営していきます。
101	I	4	11	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	新宿区も周辺の区と同様に、産後ケアの助成を行ってほしい。 私は今年の6月に第1子を出産した。実家は遠方、義実家は新宿区在住だが、義母が体調不良により、周囲の助けなく子育てに励んできた。しかし、やはり育児は想像を絶する大変さであった。 産後ケアの一環として、宿泊で支援してくれる施設があると聞き調べたが、1日3万円、1泊6万円と非常に高額で、出産を機に収入が減った私たちには出せる金額ではなかった。 近隣の中野区を例にとると、区からの助成により1日3千円、1泊6千円で利用できるとのこと。豊島区、杉並区、渋谷区も助成があるとのこと。 調べたところによると、東京都では、区や市ごとに大きな違いがあるのは問題だとし、産後ケア事業に関しては、全額助成すると予算がついているが、自治体ごとのため、なかなか進まないとのことだった。 ある助産院のSNSでも、新宿区の産後ケア事業の遅れについて触れられている。 今後も新宿区で暮らす予定であり、もちろん、第2子、3子も欲しいと思っている。周囲のママ友も、助成があれば、安心して、2人目以降を考えることができると話していた。 どうか、子育て世帯へ支援をお願いしたい。 (新生児特例給付金、ありがとうございました。)	A ご意見の趣旨を計画に反映します。 区では、産後うつ予防などの視点から、すべての妊婦の方を対象に保健師などの専門職が面談し、必要に応じた事業やサービスのご紹介等を行う「ゆりかご・しんじゅく」や、赤ちゃんが生まれたご家庭に助産師や保健師などが訪問し、育児相談を行う「すくすく赤ちゃん訪問事業」など、妊娠から出産、子育て期まで様々な支援を行い、育児への負担や不安の軽減を図っています。 また、ご意見のような区民ニーズを踏まえ、産後の母体の回復や産後うつ、慣れない育児に対する支援を充実させるため、区としても産後ケア事業の実施に向けた調整を行ってきました。素案では「調整中」としていましたが、調整が整ったことから令和3年度よりショートステイ型の産後ケア事業を開始し、区が一部費用を助成することで経済的負担の軽減も図っていきます。 今後も、新宿区で安心して子育てができるよう、母子保健サービスを充実させていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
102	I	4	11	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	<p>第二子の妊娠時期には胎盤剥離の可能性があり、万が一早産になると子どもの命が危ないと言われた。経済的に仕事を休むこともできず、第一子を育てながらその時期を恐る恐る送った。なるべく日常を自助により過ごすために、町の中に気軽に休めるスペースがあれば良いと切に感じた。</p> <p>寝ころびはできないけれど、ちょこっと座れるベンチが既に設置されている地域もある。</p> <p>ご高齢の方にとっても、持病のある方にとっても、少しでも自力で外へ出られるよう、ベンチをあちこちに設置していただけたら良いと思います。※ユニバーサルデザインにも関係します。</p> <p>また、産後のケアはその後の子育てにとても大きな影響がある。都会特有の若い世代の家庭環境などもあると思う。産後うつなどを回避し健全な子育てをおこなっていただけるようなケアシステムをつくってほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>区では、令和元年度から2年間で高齢者が気軽に街歩きを楽しめるよう新たな防護柵ベンチを設置しています。一方、気軽に休憩場所として利用できる防護柵ベンチの設置には、歩道の幅員が十分確保されるなどの条件があります。</p> <p>区では現在、住む人、働く人、訪れる人など、誰もが移動しやすく利用しやすい快適な都市空間の形成のため、「新宿区移動等円滑化促進方針」の策定に取り組んでおり、この方針に基づき一層のリアプリー化を図っています。</p> <p>また、産後のケアについては、産後うつ予防などの視点から、すべての妊婦の方を対象に保健師などの専門職が面談し、必要に応じた事業やサービスのご紹介等を行う「ゆりかご・しんじゅく」や、赤ちゃんが生まれたご家庭に助産師や保健師などが訪問し、育児相談を行う「すくすく赤ちゃん訪問事業」など、妊娠から出産、子育て期まで様々な支援を行っています。</p> <p>さらに今後は、産後の母体の回復や産後うつ、慣れない育児に対する支援を充実させるため、令和3年度からショートステイ型の産後ケア事業を開始します。</p> <p>すべての方が健やかな子育てを行っていただけるよう、関係機関と連携・情報共有しながら切れ目のない支援の充実を図っていきます。</p>
103	I	4	経常事業	子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	<p>この事業は「人や社会との関わり方に困難を抱える若者を支援していく」とされているが、コロナ禍でますます支援を必要とする若者が増えることが予想されるもて、この事業を経常事業化するのではなく、引き続き計画事業として引きこもりがちな若者の訪問事業などを充実すべきである。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>子どもから若者までの切れ目のない支援の充実については、子ども家庭・若者サポートネットワーク及び子ども・若者相談窓口の運営において、関係機関の連携による支援や相談窓口の運営体制の基盤が確立し、取組として定着していることから経常事業化としました。引き続き、若者支援につながる施策を関係部署が連携して着実に取り組んでいきます。</p>
104	I	4	12	児童相談所設置準備	<p>第二次実行計画で児童相談所の開設時期を明確にすべきである。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>児童相談所の開設時期については、引き続き、児童福祉法施行令で定められた職員配置基準を満たす人材を確保する必要があるため、現時点では明確にすることはできません。</p> <p>今後も、計画的に専門性のある職員の育成、社会的養護の体制整備等、開設準備に取り組んでいくことで、令和6年4月以降の開設を目指していきます。</p>
105	I	4	12	児童相談所設置準備	<p>民生児童委員主任児童委員には、地元で対象家庭の見守りをする実務があるが、「関係機関が連携」の一文にあって主任児童委員の役割や研修も強化できるのか。</p> <p>現在、ある主任児童委員から、事案の関与に行政担当者の指示にむらがあることを聞く。</p>	<p>ご質問に回答します。</p> <p>民生委員・児童委員、主任児童委員に願う児童虐待防止に向けた見守り等の役割については、研修等を実施していますが、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、例年行われている「四者協（児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会）」が中止になるなど、研修の機会が減少しています。2月には、主任児童委員部会で、子ども家庭支援センターや区内警察署が事例を情報共有する機会を設ける予定もあり、今後も引き続き、関係部署と連携して研修等を実施していきます。</p> <p>また、民生委員・児童委員に見守りを願う場合、事前に子ども家庭支援センターから期間(終了時期含め)、頻度、状況の確認方法を説明します。担当ごとの指示に差が生じないように、各子ども家庭支援センターで依頼方法等を統一し、わかりやすく説明するよう努めています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の方
106	I	4	経常事業	発達に心配のある児童への支援の充実	P.27の「発達に心配のある児童への支援の充実」では、ペアレントメンターを登用することに新宿区の当事者に寄り添う姿勢を感じた。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 ペアレントメンターは、障害児の子育て経験のある親が、その経験を活かし、発達に遅れや偏りのある児童を育て悩んでいる保護者に対して相談や助言を行っています。引き続き、当事者に寄り添った支援を行えるよう努めていきます。
107	I	4	経常事業	発達に心配のある児童への支援の充実	経常事業化するのではなく、保育所等への訪問支援を計画的に充実するなど、計画事業として残すべき。	E ご意見として伺います。 本事業は、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着していることから、第二次実行計画では経常事業としています。 保育所等訪問支援は、利用契約を結んでいる家庭の児童に対して訪問支援員が保育園等の集団生活の中での直接的支援や、間接支援（園との連携）を行うものであり、発達支援事業所が積極的に件数を増やせるものではありません。 そのため、本事業は経常事業として引き続き、安定的に事業を行えるよう努めていきます。
108	I	4	経常事業	子どもの貧困の連鎖を防止するための取組	第一次実行計画と同様に、「※ 本経常事業に関する主な計画事業（再掲）、経常事業等」を記載してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 本事業に関連する計画事業、経常事業を記載します。
109	I	4	経常事業	子どもの貧困の連鎖を防止するための取組	欄外に以下の記載をしてほしい。 ○第一次実行計画と同様の以下の記載 「※「新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標」のうち、区の状況と国の状況を比較できる16項目（①～⑯）」 ○子ども・子育て支援事業計画（第二期）と同様の以下の記載 「区が独自に設定した8項目を加えた計24項目」	E ご意見として伺います。 「子どもの貧困の連鎖を防止するための取組」は、第二次実行計画では経常事業となることから、実行計画における指標設定を行わないため、本計画に指標は記載しません。 「子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標」は、現在、国の新大綱の策定を受けて見直しを行っています。見直しの考え方や新指標については、「新宿区子どもの貧困対策計画」を包含する「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）令和2年度～令和6年度」の見直しにおいて記載していきます。
110	I	4	経常事業	子どもの貧困の連鎖を防止するための取組	第一次実行計画の時に掲げた数値目標も完全に達成していないのに、経常事業化すべきではない。コロナ禍で格差と貧困は更に深刻になることが予想される。この事業は経常事業化するのではなく、計画事業として更に強化をする必要がある。例えばひとり親家庭への支援や就学援助の拡充、給付型奨学金の充実など。	E ご意見として伺います。 「子どもの貧困の連鎖を防止するための取組」は、令和2年3月に「新宿区子どもの貧困対策計画」を策定し、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着していることから、第二次実行計画では経常事業としています。 経常事業となっても、全庁での総合的な推進体制である「子どもの貧困対策検討連絡会議」を中心に、子どもの貧困対策に資する事業の推進及び指標による実施状況の確認を行い、着実に取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
111	I	4	経常事業	子どもの貧困の連鎖を防止するための取組	子どもの貧困対策を計画事業とした上で、学校給食の無償化や、児童手当と私立幼稚園・認証保育所の保育料に係る補助金を毎月支給にすることなど、さらなる取組を具体化すること。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>児童手当法では、児童手当を毎年2月、6月及び10月に、それぞれの前月までの分を支払うと規定されています。そのため、自治体の裁量により支給月を変更することはできません。</p> <p>認証保育所の保育料に係る補助金の支給については、児童の在籍状況の確認等における施設の負担や審査期間を踏まえて、年4回に分けて支給し、保護者の費用負担の軽減を図る取組を引き続き行っていきます。</p> <p>学校給食に要する経費については、学校給食法が規定する経費負担区分を踏まえ、保護者に対して食材料費相当額の負担をお願いしており、経済的な理由により給食費を負担することが困難な保護者に対しては、就学援助で適切に対応しています。</p> <p>学校給食の無償化については、法改正や必要な財源措置など、国がその方向性を定めるものと考えているため、国の動向を引き続き注視してまいります。</p> <p>私立幼稚園の保育料に係る補助金を毎月支給する場合、幼稚園の事務負担が増大するため、各園の意向も踏まえ検討してまいります。</p>
112	I	4	経常事業	子どもの貧困の連鎖を防止するための取組	「施策の情報を確実に得られるよう周知の充実」とありますが具体的にどうするのか。 必要とする家庭に十分届いているのか不安も感じます。	F <p>ご質問に回答します。</p> <p>平成30年度より、支援を必要とする家庭が区の施策の情報を確実に得られるよう、「子育て支援施策ガイド」を作成し、学校を通じて区立小・中学生全員に配布しています。あわせて、教職員や地域で子どもの育ちを支援している関係団体、機関等にも配布し、活用いただくとともに、区ホームページに掲載し広く周知を図っています。</p> <p>今後も、本ガイド等により、子育てを支援する施策の周知を図り、支援を必要とする家庭が必要なサービスを利用できるよう努めてまいります。</p>
113	I	4	その他	—	保育内容の充実、質の向上をもっと図ってほしい。 ビルの中の認可保育園が増えているので、子どもの発達をしっかりと捉えて運動能力を高めてほしい。	D <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>保育内容の充実、質の向上については、子どもたちの遊びを豊かにするために、様々な職員向けの研修や巡回サポートチームによる支援を行ってまいります。</p> <p>運動能力の向上については、区では、区立園を中心とした周辺園において顔の見える関係づくりを行うことで、区立園の園庭を開放したり、公園の利用時間などの情報共有もできる体制を確保しています。</p> <p>また、多くの園が区立学校の校庭等を運動会で利用するなど、学校等も含めて活用することで、保育の質の向上にも努めています。</p>
114	I	4	その他	—	保育料無償化については、区として保育園も満三歳児からにしてほしい。 幼稚園との差があり、不平等である。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>幼稚園については、満3歳から利用できることが法律に定められていることなどから、満3歳から無償化の対象とされており、これは国の制度です。この点について、区では国の制度に則して実施しています。</p> <p>なお、新宿区内に所在する幼稚園では、私立園1園を除き入園申込みの受付は、満3歳からではなく、3歳児クラスからとされており、無償化の対象期間は保育園と同じ期間となっています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
115	I	4 5	その他	—	いじめ問題や、児童虐待問題は、関係団体などの連携強化が必要だと思う。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク（児童福祉法の「要保護児童対策地域協議会」として位置付け）における関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応、個別ケース検討会議での共有と支援等を強化していきます。 また、各学校では、いじめや児童虐待など、幼児・児童・生徒を取り巻く様々な問題について、警察や児童相談所等、関係各所と連携しながら対応を進めています。
116	I	5	13	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	現在、月1回の会議と月2～3回の朝遊び（7:50～8:15）の立会に参加している。 今年度は新型コロナウイルス対策上休みが続いてしまったが、機会があれば、生徒への紹介の場を時々頂いた方が良い。（今年は特に回数が減ってしまった為）	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 地域協働学校の活動は、学校と地域との顔の見える関係づくりにおいて重要な意義があり、児童・生徒が地域の方と接する貴重な機会となっています。今後、例えば、活動される方の顔写真や活動内容を校内に掲示するなど、各地域協働学校運営協議会で検討・工夫しながら、児童・生徒への紹介の機会を設けるよう取り組んでいきます。
117	I	5	13	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	小学校と中学校では、学校と地域の関わり方の違いがある。連携することでプラスもあると思うが、マイナスも生じる。そのあたりをよく見極めて、今後の方針を立ててもらいたい。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 小学校と中学校では、地域協働学校での地域の方がかわる学校支援活動が異なるため、活動の目的や目指すべき方向性を明確にしていくなど、課題を整理し、地域の理解を広めながら計画を推進していきます。
118	I	5	13	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	【小中連携型地域協働学校の実施について】 地域により小学校の数、中学校の数にばらつきがあり、同列では論じられない事業案件と考える。 牛込地区の場合、牛込第一・第二・第三中学校の学区の8小学校の立地環境が住宅地・商業地・印刷製本等の工業地と様々である。その地域の実情を勘案しないで連携を推し進めることには無理があると考え。確かに、公立中学校へ進む児童が減り、存続が危ぶまれる学校もあることは承知している。 四谷地区での実施により、計画から行動した結果（過程）検証を踏まえてのアクションを期待する。PDCAサイクルのCが無くAへ進むのは慎重にお願いしたい。 地域協働学校の小中連携に留まらず、港区立小中一貫教育に見られる公立小中学校の有り方も一考に値すると思われる。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 学区によって地域の実情や特色に違いがあるため、小中連携型地域協働学校の実施にあたっては、モデル実施の四谷地区での検証や課題を踏まえるとともに、地域協働学校運営協議会を介して各地域からの意見を伺いながら、課題を整理し、それぞれの学校や地域の実情等に合わせて取組を推進していくことが大切であると考えています。今後、取組を進めるに当たっては、上記の点を踏まえて、慎重かつ丁寧に対応していきます。 また、現在、新宿区では9年間の教育課程を編成する小中一貫校を設置する予定はありませんが、平成28年度から、小・中学校の教員が中学校を中心としたグループごとに、児童・生徒の状況や学習指導上の課題等について協議する機会を年2回以上設け、小中連携教育の内容の充実を図っています。中学校において小学校段階の教育内容を再度取り上げて繰り返し指導する、といった工夫や、小・中学校の教員が相互に授業を参観して意見交換を行ったりするなど、今後も生徒がスムーズに中学校生活をスタートできるよう、小中連携教育の一層の促進を図ります。
119	I	5	13	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	地域協働学校を立上げ10数年になり、確かに一定の成果はあったものと思う。 未来に向けての子どもの施策の取組として、小中学校、企業、NPO、その他と連携し、進めていくことについては賛成である。 ただし、そうは言っても今まで行ってきた中での協働学校に対する成果、反省、課題をほとんど整理しきれていないように思う。それを総括しなければ次のステップに入っていくのはいかなるものかと思う。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 小・中学校で地域の関わり方の違いや、それぞれの地域の特色の違いにより、さまざまな課題等があると考えています。各校では毎年度、学校関係者評価を実施し、地域との連携における成果や課題の確認・共有を行っています。学校によっては、これまでの活動の振り返りを行っている地域協働学校運営協議会もあることから、今後の地域協働学校の事業展開においては、このような好事例を全校に紹介しながら、各地域協働学校運営協議会で活動の振り返りを行い、今後の活動に反映していけるよう取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
120	I	5	13	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	地域において、高齢者の活用をもっと進めてほしいと思う。時間と余裕のある方々にもっと多く気楽に参加してもらう機会があると良いと思う。そのために地域の町会、老人会等の組織を行政主導でまとめ、住民が参画する教育環境を創ることができれば良いと思う。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 地域に開かれた学校とするためには、より多くの地域の方に学校の教育活動を知ってもらい、学校を支援する活動に参加いただくことが大切であり、地域協働学校の充実においても必要不可欠であると認識しています。 今後も、地域の各団体と関係のある部署と連携を図りながら、地域の方に学校の支援活動に参画いただけるよう周知や協力依頼を行っていきます。
121	I	5	13	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	子どもを中心に今（点で考える）PTAや地域全体が面や経年の線で思考する地域や多様な人々が集う地域協働のスタイルは、新宿が他の人事権がない分自由に物を言って上手く回せば学校ごとに地域の特色も出て上手いかと思うがその考え方や運営の方法への新規の参加者や他地域からの異動された教職員など周知がまだまだなのかなと感じる。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 転入教職員に対しては、毎年度、地域協働学校のリーフレット等を用いて説明する機会を設けています。また、地域にお住まいの方や事業者に向けては、広報新宿などの広報媒体や保護者向けのリーフレットの配布、各特別出張所への説明やリーフレットの配架などを通じた周知を行っています。 しかしながら、地域協働学校の活動目的や認知度は、依然として十分ではないと認識しており、今後も地域協働学校の周知において、さらなる工夫を検討していきます。
122	I	5	13	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	第一次実行計画と比べて、小中連携型協働学校が2地区に、地域との連絡会が3～5地区に増えているが、予算は2,500万円/年で60万円/年増にとどまっているが、不足はないか。	F ご質問に回答します。 事業の対象地区の増加に伴い、各対象地区での活動に必要な講師謝礼及び消耗品費について、第一次実行計画における実績を踏まえて増額していることから、活動経費に不足はないものと認識しています。
123	I	5	経常事業	学校サポート体制の充実	学習指導支援員は学校から全校複数配置の要望があり、専門家による点検・評価でも増員すべきとの指摘をされている。コロナ禍で学習環境の格差が拡大し、学力の格差となっている状況のもと、この事業は経常事業化するのではなく計画事業として学習指導支援員の増員計画を示すべき。	E ご意見として伺います。 学習指導支援員は、各校1名を配置したうえで、各校の学力向上に向けた計画等に基づいて追加配置しています。現時点で増員は考えていませんが、各学校には学習指導支援員以外にも多くの専門スタッフが配置され、学校運営や教育活動に参画しています。各学校において、それぞれの専門スタッフの役割を充分理解し、適切に活用していきます。
124	I	5	経常事業	学校サポート体制の充実	学習指導支援員配置は第一次実行計画と同じ58人か。 予算は1億7,000万円/年か。提示してほしい。	F ご質問に回答します。 第一次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。 なお、経常事業の経費については、毎年度の予算編成の過程で算定していることから、第二次実行計画には、経常事業の予算額は掲載しませんが、今後、予算・決算として公表していきます。 令和3年度以降も引き続き、各学校の実情に応じたきめ細かな指導を行うため、学習指導支援員を配置し、学校サポート体制の充実に向けた取組を推進していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
125	I	5	経常事業	学校評価の充実	予算は第一次実行計画と同じ各年度880万円か。予算を提示してほしい。	F ご質問に回答します。 第一次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。 なお、経常事業の経費については、毎年度の予算編成の過程で算定していることから、第二次実行計画には、経常事業の予算額は掲載しませんが、今後、予算・決算として公表していきます。 令和3年度以降も引き続き、学校評価を実施し、その結果を踏まえ学校運営の改善につなげていきます。
126	I	5	経常事業	創意工夫ある教育活動の推進	予算は3,700万円/年か。提示してほしい。	F ご質問に回答します。 第一次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。 なお、経常事業の経費については、毎年度の予算編成の過程で算定していることから、第二次実行計画には、経常事業の予算額は掲載しませんが、今後、予算・決算として公表していきます。 令和3年度以降も引き続き、各校ごとの特徴を捉え、創意工夫ある教育活動を具体的に展開するため、「創意工夫ある学校づくり教育活動推進計画」や各学校（園）の教育目標に沿って計画的な学習活動を実施していきます。
127	I	5	経常事業	部活動運営支援事業	部活動指導員の配置については、配置すればそれで終わりではなく、検証を行い質・量ともに更なる充実が必要である。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 部活動指導員の配置の趣旨は、児童・生徒にとってより質の高い専門的な指導を実現するものです。 部活動指導員に対しては、定期的な研修を行っており、引き続き質の向上に取り組むとともに、様々な部活動の指導に対する学校からのニーズに応えられるように、区内の関係団体等と連携しながら、高い専門性を有する指導員の確保に努めていきます。
128	I	5	経常事業	部活動運営支援事業	32年度末事業実施となっているが、令和2年度の部活動指導員配置など予算を提示してほしい。	F ご質問に回答します。 部活動指導員の配置については、令和元年度から開始し、令和2年度予算額は2,360万円です。予算の内容としては、部活動指導員の配置人数13名分の報酬、旅費、研修費となります。
129	I	5	14	特別支援教育の推進	令和2年度末の現況（予定）のところに「アセスメントツール導入に向けた情報収集」とあるが、アセスメントツールとは何か、具体的な説明を追記してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 「アセスメントツール」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。  【注釈】 「アセスメントツール」とは、標準化された評価に用いるツールのことです。「読むこと」「書くこと」のつまづきを把握するアセスメントツールとしては、「多層指導モデルMIM（ミム）」「URAWSS（ウラウス）」「STRAW（ストロウ）」等があります。



No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
130	I	5	14	特別支援教育の推進	令和2年度末の現況（予定）のところの特別支援教育推進員の派遣について、重要な施策と考える。小学校40人、中学校5人となり、第一次実行計画の32（2020）年度末の目標にある小学校33人、中学校4人より増員になったことを感謝する。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 特別支援教育推進員の支援を必要とする児童・生徒数は年々増加しており、実態を踏まえ、第一次実行計画期間中に計画の見直しを行ったものです。 第二次実行計画においても、支援が必要な児童・生徒数の見込を踏まえた増員を計画しており、今後の必要な支援体制の確保を図っていきます。
131	I	5	14	特別支援教育の推進	在籍児童数に見合う教職員の配置及び教室の確保、特別支援教育推進員の充実を図ってほしい。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 特別支援教育の推進にあたり、教職員については、特別支援学級、特別支援教室（まなびの教室）ともに、東京都の配置基準をもとに適切に配置しているところです。また、教室の確保については、通常学級の増加の必要性とあわせて、総合的な観点で検討を進めていきます。 特別支援教育推進員については、第一次実行計画においても、支援を必要とする児童・生徒の増加に対応できるように増員してきたところであり、今後も対象児童・生徒の増加の見込を踏まえ、必要人員を確保していきます。 また、特別支援教育推進員の資質向上を図るため、月1回程度の研修も実施しており、今後もこれらの取組を継続することで、特別支援教育の推進に取り組んでいきます。
132	I	5	14	特別支援教育の推進	特別支援教育推進員や学校サポートの学習指導支援員などたくさんの方が学校を支援してくださるがやっぱり人に負うところが大きいので人選や教育や質の担保してほしい。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 特別支援教育推進員については、教員免許状を所持していることを資格要件とし、資質向上のために月1回程度、研修を実施しています。また、採用1年目の特別支援教育推進員については、教員経験を積んだ特別支援教育相談員が勤務校を訪問し、アドバイスをを行うことで、児童・生徒に対する支援の質の向上につなげています。今後も、こうした取組を通じて、特別支援教育推進員の資質向上を図っていきます。 また、学習指導支援員は、教員免許状を所持していることを資格要件とし、申込書と小論文による筆記選考と学校長による面接選考によりその適性を判断した上で採用者を決定しています。採用後も研修を実施し、学校や児童・生徒の状況に合わせた、きめ細かい指導が行えるよう、支援していきます。
133	I	5	14	特別支援教育の推進	特別支援教育推進員については、学校現場からも増員を求める声が多く、専門家による点検・評価でも増員の指摘があった。年次ごとの増員計画にはなっているものの、支援を必要とする児童生徒数の増加に対応するための増員数に留まらず、週に数日ではなく毎日支援できるよう増員すべきである。	E ご意見として伺います。 特別支援教育推進員については、支援が必要な児童・生徒が増加している実態を踏まえ、第二次実行計画においても増加の見込に基づき、必要な人数を確保していきます。 なお、特別支援教育推進員の配置に当たっては、特別支援教室（まなびの教室）での支援内容等を踏まえ、児童・生徒一人ひとりの苦手なことや困難なことを通常学級の中で、担任と特別支援教育推進員が連携しながら支援していくこととしています。このことから、特別支援教育推進員の支援を常態として想定しているものではないため、毎日、特別支援教育推進員が支援に当たることは考えていませんが、今後も、児童・生徒一人ひとりの状況を踏まえ、必要な支援体制を確保していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
134	I	5	14	特別支援教育の推進	<p>推進員の派遣人数は、第一次実行計画では最終年度の令和2年度時点で小学校は33人（1億1,900万円）としていたが、第二次実行計画末では最終年度の令和5年度時点で小学校は64名（2億7,600万円）と増加している。</p> <p>今後最終的には何名予算の計画となるのか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>特別支援教育推進員は、第一次実行計画において、当初、令和2年度時点で小学校33人、中学校4人の計37人の配置計画としていたところですが、支援を必要とする児童・生徒の増加を受けて、第一次実行計画の見直しを行い、令和2年度においては、小学校40人、中学校5人の計45人の配置としています。第二次実行計画では令和5年度時点で小学校64人、中学校11人の計75人の配置を予定しています。</p> <p>なお、令和6年度以降については、支援を必要とする児童・生徒数の状況により検討し、引き続き、必要な支援体制を確保していきます。</p>
135	I	5	14	特別支援教育の推進	<p>第一次実行計画の年度別計画に記載されていた以下の3項目は、記載しなくてよいのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学支援シートの活用</li> <li>○理解啓発リーフレットの作成・配付</li> <li>○説明会の開催</li> </ul>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>理解啓発リーフレットの作成・配付、説明会の開催については、取組として定着していることから、実行計画の取組としては位置付けていませんが、経常事業として引き続き取り組むことで、特別支援教育の推進を図っていきます。就学支援シートについては、引き続き実行計画に位置付け、活用促進に向けて周知の工夫を図っていきます。</p>
136	I	5	15	日本語サポート指導	<p>対象になる生徒がどれだけか不明だが、縁あって日本に来た児童生徒が日本語を習得し理解することは、日本人が英語等を学習する以上に彼等には重大かつ重要なことである。</p> <p>日本を理解するための第一歩になる訳で、是非機会ある毎に勉学の支援対策を取ってほしい。日本に居続ければ言語が毎日の生活に影響し、帰国したとしても日本の理解者として役立つ筈である。</p> <p>ボランティア等活用して工夫してほしい。</p>	<p>C</p> <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>区では区立幼稚園・学校に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒等が日本語を理解できるように、15言語以上の母語に対応した日本語サポート初期指導を行っています。</p> <p>また、日本語サポート初期指導終了後も、放課後等に地域のボランティアの方にご協力をいただき、日本語による教科の学習指導を実施するほか、日本語による学習に支障が生じている外国籍等の中学校3年生を対象に、高校受験に必要な学習指導を行い、進学を支援しています。</p> <p>より効果の高い指導により、児童・生徒の理解促進を図るため、デジタル教材等のICTを活用した指導についても、令和3年度に試行・検討し、令和4年度より実践していく予定です。今後もボランティアの方のご協力をいただきながら、効果的な指導により日本語習得の支援を推進していきます。</p>
137	I	5	15	日本語サポート指導	<p>小学校においては、家庭との連携、協力が不可欠である。児童の日本語サポートはもちろんだが、保護者との意思疎通のサポートも考慮してほしい。</p>	<p>C</p> <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>保護者への日本語のサポート支援としては、保護者会や面談等における通訳の派遣を行っています。</p> <p>また、小学校、中学校が作成する通知文等を各校の要請に基づき母語に翻訳するサービスを行っています。今後もこれらの取組を通して、日本語の習得が十分でない保護者との意思疎通のサポートを実施していくとともに、令和2年度内に整備する児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用したサポートについても、今後検討していく必要があると考えています。</p>
138	I	5	15	日本語サポート指導	<p>愛知県豊橋市など充実した取組を行っている教育委員会の事例を参考に、日本語の初期指導から高校進学まで着実な支援を具体化すること。</p>	<p>C</p> <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>現在、外国籍等の幼児・児童・生徒に対して、日本語サポート初期指導や、放課後の学習支援、高校受験に向けた進学支援などを行っています。また、第二次実行計画においては、デジタル教材等のICTを効果的に活用した指導も導入していく予定です。今後も、他の自治体の取組等を研究しながら、日本語サポート指導のさらなる充実に取り組んでいきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
139	I	5	15	日本語サポート指導	<p>子供が新宿区立幼稚園に通っている。</p> <p>園内にも外国籍の園児や保護者が多く、PTA活動に関する連絡をする際、保護者同士でのコミュニケーションでさえ支障をきたしている状態である。</p> <p>小学校から中学校へ進学する場合の支援も必要だと思うが、子ども本人というよりは保護者に対する支援として、小学校入学の際にも何かしらのサポートがあれば、就学後の学校生活もよりスムーズになるのではないかと思う。</p>	<p>C</p> <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>就学後の学校生活がスムーズにスタートできるよう、小学校入学前の保護者会等で、通訳ボランティアによる外国籍等の保護者に対する日本語サポートなどの支援を行っています。また、幼稚園、小学校、中学校が作成する通知文等を各小・中学校及び幼稚園の要請に基づき母語に翻訳するサービスを行っています。さらに、令和2年度からは、幼稚園と幼児や保護者のコミュニケーションを支援するため、区立幼稚園に音声自動翻訳機とタブレット端末を配備しました。</p> <p>なお、区立幼稚園・学校に在籍している外国籍等の子どもへの日本語サポート初期指導では、15言語以上の母語に対応した支援を行っています。</p>
140	I	5	15	日本語サポート指導	<p>外国にルーツを持つ子どもの支援については、不就学となっている子どもを確実に就学につなげることを目標とした計画事業を実施すること。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>外国にルーツを持つ子どもの不就学については、情報不足により就学する機会を失うことがないよう、新宿生活スタートブックや外国語版広報紙、ホームページに区立小中学校への入学手続き等の情報を多言語で掲載するほか、翌年度新1年生の学齢に達する外国籍児童・生徒がいる世帯には、区立学校への就学案内を多言語で通知し、不就学の解消に努めています。</p> <p>また、就学先が不明な外国籍の児童・生徒に対し、入学案内時の就学予定先に関するアンケートとは別に、個別郵送による就学状況アンケート調査を実施し、就学状況の把握に努めていきます。</p>
141	I	5	15	日本語サポート指導	<p>素案では調整中となっているが、概ね第一次実行計画と同様の6,000万円/年で計画するのか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>日本語サポート指導については、第一次実行計画の取組に加えて、より効果的な指導を実施するため、デジタル教材などのICTを活用した指導について検討を進めていきます。</p> <p>区立学校における1人1台端末の環境を活用することで、ハード面の整備にかかる新たな経費は生じないことから、第二次実行計画における事業費は6,287万円/年となっており、第一次実行計画と同規模となります。</p>
142	I	5	16	不登校児童・生徒への支援	<p>学校に行くことを最終目標としない不登校の児童・生徒への支援策を具体化すること。</p>	<p>B</p> <p>ご意見は素案の内容に含まれています。</p> <p>不登校児童・生徒への対応については、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、個々の児童・生徒の状況に応じた支援を推進し、多様で適切な教育機会の確保に努めます。</p> <p>現在の「不登校対策委員会」の取組を一步進め、不登校児童・生徒の学びの保障等について検討するために令和3年度から設置する「多様な教育機会検討委員会」や教育課題研究校において具体的な検討や実践を進めていく予定です。</p> <p>また、本人の状況によっては、「つくし教室」（適応指導教室）の通所利用が難しい場合もあることから、令和2年度から「つくし教室」の指導員が西落合図書館に出勤し、個別学習や集団活動等の取組を行う訪問型支援を実施しています。今後は現状の課題や利用状況を踏まえ、地域センター等の公共施設での実施についても検討していきます。</p> <p>なお、「家庭と子供の支援員」は、引き続き家庭訪問や面談等による支援を実施していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
143	I	5	16	不登校児童・生徒への支援	事業費が第一次実行計画時より縮小し、138万円/年となっているが、スクールソーシャルワーカーは3名か。家庭と子供の支援員派遣は7名か。提示してほしい。	F ご質問に回答します。 第二次実行計画において、家庭と子供の支援員については、区立学校5校への派遣を予定しています。また、家庭と子供の支援員は、学校ごとに選定した人材を年間の定められた時間数の中で派遣しており、学校により人数が異なるため、合計人数が7名とは限りません。 スクールソーシャルワーカーの配置人数については、3名を予定しています。 なお、スクールソーシャルワーカーの配置事業については、経常事業として位置付けており、経費については毎年度の予算編成の過程で算定していることから、予算額等については、今後、公表していきます。
144	I	5	16	不登校児童・生徒への支援	令和5年度末の目標に、「図書館等を活用した訪問型支援の実施」とあるが、図書館等の「等」とはどこを想定しているのか。また、訪問型支援とはどういう取組なのか。	F ご質問に回答します。 現在、適応指導教室である「つくし教室」では、様々な理由で学校に登校できない児童・生徒に対し、一人ひとりの子どもに合わせた柔軟な指導を行い、それぞれの進路の実現や社会的な自立を目指しています。 なお、本人の状況によっては、「つくし教室」の利用が難しい場合もあることから、令和2年度から「つくし教室」の指導員が西落合図書館へ出向き、個別学習や集団活動等の取組を行う訪問型支援を実施しています。今後は現状の課題や利用状況を踏まえ、地域センター等の公共施設での実施についても検討していきます。
145	I	5	経常事業	専門人材を活用した教育相談体制の充実	スクールソーシャルワーカーの育成を進め、各学校に配置してほしい。 学校、子ども家庭支援センター、児童相談センター、保健センター、警察など、組織によって1つの家庭を見る視点が異なるため、それらを調整して的確な支援をしていくためには、スクールソーシャルワーカーが必要である。 個人情報に気にするあまり支援が行き届かなかったり、親同士の風通しが悪く問題が全て学校に持っていかれるようになり、教員の忙しさが増しているように思う。地域で子どもを見守りたい。	E ご意見として伺います。 区では、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置・運営し、教育、福祉、保健、就労支援等、子どもと家庭を支援する関係機関の連携を図っています。 児童・生徒の不登校等については、生活環境の急激な変化や、家庭内の不平等、家庭に係る様々な状況が要因として挙げられます。区では、スクールソーシャルワーカーを、当該児童・生徒に係る教職員や子ども家庭支援センター、児童相談所等の各関係機関の機能を十分に発揮させるための連絡調整や支援体制の構築を図る専門家として配置しており、現在、3名が定期訪問や要請訪問を通して学校の取組を支援しているところです。現時点では、スクールソーシャルワーカーを各校に配置することは考えていませんが、引き続き、スクールソーシャルワーカーを活用した取組を推進し、適切な支援につなげていきます。
146	I	5	経常事業	専門人材を活用した教育相談体制の充実	スクールソーシャルワーカー等の活用及び人員の充実により、不登校児童への対応を充実させてほしい。	E ご意見として伺います。 児童・生徒の不登校については、生活環境の急激な変化や、家庭内の不平等、家庭に係る様々な状況が要因として挙げられます。そのため、新宿区では、スクールソーシャルワーカーを、当該児童・生徒に係る教職員や子ども家庭支援センター、児童相談所等の各関係機関の機能を、十分に発揮させるための連絡調整や支援体制の構築を図る専門家として配置しています。現時点では、スクールソーシャルワーカーを増員することは考えていませんが、引き続き、スクールソーシャルワーカーを活用した、不登校児童・生徒への支援を推進していきます。 なお、不登校児童・生徒への対応の充実については、現在の「不登校対策委員会」の取組を一步進め、不登校児童・生徒の学びの保障等について検討するために、令和3年度から設置する「多様な教育機会検討委員会」や教育課題研究校において、具体的な検討や実践を進めていく予定です。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
147	I	5		専門人材を活用した教育相談体制の充実	スクールソーシャルワーカーは、関係機関の調整役だけでなく徹底したアウトリーチで担任と連携した家庭訪問などを行うような運用に改善すること。	E ご意見として伺います。 児童・生徒の不登校等については、生活環境の急激な変化や、家庭内の不平等、家庭に係る様々な状況が要因として挙げられます。そのため、区では、スクールソーシャルワーカーを、当該児童・生徒に関係する教職員や子ども家庭支援センター、児童相談所等の各関係機関の機能を、十分に発揮させるための連絡調整や支援体制の構築を図る専門家として配置しています。 なお、スクールソーシャルワーカーが直接、家庭訪問を行うことについてはケースの状況を十分に判断して運用していきます。
148	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	GIGAスクール構想について、最終の二次計画書では、注釈の記載をながめます。	A ご意見を踏まえて修正します。 本事業の記載変更に伴い、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。  【注釈】 「新宿区版GIGAスクール構想」とは、令和元年12月に国から示された「GIGAスクール構想」（令和時代のスタンダードな学校像として、1人1台端末環境と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現させる構想）を踏まえ、新宿区の子どもの現状や課題に合わせて、ICTを最大限に有効活用し、「個別最適化学習の推進」、「協働学習の推進」、「学習機会の確保」を図る構想のことです。
149	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	基本的にはすべて重要な政策であり、本案にしたがって今後より一層推進されることを期待する。 特にICTについては、学校内でのインターネット環境の整備と、それを活用した教育活動の拡充を推進していただきたい。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、就学前及び9年間の義務教育を通したより質の高い、地域に開かれた教育を推進していきます。 ICTを活用した教育については、国が提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、令和2年度内に児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を行うとともに、学校内でそれぞれの端末をインターネットに接続して、円滑に学習できるICT環境を整備します。 1人1台端末環境を早急に整備することにより、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの習熟度に合わせた個別最適化された学びや協働学習による深い学びを実現するとともに、教員への研修を充実させ、より効果的な授業となるよう授業改革を進めていきます。
150	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	ICTに関しても一気に進めて、近隣区との差を素早く縮めて欲しい。 今後の新宿区に期待する。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 国が提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、令和2年度内に児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を行うとともに、学校内でそれぞれの端末をインターネットに接続して、円滑に学習できるICT環境を整備します。 1人1台端末環境を早急に整備することにより、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの習熟度に合わせた個別最適化された学びや協働学習による深い学びを実現するとともに、教員への研修を充実させ、より効果的な授業となるよう授業改革を進めていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
151	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	<p>第一次実行計画ではパソコン配置やプログラミング教育などが実施されたが、第二次実行計画素案では事業内容が調整中となっている。</p> <p>GIGAスクール構想の実現ロードマップに沿った計画を提起してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>国が提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、令和2年度内に児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を行うとともに、学校内でそれぞれの端末をインターネットに接続して、円滑に学習できるICT環境を整備します。</p> <p>1人1台端末環境を早急に整備することにより、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの習熟度に合わせた個別最適化された学びや協働学習による深い学びを実現するとともに、教員への研修を充実させ、より効果的な授業となるよう授業改革を進めていきます。</p>
152	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	<p>PCの活用、英語教育（特に英会話）等を通じた現代に見合う教育を推進してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>国が提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、令和2年度内に児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を行うとともに、学校内でそれぞれの端末をインターネットに接続して、円滑に学習できるICT環境を整備します。</p> <p>1人1台端末環境を早急に整備することにより、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの習熟度に合わせた個別最適化された学びや協働学習による深い学びを実現するとともに、教員への研修を充実させ、より効果的な授業となるよう授業改革を進めていきます。</p> <p>英語教育については、令和2年度に小学校全校にデジタル教材を導入し、「聞く・読む・話す・書く」の4技能の総合的な習得を目指して取り組んでいます。また、授業に外国人英語教育指導員（ALT）を配置して、英語を用いて積極的にコミュニケーションを図る能力を育成しています。今後もこれらの取組を継続することで、英語教育の推進に取り組んでいきます。</p>
153	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	<p>【ICTを活用した教育の充実について】</p> <p>ICTの活用を推奨してから時間が経過している。その間、タブレット等PC機器の学校への配付・教職員のスキルアップのどちらも遅々として進んでいない印象である。</p> <p>機器においては、一台に対する児童数に学校間で隔たりがあり、物理的に学校間格差が生じている。まずは、機器を含めたネット環境を整える事が先決と考える。</p> <p>ITは凄まじいスピードで進化しており、PCは絶対不可欠なツールである。そのツールを自在に活用できる児童を育てることに注力してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>国が提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、令和2年度内に児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を行うとともに、学校内でそれぞれの端末をインターネットに接続して、円滑に学習できるICT環境を整備します。</p> <p>1人1台端末環境を早急に整備することにより、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの習熟度に合わせた個別最適化された学びや協働学習による深い学びを実現するとともに、教員への研修を充実させ、より効果的な授業となるよう授業改革を進めていきます。</p> <p>また、安全にICTを利用できるよう、情報モラル教育を充実させながら、児童・生徒が安全な環境下で主体的かつ効果的にICTを活用できる能力の育成を図っていきます。</p>
154	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	<p>コロナ陽性者がいた学校での休校時の対策だけでなく、子どもの学びを深めるためにもICTを活用してほしい。</p> <p>学校に通えない児童にもICTは有効である。同時双方向でコミュニケーションが取れるのにそれを活用せず、子どもに一方的に押し付けるだけの動画や課題、ドリルなどでは不十分で非効率である。</p>	<p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>国が提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、令和2年度内に児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を行うとともに、学校内でそれぞれの端末をインターネットに接続して、円滑に学習できるICT環境を整備します。</p> <p>1人1台端末環境を早急に整備することにより、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの習熟度に合わせた個別最適化された学びや協働学習による深い学びを実現するとともに、教員への研修を充実させ、より効果的な授業となるよう授業改革を進めていきます。</p> <p>また、今後は不登校児童・生徒への支援にもICTを活用し、児童・生徒が家庭へ持ち帰ったタブレット端末をつくり教室（適応指導教室）で利用することで、学校とも連携しながらオンラインを活用した学習の実施を予定しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
155	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	専門家による点検・評価でも指摘されたように、対面での授業を基本に据えつつ、臨時休校などの事態に備えてオンライン授業ができるような体制を作っておくことが重要。パソコンを使うことを最終目的とするのではなく、あくまでも補助的ツールとして有効に活用すること。その際、電磁波などから子どもの健康を守る対策を講じること。	C <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>令和2年度内に、家庭への持ち帰りが可能な児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を行います。今後、感染症等により臨時休校が生じた際は、児童・生徒に貸与している端末を利用して、オンライン授業を実施する予定であり、ICTを効果的に活用しながら、児童・生徒の学習機会の確保を図っていきます。</p> <p>通常の授業においては、児童・生徒間の対面による学び合いは必須であり、学校における集団教育の最も大切な意義であると認識しています。今後のICTの活用においては、教育的効果や目的、活用場面を十分に勘案しながら効果的な利用を進める上で、教員のICTスキルの向上が不可欠であることから、教員研修の充実や実践事例・教材の全校での共有を図っていきます。</p> <p>また、電磁波については、国の「電波防護指針」の中で、人体に有害な影響を及ぼさない基準値を示しており、WHOもこの基準値を満たせば安全上の問題はないと表明していることから、電磁波の安全性や健康への影響についても適切に対応されているものと認識しています。</p> <p>なお、区立学校におけるタブレット端末を使用した授業について、今後も利用ルールを定めながら適切に活用を図っていきます。</p>
156	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	学校においては、今後感染が広がってきた場合、児童生徒一人ひとりにパソコンを貸し出し、オンライン授業を行えるようにし、授業をストップさせないことが必要と考える。	C <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>令和2年度内に、家庭への持ち帰りが可能な児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を行います。今後、感染症等により臨時休校が生じた際は、児童・生徒に貸与している端末を利用して、オンライン授業を実施する予定であり、ICTを効果的に活用しながら、児童・生徒の学習機会の確保を図っていきます。</p>
157	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	3年間で31億円もの税金を投じて1人1台のタブレット端末が貸与されるGIGAスクール構想については、ICT支援員を全校配置する計画事業とすること。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>国が提唱する「GIGAスクール構想」に基づく、1人1台端末環境を有効に活用していくためには、教員への研修を充実させ、より効果的な授業となるよう授業改革を進めていくことが重要です。教員のICT活用スキルの向上を図るためには、ICT支援員による支援は引き続き重要ですが、新たに整備するネットワーク構築の運用事業者がヘルプデスクを設置することによる教員への支援体制の充実も予定していることから、ICT支援員を全校に配置することは予定していません。</p>
158	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	現場の先生方は色々工夫してICT教材を作って使っていますが、それを教育委員会が助けて「新宿方式」を作れないか。各学校にサーバを置いて、教員がICTシステムを作って自由に使える環境を作ってほしい。学校サーバと区のサーバは切っておき、安全を確保しつつも教員がすぐに直せるような使いやすいローカルサーバとしたい。ICTの良い点は間違えも直ぐに修正できることで、これも教育の一環として良いと思う。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>国が提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、令和2年度内に児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備し、学校の授業の中でICTを効果的に活用する環境整備を進めています。</p> <p>1人1台端末環境において、教員の負担軽減を図るとともに、より効果的な指導を行うため、教員が作成した教材について全校での共有化等を進める予定です。今後、教員のICT活用スキルの向上を図るため、教員研修の充実や実践事例の共有等を進め、ICTを活用した教育の充実に取り組んでいきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
159	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	Wi-Fiを含め今回の休校措置でコンテンツが確立している外部を用いたりセキュリティも確立したうえでもっと自由裁量で更新されているものに早急にできるように企業が入ったモデルケースが増えても良いのではないかと。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>国が提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、令和2年度内に児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を行うとともに、学校内でそれぞれの端末をインターネットに接続して、円滑に学習できるICT環境を整備します。</p> <p>1人1台端末環境を早急に整備することにより、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの習熟度に合わせた個別最適化された学びや協働学習による深い学びを実現するとともに、教員への研修を充実させ、より効果的な授業となるよう授業改革を進めていきます。</p> <p>新たなICT環境の構築に当たっては、教育的効果や円滑なネットワーク環境の構築の観点等から、ネットワーク構築事業者をプロポーザルにより選定し、事業者を決定したところです。今後も、他自治体や民間企業等の動向や実例等も参考にしながら、新宿区の環境に適したICT環境の整備を図っていきます。</p>
160	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	第二次実行計画（素案）あらしの8ページに以下の計画事業を追記してほしい。 計画事業17 ICTを活用した教育の充実 GIGAスクール構想による学校ICT環境の整備、子ども一人ひとりに最もふさわしい教育（素案では調整中とされているが、第二次実行計画の重点にしたい）	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>第二次実行計画（素案）の概要説明資料は、パブリックコメントの際の説明資料として作成したものであるため、当該資料に関する記載の修正は行いませんが、第二次実行計画（素案）の計画事業「17 ICTを活用した教育の充実」については、今後改めて事業内容を掲載します。本事業の推進により、児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備し、学校の授業の中で効果的に活用することで、子どもたち一人ひとりの習熟度に応じた個別最適化学習や、協働学習による深い学びを実現することにより、一層の学校教育の充実を図っていきます。</p>
161	I	5	18	ICTを活用した教育の充実	新宿区人口ビジョンには、「ICTを活用した教育の充実」と一言記載されているが、第二次実行計画には特に記載がない。 区としては、ICTの整備・活用についてどのような具体的なビジョンをお持ちか。 教材・授業への活用だけでなく、保護者との連絡手段、教職員の実務などに対しても早急な整備が喫緊の課題であると思われる。	F <p>ご質問に回答します。</p> <p>国が提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、令和2年度内に児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を行うとともに、学校内でそれぞれの端末をインターネットに接続して、円滑に学習できるICT環境を整備します。</p> <p>1人1台端末環境を早急に整備することにより、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの習熟度に合わせた個別最適化された学びや協働学習による深い学びを実現するとともに、教員への研修を充実させ、より効果的な授業となるよう授業改革を進めていきます。</p> <p>保護者との連絡手段、教職員の実務へのICTの活用については、現在、校務事務支援のためのシステムは、「GIGAスクール構想」に基づく学習支援のシステムとは別個の運用となることから、今後の課題として、システム更新の時期等に合わせ、それぞれのシステムを統合することなどを検討していく必要があると認識しています。</p> <p>なお、保護者への情報の一斉配信の手段として、一斉メール配信システムを導入しています。このシステムにより、区立学校・幼稚園に在籍する園児及び児童、生徒の保護者等に対し、防犯・防災、事件・事故、学校行事の中止に関する情報など、学校長が早急に連絡が必要と判断した情報を、事前に登録したメールアドレスに一斉に送信し、保護者への迅速な情報伝達を図っています。</p>
162	I	5	19	豊かな人間性と社会性を育む教育の充実	最終的な二次実行計画決定段階で、東京オリパラ大会の開催、非開催が決定した場合、記載を再考してほしい。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>現時点では、東京2020オリンピック・パラリンピックは開催予定となっているため、記載は変更しませんが、計画策定後も状況を注視しながら、必要に応じて事業内容を検討していきます。</p>



No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
163	I	5	19	豊かな人間性と社会性を育む教育の充実	「オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、自国の伝統文化に対する理解を通してグローバル社会を担う子どもたちの国際感覚を養うとともに…」とあるが、オリンピック・パラリンピックの開催自体が危がまれているコロナ禍においてあえてこのような表現が必要なのか疑問であり、また、国際感覚を養うと言うのなら自国の伝統文化だけでなく他国の伝統文化を理解することこそ必要なのではないか。	E ご意見として伺います。 自国や他国の伝統と文化を尊重する態度を育むためには、伝統文化理解教育や国際理解教育を推進していく必要があります。伝統文化理解教育については、第一次実行計画において、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした事業に位置付け、一層の充実を図ってきたところであり、今後も東京2020大会後のレガシー（有益な遺産）として伝統文化理解教育の充実を進めていく予定です。 なお、外国の生活や文化に慣れ親しんだり、多様な文化に対する理解を深めるなど、他国の伝統や文化を学ぶ機会については、第二次実行計画（素案）では、経常事業「外国人英語教育指導員等を活用した英語教育及び国際理解教育の推進」や計画事業「20 英語キャンプの実施」に位置付けており、今後も他国の伝統文化を尊重する機会を設けながら国際理解教育の推進に取り組んでいきます。
164	I	5	19 ②	障害者理解教育の推進	小学校は福祉教育を行っていると思う。手話は言語であると普及してほしい。子どもたちが手話を学べば、将来良くなると思う。例えば、途中で聞こえなくなった時や、自分の子どもが生まれたら、聞こえない子どもでも困らないはずである。社会に出ても必ず聞こえない人と出会う。 聴覚障害は見えない障害なので、誤解されやすい。よって、小学校の科目に入れると思う。英語と同じように手話も言語である。	E ご意見として伺います。 各学校で実施している教科の内容等は、国が定める学習指導要領に基づいていることから、手話を科目に入れることは考えていませんが、区立学校では、障害者理解教育を推進しており、「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」に基づき、手話に対する児童・生徒の理解の促進や普及啓発に努めていきます。
165	I	5	19 ②	障害者理解教育の推進	「知的障害等その他の障害に対する児童・生徒の理解についても深めていきます。」とあるが、年度別計画には障害者スポーツ体験や教材の配布等しかない。知的障害や精神障害についてもワークショップ的な授業を行うための支援など具体化すべきである。	E ご意見として伺います。 障害者理解教育を推進するため、毎年度、全区立学校で車椅子バスケットボール、ゴールボール、シッティングバレーボール、ブラインドサッカー、ボッチャの5種目の中から1種目を選択し、障害者スポーツ体験を行うとともに、体験学習のみならず、事前学習や事後学習を実施しています。 その他、知的障害等その他の障害についても各校の状況に応じて、学校ごとに学習内容を選択し、児童・生徒の障害に対する理解をより深めるための取組を行っています。 また、教員が障害への理解を深める教育を実施できるよう、研修の機会を活用し、社会福祉協議会等の福祉関係団体に協力いただき、当事者の方々と教員とが各校の取組や課題について、情報交換を行っています。 引き続き、各校の状況に応じた、障害者理解教育の取組を実施していきます。
166	I	5	経常事業	スポーツギネス新宿の推進	「スポーツギネス新宿の推進」は第二次実行計画より経常事業に移行しているが、小学校29校、中学校10校での実施で、予算は400万円/年という事業内容は継続すると考えてよいか。	F ご質問に回答します。 第一次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。 なお、経常事業の経費については、毎年度の予算編成の過程で算定していることから、第二次実行計画には、経常事業の予算額は掲載しませんが、今後、予算・決算として公表していきます。 令和3年度以降も引き続き、児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、小・中学校においてスポーツギネス新宿を実施していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
167	I	5	20	英語キャンプの実施	できる限り多くの子どもたちに、生きた英語によるコミュニケーションの機会を与えてほしい。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 英語キャンプは、例年、募集定員を小学5・6年生96名、中学1・2年生45名として実施しており、応募のあった児童・生徒全員に参加いただいています。 また、英語キャンプ後の事後セミナーとして、外国人観光客への英語を活用した都市ボランティア体験等の機会も設け、生きた英語によるコミュニケーションの機会を提供しています。 今後、英語キャンプについては、東京2020大会後のレガシー（有益な遺産）として、取組を継続するにあたり、今後の事業手法を検討し、多くの子どもたちに生きた英語によるコミュニケーションの機会を提供していきます。
168	I	5	20	英語キャンプの実施	英語教育の大切さは年々高まってきており、「話せる英語」を実現できる施策の充実を図ってほしい。学校内での色々な時間に英語に接して聞く耳を慣らすような繰り返し聞くことが重要と考える。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 英語教育については、令和2年度から小学校全校にデジタル教材を導入し、「聞く・読む・話す・書く」の4技能を総合的に育成していくとともに、外国人英語教育指導員（ALT）を授業に配置して、英語を用いて積極的にコミュニケーションを図る能力を育成しており、話せる英語力の向上に向けた取組を進めています。 なお、今後は、様々な活動を通して日常的に英語を学習していくことも重要であると認識していることから、多様な英語教育の機会の確保について検討していきます。
169	I	5	20	英語キャンプの実施	素案では調整中となっているが、第一次実行計画での事業内容を継承するもので、予算は1,100万円/年と考えてよいか。（計画期間中のオリパラ終了なども考慮する必要があると思われる）	F ご質問に回答します。 第二次実行計画における事業費は1,010万円/年となっており、第一次実行計画と同規模となる見込みです。 また、東京2020オリンピック・パラリンピックの終了後については、大会後のレガシー（有益な遺産）として、英語キャンプの目的である英語でのコミュニケーションを図り、国際理解を深める取組を継続するにあたり、培ってきたノウハウ等を活かしながら、今後の事業手法の検討を行います。
170	I	5	経常事業	I C Tを活用した英語教育の推進	計画事業から経常事業へ移行しているが、第一次実行計画から継続した事業内容で30万円の予算として計画されるのか。	F ご質問に回答します。 第一次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。 なお、経常事業の経費については、毎年度の予算編成の過程で算定していることから、第二次実行計画には、経常事業の予算額は掲載しませんが、今後、予算・決算として公表していきます。 令和3年度以降も引き続き、令和2年度に導入したデジタル教材を効果的に活用し、英語に対する関心・意欲を高めるとともに、コミュニケーション能力の素地や基礎を育てていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
171	I	5	経常事業	外国人英語教育指導員等を活用した英語教育及び国際理解教育の推進	計画事業から経常事業へ移行しているが、第一次実行計画から継続した事業内容で4,000万円の予算として計画されるのか。	F <p>ご質問に回答します。</p> <p>第一次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。</p> <p>なお、経常事業の経費については、毎年度の予算編成の過程で算定していることから、第二次実行計画には、経常事業の予算額は掲載しませんが、今後、予算・決算として公表していきます。</p> <p>令和3年度以降も引き続き、小・中学校に外国人英語教育指導員（ALT）を派遣し、外国人との交流の機会を通じて多様な文化に対する理解を深め、広い視野と国際感覚を備えた児童・生徒の育成につなげていきます。</p>
172	I	5	経常事業	英検チャレンジ	計画事業から経常事業へ移行しているが、第一次実行計画から継続した事業内容で330万円の予算として計画されるのか。	F <p>ご質問に回答します。</p> <p>第一次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。</p> <p>なお、経常事業の経費については、毎年度の予算編成の過程で算定していることから、第二次実行計画には、経常事業の予算額は掲載しませんが、今後、予算・決算として公表していきます。</p> <p>令和3年度以降も引き続き、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学校2年生を対象として、受験料の補助を行うとともに、合格に向けた英語の4つの技能「聞く、読む、話す、書く」の向上を重視した指導により、生徒の英語力向上につなげていきます。</p>
173	I	5	経常事業	学校図書館の充実	学校図書館支援員は全校に配置されたものの週2日程度に留まっている。専門家による点検・評価でも図書館支援員は高く評価され更なる充実が期待されている。この事業は経常事業化するのではなく、計画事業として学校図書館支援員の配置を増やすべきである。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>学校図書館の運営においては、学校図書館支援員が司書教諭や図書担当教諭と連携しながら、学校図書館の充実に取り組んでいます。</p> <p>また、学校図書館支援員のほか、学校図書館活用支援員による巡回や学校図書館放課後等支援員の配置を行っているとともに、長年、地域の方に「学校図書館ボランティア」として学校図書館の支援に当たっていただいています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、まずは現状の体制を維持しながら、運営の工夫等を行うことが必要であり、学校図書館支援員の増員は予定していませんが、着実に学校図書館の充実にに向けた取組を進めていきます。</p>
174	I	5	経常事業	学校図書館の充実	計画事業から経常事業へ移行しているが、第一次実行計画から継続した事業内容で1億1,700万円の予算として計画されるのか。	F <p>ご質問に回答します。</p> <p>第一次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。</p> <p>なお、経常事業の経費については、毎年度の予算編成の過程で算定していることから、第二次実行計画には、経常事業の予算額は掲載しませんが、今後、予算・決算として公表していきます。</p> <p>令和3年度以降も引き続き、司書等の資格を有する学校図書館支援員を週2回程度、全校に配置し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用し、子どもの読書活動を推進するとともに、小学校の学校図書館の放課後等開放を行い、児童・生徒の読書活動や自学自習を支援していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
175	I	5	経常事業	時代の変化に応じた学校づくりの推進	1学級何名と限定するのではなく、教室の広さによって決め、豊かな空間でゆとりある教育を行ってほしい。	D <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>学級の人数は、「公立義務教育の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、東京都教育委員会が定めています。東京都が定める学級編制基準に基づき、学級編制については、区立小学校1年生については原則35人で1学級を編成しており、小学校2年生と中学校1年生についても東京都の学級編成基準に基づき、可能な限り35人編成を行っています。</p> <p>豊かな空間でゆとりある教育を行うには、少人数学級が適切ではありますが、教員の確保、教室の整備などの課題があります。</p> <p>少人数学級の導入に当たっては、教職員配置の充実及び施設の整備に十分な財政措置を講じるよう、全国市長会を通じて国に要望しています。国において公立小学校での35人学級を段階的に実施していく見通しがあることから、今後も国や都の動向を注視するとともに教職員の配置の充実や財政措置を引き続き要望していきます。</p>
176	I	5	経常事業	時代の変化に応じた学校づくりの推進	人数の増加傾向の対応に加えて、コロナ禍という状況もあり、少人数学級を検討してほしい。	D <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>学級の人数は、「公立義務教育の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、東京都教育委員会が定めています。東京都が定める学級編制基準に基づき、学級編制については、区立小学校1年生については原則35人で1学級を編成しており、小学校2年生と中学校1年生についても東京都の学級編成基準に基づき、可能な限り35人編成を行っています。</p> <p>現在、国では、きめ細かな教育の実現と新型コロナウイルス感染症対策を理由に公立小学校での35人学級の実現に向けた動きがありますが、少人数学級の導入には、教員の確保、教室の整備などの課題があります。</p> <p>少人数学級の導入に当たっては、教職員配置の充実及び施設の整備に十分な財政措置を講じるよう、全国市長会を通じて国に要望しています。国において公立小学校での35人学級を段階的に実施していく見通しがあることから、今後も国や都の動向を注視するとともに教職員の配置の充実や財政措置を引き続き要望していきます。</p>
177	I	5	経常事業	時代の変化に応じた学校づくりの推進	小学3年生以降も少人数学級を実現してほしい。	D <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>現在、国では、きめ細かな教育の実現と新型コロナウイルス感染症対策を理由に公立小学校での35人学級の実現に向けた動きがありますが、少人数学級の導入には、教員の確保、教室の整備などの課題があります。</p> <p>少人数学級の導入に当たっては、教職員配置の充実及び施設の整備に十分な財政措置を講じるよう、全国市長会を通じて国に要望しています。国において公立小学校での35人学級を段階的に実施していく見通しがあることから、今後も国や都の動向を注視するとともに教職員の配置の充実や財政措置を引き続き要望していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方	
178	I	5	経常事業	時代の変化に応じた学校づくりの推進	<p>児童生徒数の増加について学校別人口動態予測を十分に把握する具体的取組に裏打ちされた施策になっていくのか。新宿自治創造研究所の人口動態予測はどうなのか。</p> <p>また必要に応じて詳細な人口動態予測調査を実施するべきではないか。</p> <p>「人数の増加傾向に対応するため普通教室の整備・確保」「児童・生徒の生活の場としてふさわしい学校づくり」の標榜を見るかぎり、四谷小学校の現在は危機的である。数年後に普通教室は言うに及ばず職員室、給食室の規模が確保できない予想がある中、区の対応指針が確定できていない。</p> <p>特殊な事例かもしれないが、遅きに失っていて、私たち学校運営協議会委員の提言(子ども園移転教室転用案)で区の抜本的取組の検討が始まっていますが、私たちの予想では抜本的対策は間に合わないと感じている。</p> <p>児童数の想定以上の増加は防災対策、コロナ対策ソーシャルディスタンス、トイレ手洗いなど衛生対策からも現場の課題は多く、早くからの環境変化の予測と対策があれば悔やまれる。</p> <p>児童生徒数の増加について学校別人口動態予測を十分に把握する具体的取組に裏打ちされた施策を行ってほしい。</p>	D	<p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>新宿自治創造研究所の「2015年国勢調査に基づく新宿区将来人口推計」では、新宿区の年少人口(0~14歳)は、2025年まで増加が続く見通しとなっています。また、区全体だけでなく、特別出張所地域別により詳細な人口推計を行っています。</p> <p>新宿区教育委員会では、平成24年4月に教育委員会が策定している「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」により、通学区域の方針について、「現行の通学区域を維持することを基本」としつつ、「普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は改正について検討する」としています。</p> <p>学校別人口動態予測としては、住民基本台帳に登録されている人数を基に、各小・中学校ごとの今後の児童生徒数と将来的に必要な普通教室数を推計しており、多くの小・中学校で児童・生徒数が増加し、普通教室の不足が懸念されましたが、計画的に整備を進めることで適切な学級運営を維持することが可能であると分かりました。</p> <p>ただし、四谷小学校においては、四谷地区の再開発、大規模建設等により周辺の学校において、学級数が増える可能性があるため、人口動態予測を適切に実施し、学級数増加に備えた検討を適宜行っていきます。</p>
179	I	5	経常事業	進時代の変化に応じた学校づくりの推進	<p>区内の住宅事情が大きく変化する区域については、マンション等の建築計画を適切に把握して就学児童数をしっかり集計して、学区域の見直しを含めて前広に対応する体制を構築してほしい。</p>	D	<p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>住民基本台帳に登録されている人数を基に、各小・中学校ごとの今後の児童生徒数と将来的に必要な普通教室数を推計し、区内の児童生徒数の増加に伴い普通教室の不足が懸念されましたが、計画的に整備を進めることで適切な学級運営を維持することが可能となっています。今後も定期的に住民基本台帳に登録されている人数に基づいた推計を行うと同時に、再開発や大規模建設の動向を関係部署と情報共有しながら普通教室整備を行い、適切な学級運営を維持します。</p>
180	I	5	経常事業	時代の変化に応じた学校づくりの推進	<p>「近年の未就学児等の人数の増加傾向に対応するため、普通教室の整備・確保を行っています。」とあるが、コロナ禍でますます必要性が増している少人数学級の全学年への拡大について、区教委としても推進する必要がある。国においても少人数学級の議論が高まっており、普通教室の整備・確保もその観点から計画的に行う必要がある。しかも、人口ビジョンによれば新宿区の人口推計のうち子どもの数は今後しばらく増加傾向が続くとされている。とりわけ四谷地域では近い将来、小学校の普通教室が足りなくなることが予想されている。よってこの事業は経常事業化するのではなく、計画事業としてさらに充実すべきである。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>現在、国では、きめ細かな教育の実現と新型コロナウイルス感染症対策を理由に公立小学校での35人学級の実現に向けた動きがありますが、少人数学級の導入には、教員の確保、教室の整備などの課題があります。</p> <p>少人数学級の導入に当たっては、教職員配置の充実及び施設の整備に十分な財政措置を講じるよう、全国市長会を通じて国に要望しています。国において公立小学校での35人学級を段階的に実施していく見通しがあることから、今後も国や都の動向を注視するとともに教職員の配置の充実や財政措置を引き続き要望していきます。</p> <p>四谷地区では、再開発、大規模建設等により周辺の学校において、学級数が増える可能性があるため、人口動態予測を適切に実施し、学級数増加に備えた検討を適宜行っていきます。</p>
181	I	5	経常事業	時代の変化に応じた学校づくりの推進	<p>【時代の変化に応じた学校づくりの推進について】</p> <p>学校の個性・特色を保護者・生徒に伝える教職員の努力には敬意を表するが、各校独自の力には限界があるため、小中一貫教育(一貫校)の創設等、ドラステックな制度の導入の時期に差し掛かっていると思う。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>現在、新宿区では9年間の教育課程を編成する小中一貫校を設置する予定はありませんが、平成28年度から、小・中学校の教員が中学校を中心としたグループごとに、児童・生徒の状況や学習指導上の課題等について協議する機会を年2回以上設け、小中連携教育の内容の充実を図っています。中学校において小学校段階の教育内容を再度取り上げて繰り返し指導する、といった工夫や、小・中学校の教員が相互に授業を参観して意見交換を行ったりするなど、今後も生徒がスムーズに中学校生活をスタートできるよう、小中連携教育の一層の推進を図ります。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
182	I	5	経常事業	時代の変化に 推進	小学校の越境の可否判断を頻繁に変えるのはやめてほしい。 自分の孫も、通える予定であった希望する小学校の近くの私立幼稚園に通っていたが、結局その小学校には通えないこととなり、引っ越すこととなった。	E ご意見として伺います。 区立小学校は住所により通学区域を定め、就学する学校を指定しています。平成29年度新入学まで実施していた、小学校の「学校選択制度」については、未就学児の増加傾向や子どもの安全・安心への配慮の高まりなどを踏まえ、平成30年度新入学より廃止となりました。なお、指定校を変更せざるを得ない特別な事情がある場合は、指定校変更申立てを行うことができます。指定校申立てに係る許可基準については、従来より区ホームページにて公表しています。
183	I	5	経常事業	時代の変化に 推進	若松地区の区立小学校は4校あるが、平成28年度から従来の学校選択制から学区制に移行された。東戸山小学校においては緩やかだった児童数の減少が、昨年度から急激になり、本年、令和2年度の新1年生は25名の児童数という結果となった。他の3校の新1年生は、牛込仲之小学校67名、富久小学校54名、余丁町小学校65名である。比較すればその差がはっきりと分かる。 東戸山小学校の学区の中心は都営戸山ハイツアパートで、今年4月時点での世帯数は3,281世帯、5,363名の方が住んでいる。しかし、その大半が高齢者の世帯で、東京都都市整備局（東京都住宅供給公社）が定めている極めて厳しい所得制限の入居基準で、一部を除き、若い子育て働き世代の家族の大半は入居できず、子供たちも団地内では殆んど見かけない現実がある。また、学区内の町会も高齢化で子供も減少し、呼び込む新しい集合マンションも見込まれない。そのような東戸山小学校の学区の状況をそのまま放置するなら、若松地区の小学校の格差（児童数）は数年で著しくなる。児童数の極端な減少は先生が減ることにも繋がり、東戸山小学校の特徴でもある広い土の校庭を利用した自然環境の大切さや、ヤギを通じての命の大切さを育む素晴らしい教育の実践や行事に大きく影響を及ぼすのは必然である。 事業概要にも記載されているように、若松地区の小学校の実情をきちんと踏まえ、令和3年度からの適正な学区配置を望む。	E ご意見として伺います。 新宿区教育委員会では、平成24年4月に教育委員会が策定している「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」により、通学区域の方針について、「現行の通学区域を維持することを基本」としつつ、「普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は改正について検討する」としています。 また、学校の適正配置についても、小学校においては児童数が150人を下回った学校については、通学区域内の未就学児数等を注視しながら、通学距離や施設状況等を十分勘案した上で、適正配置について検討を行うとしています。 現在、区内の児童生徒数は増加傾向にあり、若松地区の未就学児数も増加傾向にあることから、児童・生徒数や学級数のシミュレーションを行いながら、必要な教室の整備や学校の規模・配置等の検討を継続していきます。
184	I	5	その他	—	令和2年はコロナにより実施できなかった運動会や学芸会等の行事は、2部構成にするなどして、何とか開催できる方向を示してほしい。 小中学生の過ごす1年は一度しかないのだから、少しでも思い出づくりができる様考えてほしい。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれています。今後も感染状況や学校の新しい生活様式を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、学習機会の確保に取り組んでいきます。
185	I	5	その他	—	教員の働き方がブラックでなくなるよう願う。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 教員の長時間勤務の実態をふまえ、平成30年に作成した「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書」で34の具体的な取組の方策を示し、教育委員会と学校とが連携を十分に図り、実践できるものから速やかに取組を実施しています。これまでの具体的な取組内容として、学校の法律相談体制を整備し、夏季休業期間中の一斉休暇取得促進期間を設定しました。また、全区立学校及び幼稚園にタイムレコーダーを導入し、教員の勤務状況を把握するとともに、部活動指導員を配置し、部活動を支える環境の充実を図っています。その他、副校長等の負担軽減を図るため、区立小学校29校に学校経営推進員、区立中学校及び特別支援学校に学校経営補助員を配置しています。 これらの取組により長時間勤務を解消し、教員が健康でやりがいを持ちながら質の高い教育活動を継続することで、子どもたちが生涯を切り拓いていける力を一層伸ばしていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
186	I	5	その他	—	「通学路」と漢字の表記だけでなく、ピクトグラムなどをつけて万国共通に標記してほしい。 通学路の白線、横断歩道の白線はこまめに引き直してほしい。 また、子どもたちが歩く道路端が犬のフン、嘔吐物で汚れているので対策してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 通学路表示は、国の指針に基づき全国的に統一された内容で表示しています。なお、路面標示が見えにくくなっている場所は、警察と連携しながら適切に補修を行ってまいります。 また、道路の汚損等は、定期的な道路清掃を行っていますが、区職員等による道路巡回時において、汚れがひどい場所等は臨時に清掃を行っており、引き続き対応していきます。
187	I	5	その他	—	新型コロナウイルス感染症については2020年10月末時点で多くの科学的事実が判明している。その中で特筆すべきことは、肺炎等を伴う重症患者のほとんどは70代以上の高齢者と関係既往症を有した方々であり、小中学生など若年者は当該ウイルス陽性となってもほとんどが軽症・無症状であることである。無症状者が感染を拡大するという科学的事実は確認されていない。 マスク着用、身体距離の維持、集会の規制など「新たな日常」を過剰に強制することは若年者の心身の健全な成長を阻害する可能性がある。この観点から、若年者の教育にあたって「新たな日常」の過剰な強制が無いよう、慎重に検討してほしい。	E ご意見として伺います。 新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも、児童・生徒の学習機会を確保するために、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、子どもたちが安心して安全に学び続けることができる学校運営に努めています。 今後も感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びの保障に取り組んでいきます。
188	I	5	その他	—	新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止対策で、学校の先生方、主事、職員の皆が、手いっぱい、ぎりぎり、崖っがちのところで日々をやりくりしている。 水回りの充実、清掃、手洗い場の整備、広い校庭の樹木の剪定・手入れなど、専門業者に任せられるところは、ぜひ予算を付けてほしい。	E ご意見として伺います。 水回りの充実、手洗い場の整備については、新型コロナウイルス感染防止用品の購入やレバー式水栓への変更等、学校と協力して取り組んでいます。 樹木剪定や設備に関する清掃等で、専門業者への業務委託が可能なものは、委託により実施しています。
189	I	5	その他	—	学校は週5日制でなく、週6日制の方が児童たちはゆったりと学べると思う。	E ご意見として伺います。 現在の教員の人数で週6日制を実現することは、労働基準法の規定上困難です。また、小学校低学年など、児童の発達段階によって、体力回復のために適切な休業日を設ける必要もあることから、週6日制については検討していませんが、各学校では土曜日を授業日として、地域の実態に即した、地域や家庭と連携した授業の取組を進めています。
190	I	5	その他	—	幼稚園で行われる親子鑑賞教室もやり方を検討し、ぜひ実りある内容で実施してほしい。なぜなら、文化センター大ホールでの演劇鑑賞ではせっかくの機会がもたないからである。 「静かにしなさい」と叱られた経験だけが心に残りトラウマになってしまう可能性もある。子どもの年齢に合った作品と鑑賞の方法がある。小さな空間で間近で体験できることが望まれる。ぜひ検討してほしい。	E ご意見として伺います。 区内の公私立幼稚園・子ども園の園児とその保護者を対象とした観劇会については、情操教育の一環として大きな劇場で親子で本格的な芸術鑑賞することや、園児と親子が一堂に会する機会を設け、相互の親睦を図ることを目的に実施しています。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止しましたが、令和3年度以降の開催については、感染症対策や規模を検討の上、実施していきます。
191	I	5	その他	—	第三次実行計画にあった「エコスクールの整備推進」は、29年度で終了となっているようだが、緑のカーテン、太陽光発電、ビotope改修などは第二次実行計画にはないのか。	F ご質問に回答します。 太陽光発電とビotope改修については、平成29年度の第三次実行計画終了時点で、設置可能な学校への整備が完了したため、「エコスクールの整備推進」事業は終了となっています。 みどりのカーテンについては、経常事業「環境学習・環境教育の推進」の取組として引き続き実施していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
192	I	6	経常事業	推進 ホームレスの自立支援の	ホームレスの人がまた増えているように思う。 そのような人々に対する支援も必要である。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の停滞等から、失業等によりホームレス生活を余儀なくされる方が増加する懸念があります。 経常事業「ホームレスの自立支援の推進」において、引き続き関係機関等と連携しながら、個々の状況に合わせた自立支援に取り組んでいきます。
193	I	6	経常事業	推進 ホームレスの自立支援の	ホームレスの人がまた増えているように思う。 そのような人々に対する支援も必要である。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の停滞等から、失業等によりホームレス生活を余儀なくされる方が増加する懸念があります。 経常事業「ホームレスの自立支援の推進」において、引き続き関係機関等と連携しながら、個々の状況に合わせた自立支援に取り組んでいきます。
194	I	6	経常事業	生活保護受給者の自立支援の推進	事業概要欄において、小中学生とその保護者を対象とした支援の強化について触れられていない。 生活保護受給者の多くを占める年齢層への支援も大切であるが、若い世代、特に幼少期・学齢期の児童は、健康で豊かな生活を営む生活習慣、基礎学力を身につけ学び考える姿勢、対人関係を築くコミュニケーション能力、情報化社会に対する機器の扱いとモラルの涵養、地域社会に存在する社会資源の紹介などの生きる力の土台になる下地を身につける重要な対象層であると考えます。 これらの課題は世帯や個人で様々な様態があり、個に寄り添った支援が必要である。 事業概要に、幼少期・学齢期児童とその保護者に対する支援を強化していくことを盛り込んでほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 第一次実行計画で計画事業「36 生活保護受給者の自立支援の推進」の中で実施していた「小・中学生とその保護者を対象とした支援の推進」については、令和3年度以降は経常事業として引き続き実施していきます。 ご意見を踏まえ、事業概要を以下の記載に修正し、より丁寧な記載とします。 「生活保護世帯に対して、健全育成費や公衆浴場入浴券の支給などの必要な支援を行います。また、稼働能力のある生活保護受給者に対する就労支援や、高齢者等に対する日常生活自立及び社会生活自立のための支援、小・中学生とその保護者に対する居場所づくり等による日常生活自立のための支援などにより、生活保護受給者の自立の助長を図ります。」
195	I	6	経常事業	生活保護受給者の自立支援の推進	これまで長くの期間、生活保護受給者世帯の小中学生とその保護者を対象とした支援を新宿区が展開してきたことに敬意を表する。 今回の事業概要に「小中学生とその保護者を対象とした支援」が無くなっていることはとても残念だった。この内容の事業が無くなることは、新宿区にとって大きな損失になるものと考えます。 長期に渡り実践した実績、支援方法は一朝一夕には得られないものであり、子ども支援、とりわけ生活困窮世帯、特殊事情がある世帯の子ども支援の財産であると考えます。 他の自治体、民間団体が類似した支援を行なう者は、この取組内容を知りたいと考えている。この支援事業を利用していた児童や保護者は、心強い居場所・応援者が存在していたことに深く感謝し、中学校卒業後の生活を夢を持って切り開いている。 最新の内部評価を参照すると、この支援事業への参加者数が減少していることが分かる。事業終了・廃止の1つの要因なのだろうと考える。 本事業の特殊性から委託事業者が自ら参加者を募る活動はせず（できず）、特定の方法で新規利用者が集められるものと想像する。新規参加者を確保する方法を検証し、この有意義なセーフティネットで生活保護法が定める生活を送ることができる児童や保護者を確保することが最優先課題ではないかと考える。 現在社会では支援を必要とする世帯はどこにでも存在している。将来的には生活保護受給者に限定することなく、広く子どもの支援として対象を拡大し、福祉部と子ども関係部署が連携し新しい支援事業を展開してほしい。 まずは正式計画には再度従来の支援事業を盛り込んでほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 第一次実行計画で計画事業「36 生活保護受給者の自立支援の推進」の中で実施していた「小・中学生とその保護者を対象とした支援の推進」については、令和3年度以降は経常事業として引き続き実施していきます。 ご意見を踏まえ、事業概要を以下の記載に修正し、より丁寧な記載とします。 「生活保護世帯に対して、健全育成費や公衆浴場入浴券の支給などの必要な支援を行います。また、稼働能力のある生活保護受給者に対する就労支援や、高齢者等に対する日常生活自立及び社会生活自立のための支援、小・中学生とその保護者に対する居場所づくり等による日常生活自立のための支援などにより、生活保護受給者の自立の助長を図ります。」



No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方	
196	I	6	その他	—	<p>コロナ禍の影響が収束するまでの間、行すべき事業として以下の内容を計画事業として追加すること。</p> <p>* 新型コロナウイルスによる影響で不安定な生活になっている区民への支援</p> <p>「①いつでも申請できる家賃補助の創設」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者、ひとり親家庭、若者をはじめ、住居確保給付金の対象外になる世帯に、いつでも申請できる区独自の家賃補助制度を創設すること。</li> </ul> <p>「②区営住宅の増設」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低廉で良質な住宅の減少のため求められる区営住宅を増設すること。また閉鎖している早稲田南町アパート14戸についても活用すること。</li> </ul>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>住居確保給付金の対象外となる世帯に、区独自の家賃補助制度を創設することは現在のところ考えていませんが、区では多様な世帯への支援として、子育て世帯向けの民間賃貸住宅家賃助成や区内転居する際の次世代育成転居助成、高齢者・障害者・ひとり親世帯等に対する居住支援などの経済的支援に取り組んでいます。</p> <p>また、区営住宅については、総戸数及び世帯数に対する割合は特別区の中でも上位にあることから、今あるストックを、計画的な修繕やニーズに合った修繕等により長寿命化を図ることで有効活用していきます。</p>
197	I	6	その他	—	<p>「基本政策 I 暮らしやすさ 1 番の新宿」「個別施策 6 セーフティネットの整備充実」は3つの「経常事業」で構成されていて「計画事業」は1つもないのは、コロナが全国に拡大する中、新宿区が基礎自治体として何も感じていないのではないかと残念です。新宿区内に住居を確保するのが困難な生活保護受給者、特に70歳以上の高齢者に住居を提供しようとする場合、家賃保証だけでは不足しており、賃貸借契約締結時に貸主である大家さんに協力金として10万円を支給するなど積極的な支援を区が計画事業として行うべきであると思う。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>第一次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付け、個別施策を支える主な事業や取組については、計画事業とともに施策体系に位置付けて、事業内容を掲載しています。</p> <p>「ホームレスの自立支援の推進」、「生活保護受給者の自立支援の推進」、「生活困窮者の自立支援の推進」の3つの事業は経常事業化しますが、社会情勢が流動的なコロナ禍においても、引き続き関係機関と連携しながら、状況に応じた効果的な支援を実施していきます。</p> <p>高齢者の方の民間賃貸住宅への入居には、家主の方の協力が必要であると認識しています。単身高齢者の入居受け入れに伴う家主の方の不安を軽減するため、居住者の方が万一亡くなられた場合に部屋の清掃や家財道具の整理費用等をカバーする保険料に対する助成を令和2年5月より開始いたしました。なお、令和2年2月に立ち上げた新宿区居住支援協議会では、高齢者をはじめ住宅確保要配慮者の入居促進に向けて家主の方との協力体制の構築に取り組んでいるところです。</p>
198	I	6	その他	—	<p>コロナ禍で生活困窮に陥った区民に対して特別給付金を区独自に行うなど、特別の支援を行う予算措置を講ずる必要を感じる。コロナによって新宿区や新宿区民に対するイメージが悪化し、新宿区民はコロナの影響で差別を受けるなどの被害を受けていることから、財政面での支援を行うことで新宿区としての意思を新宿区民に示すべきである。</p> <p>品川区や千代田区では区民に対して特別給付金支給している先例があることから、新宿区民が受けた心の傷を癒すためにも新宿区も積極的に特別給付金を区民に支給すべきである。</p>	E	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区ではこれまでも、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止に関する相談体制の構築、PCR検査スポットによる医療体制の強化、商工業緊急資金（特例）の融資あっせんや、店舗等家賃減額助成による中小事業者への支援などに取り組んできました。</p> <p>現段階では、区独自の給付金を実施することは考えていませんが、引き続き、区民生活と地域経済を支える施策に取り組んでいきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
199	I	7	22	若者の区政参加の促進	しんじゅく若者会議は何人の学生、社会人がどの時間に集まって何を会議しているのか。実効性があるのか。若者の意見を捕まえる努力は町会でも苦心している。	<p>ご質問に回答します。</p> <p>しんじゅく若者会議は、若者が区政への関心を高め、区政への関わりを高めるきっかけづくり、場づくりのために、平成29年度から、18～39才の区民を対象に、以下のとおり開催しています。</p> <p>会議参加者へのアンケートでは、3年連続で約9割の方が、しんじゅく若者会議に参加して区政や新宿区への関心が「高まった」「どちらかといえば高まった」と回答しており、区政への関わりを高めるきっかけづくり・場づくりとして一定の成果をあげていると考えます。</p> <p>&lt;平成29年度&gt;          テーマ：新宿区に期待すること          日時：平成29年7月29日（土）13時～17時          参加者数：48名（うち学生5名）</p> <p>&lt;平成30年度&gt;          テーマ：若者のつどいのバージョンアップ!!          日時：平成30年11月7日（土）12時30分～16時30分          参加者数：25名（うち学生8名）</p> <p>&lt;令和元年度&gt;          テーマ：新宿の魅力～新宿の魅力を「若者のつどい」でPRしよう          （第1回目）          日時：令和元年7月27日（土）13時～17時          参加者数：25名（うち学生2名）          （第2回目）          日時：令和元年11月16日（土）12時～13時          参加者数：15名（うち学生1名）</p> <p>※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止</p>
200	I	7	経常事業	男女共同参画の推進	(5)区の施策・事業の全体像のNo.279 男女共同参画の推進の事業概要の記載を、P.35での事業概要の記載に合わせて変更し、区民に対してより丁寧な説明になるようにしてほしい。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」は区全体の体系を簡潔に表現したものです。第二次実行計画（素案）P.35の事業概要は、施策体系を構築する主要な事業を、より具体的に記載したものとなっています。</p>
201	I	7	経常事業	男女共同参画の推進	(6)第一次実行計画との関連表では、第二次実行計画の経常事業「男女共同参画の推進」は、第一次実行計画の計画事業「男女共同参画の推進」の2つの枝事業（① 男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり ② 区政における女性の参画の促進）を統合したものとされているが、P.35の「男女共同参画」の事業概要には、枝事業①の内容しか記載されていない。枝事業②の内容についても記載して、区民に対してより丁寧な説明になるようにしてほしい。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>経常事業については、施策体系を構築する主要な事業について記載しています。第一次実行計画の計画事業「38 ② 区政における女性の参画の促進」での取組については、「新宿区第三次男女共同参画推進計画」及び「新宿区特定事業主行動計画」の中で取組を定め、引き続き目標達成に向けて取り組んでいきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
202	I	7	経常事業	男女共同参画の推進	第一次実行計画の時に掲げた目標を達成できていない（審議会における女性委員の比率40%に対し36%、女性委員を含む審議会等の比率100%に対し93.4%）にもかかわらず、経常事業化することは計画を途中で放棄するようなもので許されない。第二次実行計画では初めてSDGsの推進を打ち出したが、その5つめのゴールとして「ジェンダー平等を実現しよう」とある。「男女共同参画の推進」という名称も「ジェンダー平等の推進」とすべき。また、近年新たに認識された課題としてLGBT・多様な性的指向・性自認などに対応する施策も求められている。新宿区でもパートナーシップ制度を導入すべき。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>「男女共同参画の推進」は、啓発講座の実施や情報誌の発行、小・中学生向けの啓発誌の配布等、意識啓発や情報提供に関する取組が定着していることから、経常事業化するものです。</p> <p>本事業は「新宿区男女共同参画推進条例」に基づき、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野に参画することのできる社会を実現していくことを目指していることから、事業名も「男女共同参画の推進」としているものです。</p> <p>性的指向・性自認を理由とした差別解消については、同事業の中で情報誌や講座、区ホームページ等による意識啓発を引き続き実施していきます。</p> <p>パートナーシップ制度については、婚姻制度のあり方について十分な議論を踏まえたうえで、国において結論を出すことが必要と考えており、区での実施は考えておりません。</p>
203	I	7	経常事業	配偶者等からの暴力の防止	暴力を受ける被害者の救済はもちろんだが、暴力している自覚の無い加害者側のケア（更生）が鍵である。そちらの策を講じてほしい。	C <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>男女共同参画推進センターでは、DV啓発講座を実施するとともに、中学生向け啓発誌を活用して若年層向けに「DVの被害者にも加害者にもならないための意識づくり」を行い、DVについて普及啓発を行っています。</p> <p>また、男女共同参画推進センターの悩みごと相談室では、土曜日の午後に男性相談員による相談の実施等により、加害者自身が相談できる体制を整えています。今後とも継続して加害者の更生に向けた取組を推進していきます。</p>
204	I	7	経常事業	配偶者等からの暴力の防止	コロナ禍でDVなど家族等からの暴力に悩む女性や子どもが増えている。コロナの影響による失業や減収が増えるとDVや虐待も増えることが想定される。そのような時に、この事業を計画事業から外し経常事業化するのは後退である。新宿の地域性として家族等の暴力から逃げてくる子どもや若者も多く、そのような方たちに対する相談・支援体制の強化や、区役所玄関前で東京都の支援事業として行われているコロナによる「つぼみカフェ」に対する支援の強化を、DV対策とともに進めていく必要があり、そのためにも計画事業として残すべき。	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、平成29年10月に「新宿区配偶者暴力相談支援センター」を立上げ、DV相談ダイヤルを開設し専門相談員による相談や支援を実施しています。また、子どもや若者支援については、「子ども・若者総合相談」の窓口を16か所設け、幅広い分野にわたる相談に対応しています。</p> <p>また、東京都が新宿区内で実施している若年被害女性等支援モデル事業（つぼみカフェ）については、実施場所を提供するなどの支援を行っています。今後とも、東京都と連携して若年女性への取組を行っています。</p> <p>なお、本事業は、DV防止啓発講座や啓発カード・グッズの配布等、意識啓発や情報提供に関する取組が定着していることから、経常事業化するものです。引き続きDV防止に向けて着実に取組を推進していきます。</p>
205	I	7	経常事業	配偶者等からの暴力の防止	「新宿区第二次配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」が、区のHPで検索してもヒットしない。本二次計画の各事業を理解するうえで問題である。区のHPの検索エンジンを改良してほしい。	G <p>ご意見を踏まえて対応します。</p> <p>「新宿区第三次男女共同参画推進計画」の目標4を「新宿区第二次配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」として位置付けています。ご意見を受け、「新宿区第二次配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」による検索ができるよう対応しました。</p>
206	I	7	その他	—	P.34の個別施策7では、「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」とあり、個々の事業名があるが、若者に関連した事業についてはもう少し踏みこんだ事業が必要ではないかと思った。 特に新宿区では若者の働き手、又、消費者としても多い地域として、若者の居場所や労働の確保などの事業が望まれると思う。	B <p>ご意見は、素案の内容に含まれています。</p> <p>若者の居場所や労働の確保について、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターでは、フリースペース「ここからステップアップ」や就労準備のための「スキルアッププログラム」「はじめの一步応援事業」などを展開しています。</p> <p>第二次実行計画（素案）では、これらの事業はP.39の「個別施策9 地域での生活を支える取組の推進」の計画事業「25 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進」の中で、自立に向けた「若年者等就労支援事業」として掲載しています。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
207	I	8	23	町会・自治会活性化への支援	隣り同士のふれあいが希薄にならないよう工夫してほしい。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 日頃から近隣の居住者間で顔の見える関係を築くことは、災害時等の助け合いにおいて重要なことと認識しています。そのため、地域コミュニティの核である町会・自治会の活性化の支援については、会の運営や入会促進などに関するコンサルティングを導入しています。特に区民の8割を占める、タワーマンションをはじめとする集合住宅の居住者については、お住いの方向士のコミュニティづくりや集合住宅の住民と町会の絆づくりの促進のために、必要な支援策について検討していきます。 また、コロナ禍にあって、対面での地域活動が難しい中、工夫して活動を実施している好事例を集約し、地域の皆様と共有する仕組み作りに取り組みます。それに加え、町会・自治会の情報を発信するためのフェイスブックや、町会員間で情報共有するためのラインをはじめとするSNS入門講座を実施し、町会・自治会のICT化を支援していきます。
208	I	8	24	多様な主体との協働の推進	第一次実行計画との関係欄に「手段改善」とある。記載内容のどの部分が手段改善に当たるのか分かるよう記載してほしい。	F ご質問に回答します。 令和3年度に「公民連携との関係を視野にいれた協働推進事業のあり方検討」を行い、そのあり方検討を踏まえた助成金制度を令和4年度から実施するため、手段改善としました。
209	I	8 9	その他	—	ここ最近の西新宿地域の再開発と言える高層マンション化は個別施策8.地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進及び9.地域での生活を支える取組の推進、この2つに全く逆行していると思う。歴史ある町会の自助共助は失われる。 民生委員・児童委員も全く関わることができない。地域コミュニティは崩壊していく。 高層マンションの建築許可を出す際に、何らかの形で地域コミュニティへ寄与することを条件とすることはできないか。マンション施工及び管理運営に一定の条件をつけていただきたい。 これらの建物から地域の幼稚園や保育園、子ども園へ通いやがて小学校へ入学した時に地域住民として自覚ある生活者としての保護者が育ちにくいことが現状である。 これは未来を担う子どもの育成にも大きく関わる課題である。 (計画事業37「マンションの適正な維持管理及び再生への支援、計画事業40「地区計画等のまちづくりルール」の策定」と関わるだろうか。)	E ご意見として伺います。 地域コミュニティへの寄与を建築許可の条件とすることは考えていませんが、区民の8割超がマンションをはじめとする共同住宅に居住している中、マンション等の居住者間のコミュニティづくりを推進し、日頃から顔の見える関係を築くことは、災害時等の助け合いにおいて重要なことと認識しています。 そのため、区では、ワンルームマンションを建築する場合には、建築主及び所有者に対して、地域コミュニティの推進に努めることを条例で規定しています。また、大規模開発の場合には、建築主等に対して地元町会等の意向を踏まえ地域コミュニティへ寄与することを要請しています。 さらに、マンション内のコミュニティづくりや地域との絆づくりを推進するため、マンション管理組合や地元町会に、専門のコンサルタント派遣や地域コミュニティ事業助成の活用等を促進するとともに、各マンションでの取組を管理組合や居住者がお互いに情報を共有できるようマンション管理組合交流会等を活用していきます。
210	I	9	26	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	コロナ禍で働くことが困難な人のためにも就労支援をさらに強化し、数値目標を引き上げること。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 勤労者・仕事支援センターでは、コロナ禍における就労支援への対応として、令和2年度にオンライン環境を整備し、ICTを活用した就労支援を行っています。 また、コロナ禍における雇用情勢の変化を踏まえながら、障害者就労支援、若年者等就労支援、高齢者の職業紹介(新宿わく☆ワーク)の取組を推進していきます。
211	I	9	27	高齢者や障害者等の住まいの安定確保	「居住支援協議会活動を促進し、登録住宅を拡充する」住宅確保要配慮者の住宅確保の実績が上がるよう、居住支援協議会の取組を強化すること。また居住支援協議会に住宅確保配慮者から代表を参加させること。	E ご意見として伺います。 居住支援協議会の構成は、区、不動産関係団体及び居住支援団体となっており、当事者を加えることは予定していません。 同協議会での協議を踏まえ、住宅確保要配慮者への具体的な支援策を実施していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
212	I	9	27	高齢者や障害者等の住まい安定確保	未耐震のアパートなどの耐震化の促進と家賃補助を活用した登録住宅を区内に積極的につくり、入居者への支援事業を実施すること。居住支援協議会の運営は「継続」ではなく恒常的な事務局を設置し事業を拡充すること。	E ご意見として伺います。 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の入居を促進するためには、区内の登録住宅を増やすことが必要だと認識しています。このため、区では、これらの方の入居への家主の理解と、入居者の支援のために実施している家賃等債務保証料助成や入居者死亡保険料助成の活用を通じて、登録住宅の増加につなげていきたいと考えています。なお、登録住宅は耐震性が登録要件となっているため、未耐震のアパートの耐震化の促進にもつながると考えています。 また、居住支援協議会は恒常的なものであり、事務局は都市計画部住宅課に設置しています。
213	I	9	27	高齢者や障害者等の住まい安定確保	入居者死亡事故保険については現在民間住宅に入居している方にも適用すること。特に生活保護受給者は更新時に保険加入を促進すること。	E ご意見として伺います。 入居者死亡保険については、新たに民間賃貸住宅へ入居する方への助成のほか、現在入居している方についても当該住戸が登録住宅の場合は助成の対象としています。 保険の加入については、対象が60歳以上の単身高齢者のため、住宅相談の際に対象者に応じて制度の周知・利用の促進を図っています。また、生活保護受給者には、助成金は生活保護制度上の収入認定の対象とならないことを説明し、利用の促進を図っています。 引き続き、上記の取組のほか、不動産関係団体及び居住支援団体と連携し、制度の周知を図っていきます。
214	I	9	27	高齢者や障害者等の住まい安定確保	新規保証助成、入居者死亡事故保険への助成の年間目標は相談された方の80%以上など、実態に即した数値にすること。	E ご意見として伺います。 目標件数は、国勢調査、「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査報告書」をはじめ、事業の実績等から算出したものであるため、現時点では数値の見直しは考えていません。
215	I	9	その他	—	住宅不足の現在、都営住宅・区営住宅を増やしてほしい。 現在ある住宅にも、避難用に何十軒も空けてある状況なので、その部屋も含めて住民のために増設してほしい。	E ご意見として伺います。 都営住宅については、供給数は東京都が決定しています。 区営住宅については、総戸数及び世帯数に対する割合は特別区の中でも上位にあることから、今あるストックを、計画的な修繕やニーズに合った修繕等により長寿命化を図ることで有効活用していきます。なお、区営住宅では、避難用の住戸は確保していません。
216	II	1 ①	28 ①	建築物等耐震化支援事業	事業概要に「フォローアップ事業」と記されているが、区での呼称での事業名は「耐震フォローアップ事業」ではないのか。「フォローアップ事業」を区のHPで検索しても、ヒットしない。 フォローアップ事業について、注釈を記載してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 耐震化支援事業の普及啓発の一つであるため、「耐震フォローアップ」と記載を修正するとともに、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。  【注釈】 「耐震フォローアップ」とは、区の耐震診断の助成等を活用し、耐震改修工事に至っていない建築物について、個別訪問などにより耐震改修工事を改めて促す普及啓発のことです。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
217	II	1 ①	28 ①	建築物等耐震化支援事業	木造建築物の耐震化の支援に除却・建替え助成を計画化すること。	E ご意見として伺います。 建築物の耐震化は、建替えや除却を含め、それぞれの建築物の所有者が、自らの責務として取り組むことが基本であると考えています。 また、除却は、多くの場合、建替えと同様に、除却後の建築物などによる土地利用が想定され、こうした建替えなどでは、多額の費用が生じます。 したがって、建替えや除却に伴う工事に対して、新たな助成の計画化は、現在のところ考えていません。
218	II	1 ①	28 ②	擁壁・がけの安全化の総合的な支援	区内には危険な擁壁やがけが多くあり、枝事業でなく計画事業とすること。改修工事費の補助金額を増額する計画とすること。	E ご意見として伺います。 第二次実行計画（素案）の計画事業「27 建築物等の耐震性強化」は、建築物及び敷地の耐震化を促進する関連事業を枝事業としており、本事業の位置付けは適正と考えます。なお、枝事業も計画事業であり、施策の重要度に差異はありません。 改修工事費助成については、平成24年度開始以降、平成28年度に助成対象者の所得要件の撤廃や助成対象を建築基準法上の道路に接する擁壁等への拡充を行い、平成30年度には助成対象を民地沿いの擁壁等へ拡充するとともに助成金額を増額するなど適宜見直すことにより、擁壁等の改修の促進を図っています。
219	II	1 ③	30	再開発による市街地の整備	再開発は区の補助金のあり方を見直しすること。住民追い出しの再開発にならないようし、住民の住まいを確保すること。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 再開発は、密集市街地を改善するとともに、道路・広場等の整備を行い、安全で快適な都市環境を創出する重要な事業として考えており、事業の促進を図るため区が補助を行うことは適切であるとと考えています。補助の要件や評価項目については、適宜見直しを行っています。 また、住民の住まいに関しては、権利者は原則権利変換を受け、再開発建築物の床を取得します。借家人は継続借家等が認められています。したがって、希望すれば引き続き住むことができるものです。
220	II III	1 ③ 1 ・ 3	—	—	国際競争力を高める総合的なまちづくりを推進する上で、高い環境性と防災性を有する持続可能な都市を実現することは重要と考える。 平時の環境負荷低減や非常時の事業継続に寄与するガスコージェネレーションシステム等の自立分散型エネルギーシステムが、地域のレジリエンス向上や国土強靱化に貢献、災害に強く、環境負荷の少ない都市の実現を可能にすると考える。 また、避難所整備の効率化の観点から、災害時においても自宅で生活を継続できるよう、各住宅での家庭用燃料電池や太陽光発電等の普及促進が重要と考える。 これらの取組を通して、当社グループも貴区が目指す、総合的なまちづくりの推進に協力していきたい。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 区では、都市マスタープランにおいて環境に配慮したまちづくりの方針を掲げており、ICTによるエネルギーの管理や、コージェネレーションなどの効率的なエネルギー設備の導入を促進することを定めています。特に、市街地再開発等の事業においては、CO <sub>2</sub> 排出量の削減を含めた環境の保全や防災性の向上などを目指すため、地域特性にあわせて、自立分散型エネルギーシステムなどの導入を推進しています。 また、一層の家庭部門でのCO <sub>2</sub> 排出量の削減を図るため、太陽光発電設備、家庭用燃料電池、住宅用蓄電池システムなどの新エネルギー・省エネルギー機器の設置助成について、今後も継続して取り組んでいきます。
221	II	1 ④	32	道路の無電柱化整備	無電柱化計画を着実に進めると同時に、区民の要望する道路についても積極的に無電柱化を推進すること。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 「新宿区無電柱化推進計画」は、3つの基本的な方針（防災、安全・快適、景観）に基づき整備対象路線を選定し、令和10年度までに実施する優先整備路線を定め、現在計画的に取り組んでいます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
222	II	1 ④	32	道路の無電柱化整備	<p>当社グループも今後、道路の無電柱化の取組に協力していく。</p> <p>都市ガス事業者としても保安上の観点から以下の点をご理解いただいた上で、無電柱化を推進していただきたい。</p> <p>(1) 無電柱化の推進に当たっては、電線占用条件を明確にし、適切な運用が図られるよう、検討してほしい。</p> <p>(2) 電線地中化の整備に際しては、関係する企業等への影響なども考慮いただき、多数関係者との調整をはかりつつ、計画的に推進していただきたい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、道路の無電柱化整備にあたっては、既に道路に埋設されている上下水道、電力通信、ガス等の管路を所有する道路占有者の維持管理にも配慮したうえで電線共同溝設置に向けて調整を行っています。今後も、各企業者への影響を踏まえて十分に調整を行いますが、区民が安全で安心して暮らせる道づくりを目指すために取り組んでいる無電柱化推進の趣旨をご理解の上ご協力をお願いします。</p>
223	II	1 ④	33 ①	道路の治水対策	<p>道路の治水対策において、東京都豪雨対策基本方針と記されている。</p> <p>当方針は、H26年に改訂されたものを指すという認識で良いか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>道路の治水対策は、平成26年度に改訂された「東京都豪雨対策基本方針」に基づいています。</p>
224	II	1 ④	33 ①	道路の治水対策	<p>「豪雨対策を計画的に実施」とあるが、事業内容は区道の透水性舗装の新設や浸透枦への改修である。</p> <p>これらの改修は、着工順位等のスケジュール表を別途作成の上、実施しているのか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>道路の治水対策では、水害が発生した地域やその周辺地区において、経年劣化により透水機能が低下した路線等を調査し改修方法を決定するなど、毎年計画的に改修を実施しています。</p>
225	II	1 ④	34	整備 まちをつなぐ橋の	<p>「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく記載されているが、「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画（改定）（H31.3）」と記すべきである。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」は平成31年3月に改定したものです。第二次実行計画の表記は計画名のみとします。</p>
226	II	2	35	女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実	<p>避難所運営協議会では、訓練で要配慮の方への対応は十分協議されていない。</p> <p>一部のワークショップだけでは無く、必要な具体的要件を避難所運営協議会に提示できないか。</p> <p>避難所運営協議会の町会住民が具体的に対応出来るか出来ないかはあるが、優先順位だけは検討出来る。</p> <p>避難所のコロナ対策も棚上げで、優先順位を避難所運営協議会で見極められない。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>平成28年度から29年度にかけ、各避難所運営管理協議会においてマニュアルの見直しを行い、女性をはじめとする要配慮者に対応する組織（「女性・子ども部」等）を創設しました。</p> <p>また、平成30年度からは「女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップ」を特別出張所地域を単位として行っており、令和5年度までに全10地域で終える計画です。</p> <p>ワークショップで得られた知見については、各避難所運営管理協議会や地域防災協議会を通して町会等地域の方々と共有を図っていきます。</p> <p>避難所のコロナ対策については、避難所における感染症対策ガイドラインを作成し、各防災区民組織に配布するとともに、協議会等の場で説明を行っています。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、要配慮者対策や避難所の感染症対策の訓練実施を各避難所運営管理協議会側に働きかけていきます。</p>
227	II	2	経常事業	福祉避難所の充実と体制強化	<p>事業概要に、「福祉避難所運営マニュアル」と記載されている。</p> <p>福祉避難所運営マニュアルを区HPIにアップロードしてほしい。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>「新宿区二次避難所（福祉避難所）運営マニュアル(標準版)」については新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を踏まえたものに修正が完了し次第、区ホームページにアップロードします。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
228	II	2	経常事業	福祉避難所の充実と体制強化	災害時の要援護者支援のモデルの個別プラン作成や、要援護者支援のボランティア登録制度を計画事業化すること。	E ご意見として伺います。 地域の共助を支える町会等においては、地域活動者の高齢化や偏在化が課題になっていることもあり、要支援者への支援体制の構築が困難な状況となっています。計画事業化は考えていませんが、引き続き、当事者、支援団体、町会等と協議し個別計画策定について研究していきます。 また、要援護者支援のボランティア登録制度についても、計画事業化は考えていませんが、新宿区社会福祉協議会で災害ボランティア養成講座等の取組を実施しており、引き続き連携を図っていきます。
229	II	2	経常事業	福祉避難所の充実と体制強化	福祉避難所の充実のために、さらなる増設、バリアフリー化、女性や障害者の視点を取り入れた避難所対策を計画事業化すること。	E ご意見として伺います。 二次避難所（福祉避難所）の充実については、計画事業化は考えていませんが、区の福祉施設に加え、区内民間福祉施設を二次避難所（福祉避難所）として開設できるよう、引き続き民間事業者との協定締結を進めています。 また、二次避難所（福祉避難所）は一次避難所とは異なり、福祉施設を指定しているため、バリアフリー環境は区の施設、民間施設共に一定程度整備されていると考えていますが、バリアフリー化されていない施設もあるため、二次避難所（福祉避難所）開設時は、バリアフリー化されている施設を優先的に活用していきます。更なるバリアフリー化については、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の実施方針に基づき、大規模な修繕計画に併せて検討していきます。 女性や障害者の視点を取り入れた避難所対策については、今後とも、女性や障害者のご意見を参考にその都度必要な対策を取り入れ、充実させていけるよう取り組んでいきます。
230	II	2	経常事業	福祉避難所の充実と体制強化	「一次避難所」、「福祉避難所」と記載されている。「一次避難所」と広域防災計画上の用語を用いるならば、「福祉避難所」ではなく、「二次（福祉）避難所」と記すべきでないのか。	G ご意見を踏まえて対応します。 新宿区地域防災計画では、「二次避難所（福祉避難所）」と表記しているため、事業概要の表記を修正します。
231	II	3 ②	37	新型インフルエンザ等対策の推進	感染症対策のための全庁的な備蓄のあり方を検討し配備する。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 区有施設及び関連施設における感染症対策用品の備蓄については、現在、各施設を所管する各部課において、一定数量の備蓄を行っています。今後、必要物品の種類や数量、更新時期など、備蓄のあり方について検討していきます。 また、保健所の感染症対策のため、必要な防護服やマスク、手袋等については、既に一定量の備蓄を行っています。今後は、新型コロナウイルス感染症の拡大や新たな感染症の流行に備え、医療機関用のフェイスシールドやマスク等の備蓄を新宿区医師会に提供していきます。 さらに、災害に備えた避難所における感染症対策として、令和2年度に各避難所へ避難者分の不織布マスク、手指消毒液やフェイスシールドなどの物品を新たに配備しました。
232	II	3 ②	37	新型インフルエンザ等対策の推進	保健所体制を拡充する。各保健センターに医師を配置し、保健師を増員する。	E ご意見として伺います。 保健所については、今後も新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、組織体制の強化を図っていきます。



No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
233	II	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	コロナの問題	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 区ではこれまでも、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止に関する相談体制の構築、PCR検査スポットによる医療体制の強化、商工業緊急資金（特例）の融資あっせんや、店舗等家賃減額助成による中小事業者への支援などに取り組んできました。 今後も、感染症対策とともに区民生活の支援と地域経済の回復に向け、必要に応じて機動的に対応していきます。
234	II	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	5つの基本政策はどれも素晴らしいと思う。 今コロナの時代になり、今までとは違う日常になりつつある。 感染対策、PCR検査の充実、かかってしまった場合の医療体制の充実などは、よりしっかりやってほしいと願う。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 区ではこれまでも、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止に関する相談体制の構築、PCR検査スポットによる医療体制の強化などに取り組んできました。 また、新宿区新型コロナウイルス検査センターの設置をはじめ、様々な手段を講じてPCR検査を実施しています。新型コロナウイルス感染症が疑われる方等だけでなく、重症化リスクが高い施設等で患者が発生した際や、クラスター発生のおそれがある場合には、対象者を広げて積極的に検査を実施しており、効率的、効果的に感染拡大を防止できるよう検査体制を整えています。今後も機動力をもって、感染拡大防止に努めています。 感染症対策は、計画的・段階的な対応だけでなく、感染状況に応じた機動的な対応が求められます。このため、実行計画では計画的な備蓄と訓練、経常事業では予防接種や健康診断、緊急対応を要する場合には予備費充用や補正予算により対応するなど、総合的に取り組んでいきます。
235	II	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	エッセンシャルワーカーへの定期的なPCR検査を実施すること。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 令和2年度に、感染すると重症化するリスクの高い障害者及び高齢者を介助・介護する事業所の職員を対象に、PCR検査を行っています。令和2年度のPCR検査事業を実施する中で、各事業所の意見を聞きながら、国の見解も注視し、効果的な支援方法を検討していきます。
236	II	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	医療機関に対する感染症対策としての備品及び財政的な支援と減収補填・運営補助を国などと協力して行うこと。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 ご意見のあった医療機関に対する支援等については、国及び都へ要望しているところです。
237	II	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	新型コロナウイルス感染症について、都の自制宣伝は効果がなく毎日増え続けている。①無料とは言わないが、希望者も含めて早くPCR検査を実施すること。（1,000円から2,000円くらいで）②地域住民のために保健所を増やすこと。③都の責任で医療従事者に危険手当を支給すること。	E ご意見として伺います。 区では、新宿区新型コロナウイルス検査センターの設置をはじめ、様々な手段を講じてPCR検査を実施しています。新型コロナウイルス感染症が疑われる方等だけでなく、重症化リスクが高い施設等で患者が発生した際や、クラスター発生のおそれがある場合には、対象者を広げて積極的に検査を実施しており、効率的、効果的に感染拡大を防止できるよう検査体制を整えています。今後も機動力をもって、感染拡大防止に努めています。 また、保健所を増やす予定はありませんが、今後も新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、組織体制の強化を図っていきます。 なお、東京都では、医療従事者に対し特殊勤務手当（危険手当等）を支給する医療機関に補助を行う「医療従事者特殊勤務手当支援事業」制度を実施しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
238	Ⅱ	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	公衆衛生、防疫の観点から新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、区として社会的な検査としてPCR検査の体制拡充と実態把握のための抗体検査を実施すること。また、追跡調査のためのトレーサーを育成・増配置すること。	E ご意見として伺います。 区では、新宿区新型コロナウイルス検査センターの設置をはじめ、様々な手段を講じてPCR検査を実施しています。新型コロナウイルス感染症が疑われる方等だけでなく、重症化リスクが高い施設等で患者が発生した際や、クラスター発生のおそれがある場合には、対象者を広げて積極的に検査を実施しており、効率的、効果的に感染拡大を防止できるような検査体制を整えています。今後も機動力をもって、感染拡大防止に努めていきます。 また、状況に応じて、必要な人員を増配置し、組織体制の強化を図っていきます。
239	Ⅱ	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	新型コロナウイルス流行が続いている現在、不安な生活が続いている。 少しでも安心できるように、希望者全員にPCR検査を受けられるようにしてほしい。	E ご意見として伺います。 区では、新宿区新型コロナウイルス検査センターの設置をはじめ、様々な手段を講じてPCR検査を実施しています。新型コロナウイルス感染症が疑われる方等だけでなく、重症化リスクが高い施設等で患者が発生した際や、クラスター発生のおそれがある場合には、対象者を広げて積極的に検査を実施しており、効率的、効果的に感染拡大を防止できるような検査体制を整えています。今後も機動力をもって、感染拡大防止に努めていきます。
240	Ⅱ	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	PCR検査件数をもっと増やしてほしい。	E ご意見として伺います。 区では、新宿区新型コロナウイルス検査センターの設置をはじめ、様々な手段を講じてPCR検査を実施しています。新型コロナウイルス感染症が疑われる方等だけでなく、重症化リスクが高い施設等で患者が発生した際や、クラスター発生のおそれがある場合には、対象者を広げて積極的に検査を実施しており、効率的、効果的に感染拡大を防止できるような検査体制を整えています。今後も機動力をもって、感染拡大防止に努めていきます。
241	Ⅱ	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	PCR検査件数をもっと増やしてほしい。	E ご意見として伺います。 区では、新宿区新型コロナウイルス検査センターの設置をはじめ、様々な手段を講じてPCR検査を実施しています。新型コロナウイルス感染症が疑われる方等だけでなく、重症化リスクが高い施設等で患者が発生した際や、クラスター発生のおそれがある場合には、対象者を広げて積極的に検査を実施しており、効率的、効果的に感染拡大を防止できるような検査体制を整えています。今後も機動力をもって、感染拡大防止に努めていきます。
242	Ⅱ	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	来年度以降も新型コロナウイルスの影響は続くと思うので、生活や営業の支援も計画事業に入れてほしい。	E ご意見として伺います。 区ではこれまでも、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止に関する相談体制の構築、PCR検査スポットによる医療体制の強化、商工業緊急資金（特例）の融資あっせんや、店舗等家賃減額助成による中小事業者への支援などに取り組んできました。 感染症対策については、計画的・段階的な対応だけでなく、感染状況に応じた機動的な対応が求められます。このため、実行計画では計画的な備蓄と訓練、経常事業では予防接種や健康診断、緊急対応を要する場合には予備費充用や補正予算により対応するなど、総合的に取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
243	II	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	来年度以降も新型コロナウイルスの影響は続くと思うので、生活や営業の支援も計画事業に入れてほしい。	E ご意見として伺います。 区ではこれまでも、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止に関する相談体制の構築、PCR検査スポットによる医療体制の強化、商工業緊急資金（特例）の融資あっせんや、店舗等家賃減額助成による中小事業者への支援などに取り組んできました。 感染症対策については、計画的・段階的な対応だけでなく、感染状況に応じた機動的な対応が求められます。このため、実行計画では計画的な備蓄と訓練、経常事業では予防接種や健康診断、緊急対応を要する場合には予備費充用や補正予算により対応するなど、総合的に取り組んでいきます。
244	II	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	定額給付金10万円頂いたが、1月～来年（2021年）まで入っていた仕事がすべてなくなり収入が0になった。私のような方がまだ他にもいらっしゃると思う。給付金を少しの金額でもつづけて出して頂けたら生きていける。 また、施設を借りるにしても（例）300人は入れる所150人、それで、普通の金額を請求するのはおかしくないか、考えてほしい。	E ご意見として伺います。 新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けている方々への支援については、国・東京都・新宿区により様々なメニューが用意されています。現段階では、区独自の給付金を実施することは考えていませんが、引き続き、区民生活と地域経済を支える施策に取り組んでいきます。また、区では、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」を設置しており、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施しています。 区の施設の料金は、受益者負担の考え方に基づき、施設の維持管理経費と貸出対象施設の面積を基に算定しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各施設では利用終了後の消毒作業や、消毒液の設置等、維持管理経費は増えている状況にあり、施設の料金を引き下げる考えはありません。 なお、利用定員の制限緩和については、国等の動向を注視しながら検討していきます。
245	II	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	高度な権限を有する「感染症対策の専門部署」を作り設置してほしい。 新型コロナウイルスの世界的感染拡大は留まることを知らない。この貴重な経験を今後にかけて感染症を既存の地震や水害など同様に位置付けて、専門家集団の指導の元、新宿区が一丸となって新型コロナウイルス収束に向けて先頭に立つ部署を独立設置する事が必要と考える。この部署は、今後発生するであろう正体不明のウイルス対策にも、今回の経験をいかして準備していく専門部署として機能する。新宿区民の命と財産を守る為にも、大きな権限を持った専門部署がどうしても必要と考える。	E ご意見として伺います。 区では、これまでも国や東京 i C D C（東京感染症対策センター）と連携し、区の感染症アドバイザーの意見も踏まえ、医師・保健師等の専門職からなる保健所が中心となって取り組んできました。 今後も、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、体制の強化を図っていきます。
246	II	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	計画事業として、「新型コロナウイルス感染症対策の推進」を位置づけること。	E ご意見として伺います。 感染症対策については、計画的・段階的な対応だけでなく、感染状況に応じた機動的な対応が求められます。このため、実行計画では計画的な備蓄と訓練、経常事業では予防接種や健康診断、緊急対応を要する場合には予備費充用や補正予算により対応するなど、総合的に取り組んでいきます。
247	II	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	感染症、公衆衛生、情報処理などの専門家、医師会などの代表を入れた区としての専門家会議を創設し、収束のための具体的な施策について協議し進めること。	E ご意見として伺います。 区では、感染症の専門家や医師会等の関連機関からなる「新型インフルエンザ等対策連絡会」を開催しており、今後も引き続き、こうした場で協議していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
248	Ⅱ	3 ②	—	新型コロナウイルス感染症対策関係	「個別施策3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現」の「② 感染症の予防と拡大防止」の内容は、最終的には他の様な様式の記載となるのか。	F ご質問に回答します。 「個別施策3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現」の「② 感染症の予防と拡大防止」は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた区の考え方や対応の全体像を示すものであるため、本計画においても、素案と同じ形式で記載します。
249	Ⅱ	3 ③	経常事業	路上喫煙対策の推進	令和2年4月1日に全面施行された「東京都受動喫煙防止条例」及び新型コロナウイルスの影響により、喫煙スペースが極端に無くなった。 これにより、特に夜の街や日本国外の人が多い新宿では、路上喫煙が増えている。 ルールや罰則を重くするのは簡単だが、分煙や喫煙スペースをしっかりと確保する方法も必要だと思う。 様々な人達で成り立っている新宿だからこそ、平等にルールを定めてこそ、火災リスクの減少や異国に奪われず、賑わい都市を取り戻せると思う。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 区では、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」に沿って、路上喫煙禁止パトロール員の巡回による、路上喫煙禁止の周知啓発に努めています。 さらに、公衆喫煙所の増設のため、道路法などの法規制の緩和や国有地、公有地の提供などを国や東京都に要望しているほか、令和元年度から始めた民間公衆喫煙所等の設置等費用を助成する「公衆喫煙所等整備費助成事業」の活用を含め、新たな喫煙所設置に向けて取り組んでいます。 今後も、こうした取組を一層進め、路上喫煙禁止の徹底を図り、たばこを吸う人も吸わない人も、心地良く過ごせる環境づくりを推進していきます。
250	Ⅱ	3 ③	その他	—	日本一の繁華街を擁する新宿区という性質上、どうしても害虫（具体的には夏場のゴキブリ）の発生に悩まされる所が大きと思う。 区の中心から多少離れていても、室内および周辺で遭遇する確率が非常に高い。 個人的な対策として自宅の室内にベイト剤(毒餌)を撒くことによって多少の発生率は抑えられるが、外からいくらでも侵入してくるのでできない。 区としても賃貸物件の管理者に通達を出すなり、ベイト剤(毒餌)を配布するなりして、駆除に向けた取組を強化してほしい。	E ご意見として伺います。 区では、ゴキブリを含めた衛生害虫の駆除はそれぞれの施設の管理者等において対処していただいており、個別に駆除は行っておりません。なお、ゴキブリを含めた衛生害虫について、健康部衛生課の窓口や電話で相談を受け付けています。
251	Ⅲ	1	39 ①	新宿駅直近地区のまちづくり	新宿の国際競争力を高める総合的まちづくりを推進するとして、新宿駅周辺に高さ260メートル級のビルを建設することは、新宿駅をさらに過密化し、東京への一極集中を高め、新宿区の環境を破壊するものである。新宿区の住民にとってマイナスであり、区民の税金の投入をすべきではない。計画は見直しをすること。	E ご意見として伺います。 新宿駅直近地区では、誰にとっても優しい次世代の「新宿グランドターミナル」とするため、「新宿の拠点再整備方針」に基づき、駅、駅前広場、駅ビル等を一体的に再編することで、利便性や回遊性の向上を図りながら、新宿の国際競争力強化を高める総合的なまちづくりを推進することとしています。 また、新宿グランドターミナルの再編を契機として、賑わい等を周辺へと波及させ、新宿駅周辺全体でのブランド力向上を図ります。 駅ビルの建設における周辺環境への影響については、東京都環境影響評価条例等に基づき、適切に対応していきます。 また、新宿グランドターミナルの再編に係る事業主体は、主に新宿駅直近地区土地区画整理事業の施行予定者である東京都と地権者である鉄道事業者と考えています。区の負担については、関係事業者の役割や都市計画事業であることを踏まえて、適切に対応していきます。
252	Ⅲ	1	39 ②	新宿駅東西自由通路の整備	東西自由通路は供用開始されたが、令和3年度以降はどのような工事を行うのか。	F ご質問に回答します。 令和3年度以降は、中央駅事務室に機能を移転した東口・西口の駅事務室撤去、券売機施設箇所の整備、最終的な線路復旧等を実施します。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
253	Ⅲ	1	39 ④	靖国通り地下通路延伸に向けた支援	地下通路の延伸は、地元企業等の連携で事業を進めるべきであり、区の税金による支援は行うべきでない。	E ご意見として伺います。 靖国通り地下通路の延伸については、まち全体の賑わい創出や歩行者の回遊性向上にむけて、引き続き、東京都等と事業化に向けた調整や計画内容について検討を行っていきます。 また、整備費用について区が負担することがないよう、今後も関係者と調整を行っていきます。
254	Ⅲ	2	40	歌舞伎町地区のまちづくり推進	歌舞伎町地区の経済を支えてきた中小業者への支援策を講じること。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区では、歌舞伎町地区の中小企業者にとどまらず、区内中小企業者などに対し、利子・保証料全額補助の特例の制度融資による資金繰り支援をはじめ、店舗の感染拡大防止策実施等に対し独自の補助制度を設け支援しています。今後も、事業者に寄り添った支援を行っていきます。
255	Ⅲ	2	40	歌舞伎町地区のまちづくり推進	コロナ感染震源地という歌舞伎町の負のイメージ払拭のため街ぐるみのクラスター対策検査の体制を構築し、「歌舞伎町安全宣言」を発表できるような感染防止策を計画に盛り込むこと。	E ご意見として伺います。 区は、クラスター対応体制の強化、対話のある情報発信、店舗等での感染防止策の実践などを推進し、社会活動と感染対策を両立していくことが重要であると考えています。 具体的には、様々な場面で感染者の増加の兆候が見られた際に、クラスター発生を未然に防止するため、繁華街対策チームを編成し初期スクリーニング集団検査体制を増強していきます。 また、「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」を通して、経営者やスタッフ等とも十分に議論し、協力体制を強化していきます。 感染防止策については、計画的・段階的な対応だけでなく、感染状況に応じた機動的な対応が求められます。このため、実行計画では計画的な備蓄と訓練、経常事業では予防接種や健康診断、緊急対応を要する場合には予備費充用や予算補正により対応するなど、総合的に取り組んでいきます。
256	Ⅲ	2	40	歌舞伎町地区のまちづくり推進	歌舞伎町地区のまちづくり推進において、ぜひ「歌舞伎町グリーン化」の観点も含めてほしい。具体的には、ビル単位、店舗単位での省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進などである。 ビルの新築・改築の際には2050年脱炭素を見据えてZEB仕様に、また店舗単位でも、空調や冷蔵庫、照明などの省エネ化、再エネ電力の調達などは、すぐに実施が可能である。 そういった項目も含め、「歌舞伎町のグリーン化」をぜひ国内外にアピールしていただけたらと思う。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 歌舞伎町の「グリーン化」の観点については、温室効果ガス排出量の約6割が業務部門からの排出となっていることから、今後も、歌舞伎町を含めた、中小事業者の省エネルギー行動を促進・支援するとともに、中小事業者に省エネルギーによる環境経営を促すことで、業務部門の温暖化対策を推進していきます。
257	Ⅲ	4	経常事業	ユニバーサルデザインまちづくりの推進	ユニバーサルデザインまちづくり条例ができ、より良いまちづくりを進めるためにも、計画事業として計画的に進めること。	E ご意見として伺います。 「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」が施行され、アドバイザーを活用した事前協議制度や工事完了報告制度等の仕組みが構築されたことから、今後は経常事業としてユニバーサルデザインまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
258	Ⅲ	5	44	都市計画道路等の整備 (百人町三・四丁目地区の道路整備)	住民参加によるまちづくりを進め、区有地の活用を積極的に進めること。	E ご意見として伺います。 百人町三・四丁目地区は、地区の一部が広域避難所に指定されたことを契機として、平成2年から平成12年まで都市防災不燃化促進事業を実施し、一定の成果をあげています。
259	Ⅲ	5	46	道路の環境対策	内部評価(暫定版)で『計画以上』の出ている計画事業73道路の環境対策について。 確かにオリンピック後のヒートアイランド現象の対策として遮熱性舗装は必要だが、2020年度の1,600㎡の根拠や、後の補修などの道路工事についての説明が必要だと思う。 また、木製防護柵は最終的にどれほど延長するのか、耐久年数やコストもわかりづらい。 LED街灯(はとも良い施策と思うが、2018年と2019年の目標値や達成値の差異で計画以上の評価が出たのなら違和感を感じる。	E ご意見として伺います。 遮熱性舗装については適した環境の道路を選定し、道路舗装の更新サイクルに合わせて遮熱性舗装の整備を実施しています。 木製防護柵については平成17年度より整備を進めてきましたが令和2年度をもって新規の整備については終了とします。これまでに約2,500mの整備を行ってきましたが、今後は劣化状況を判断し、耐用年数が長い製品を採用するなどして、維持管理していきます。 街路灯の省エネルギー対策事業については、計画以上の数量を実施できたことで、電力消費量などの低減を目標以上に図ることができたため、内部評価では計画以上としています。
260	Ⅲ	6	47	自転車通行空間の整備	自転車通行空間の整備が「新宿区自転車ネットワーク計画」(2019.3)に基づき行われるのであれば、当計画書の事業概要に記載し、根拠計画を明記してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 事業概要に「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づき実施することを記載します。
261	Ⅲ	6	47	自転車通行空間の整備	新宿通りの歩道は自転車のサイン表示とラインがありますが、未だに歩行者も自転車もど様の動くのルールが浸透しておらず、歩行者を縫って自転車が高速走行することもあり、接触事故が発生しているとも聞く。 自転車通行空間の整備と並行して利用のルール周知も警察、道路管理者と協力して強化してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 自転車は、原則車道の左側端を通行することとされており、やむを得ず歩道を通行する場合は、歩行者優先で通行することが必要です。 自転車のルール・マナーについては、これまでも警察と連携し、交通安全教室や街頭活動を行う等、周知啓発に努めてきました。今後も引き続き、取組を進めていきます。
262	Ⅲ	6	48	駐輪場等の整備	事業概要に根拠となる計画を記載してほしい。(新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画)	A ご意見を踏まえて修正します。 事業概要に「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき実施することを記載します。
263	Ⅲ	6	48	駐輪場等の整備	自転車の利用者は増えており、駐輪場を増設することが急務である。自転車とともに自動二輪車の駐輪場を増設する計画とすること。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区では、駐輪場として活用できる用地が限られている中で、多くの方が駐輪場を利用できるよう、いつでもだれでも利用可能な時間利用の駐輪場の拡充を進めています。 自動二輪車の駐車場の整備は、民間駐車場事業者に既存四輪駐輪場における余剰スペースへの受け入れを要請しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
264	Ⅲ	6	48	駐輪場等の整備	<p>区内の駐輪場を廃止・民営化する計画があることを知った。</p> <p>駐輪場を減らさないでほしい。</p> <p>毎年、職場への通勤のために、高田馬場駅周辺の駐輪場を申し込んでいるが、外れてしまう年もあり、困っている。廃止・民営化ではなく、むしろ駐輪場増設を望んでいる。</p> <p>私が利用している駐輪場のすぐ近くに駐輪場未登録の自転車が置かれていることが頻繁にある。つまり、駐輪場が足りない状況なのではないか。</p> <p>駐輪場の年間利用料の値上げはやめてほしい。</p> <p>急激な値上げをされてしまうと、高すぎて利用できなくなってしまう。高田馬場駅周辺は学生も多く、自転車を利用している若者を多く見かける。値上げをすることで利用できなくなってしまう人たちがいることを考えてほしい。放置自転車もさらに増えてしまうと思う。</p> <p>しっかり検証しないまま、利用者に意見を聴くこともなく、十分な説明もせずに、区内の駐輪場を廃止・民営化する計画を進めてしまうのは乱暴なのではないか。</p> <p>区民の意見にしっかり耳を傾けてほしい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、区民からの要望の多い時間利用駐輪場の整備を民間事業者を活用して推進しています。</p> <p>すべての区営駐輪施設を民間事業者を活用した駐輪場に移行することで、いつでもだれでも利用可能で2時間まで無料の時間利用の駐輪場の拡充を進めていきます。</p> <p>時間利用の駐輪場は、定期利用の抽選から漏れてしまった方に加えて、買い物などで一時的に駐輪したい方など、多くの方が利用できることから、放置自転車の削減にも効果があります。</p> <p>利用料金については、一部の利用者で負担が増える場合がありますが、今回想定している利用料金は、近隣自治体と比べても同等であると考えています。なお、定期利用料金については、自転車等整理区画などにおいて、現状よりも高くなることが想定されることから、激変緩和として約半年間、利用料金を3割程度割り引きます。</p>
265	Ⅲ	6	48	駐輪場等の整備	<p>新宿区は、区営駐輪場を廃止し民設民営にしていこうと決めたが、利益優先の民間事業者に管理運営をさせることは、条例で定めていた利用料金の上限がなくなり、自転車整理区画など駐輪場そのものがなくなる場所もある。</p> <p>定期利用や学生割引などの設定もすべて民間事業者まかせとなる。定期利用料金は3倍～4倍に値上げされ区民の負担が増え、定期利用は大幅に削減されることになる。</p> <p>区民に不便をかけ負担増となる一方、民間事業者は道路など公共の場所をほとんど無料で使い儲けた利益を区に還元する義務も課せられないのは問題である。</p> <p>区営駐輪場の民設民営化はやめるべきである。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、区民からの要望の多い時間利用駐輪場の整備を民間事業者を活用して推進しています。</p> <p>すべての区営駐輪施設を民間事業者を活用した駐輪場に移行することで、いつでもだれでも利用可能で2時間まで無料の時間利用の駐輪場の拡充を進めていきます。</p> <p>時間利用の駐輪場は、定期利用の抽選から漏れてしまった方に加えて、買い物などで一時的に駐輪したい方など、多くの方が利用できることから、放置自転車の削減にも効果があります。</p> <p>利用料金については、一部の利用者で負担が増える場合がありますが、今回想定している利用料金は、近隣自治体と比べても同等であると考えています。なお、定期利用料金については、自転車等整理区画などにおいて、現状よりも高くなることが想定されることから、激変緩和として約半年間、利用料金を3割程度割り引きます。</p> <p>既に運営している民間事業者を活用した駐輪場では、利用者の約半数が無料時間の範囲で利用していることや駐輪機器の設置費用が高額なことから土地使用料が無料であっても赤字運営となっている駐輪場もあります。また大幅な赤字となった場合には、設備の更新や地域貢献を要請していきます。</p>
266	Ⅲ	6	49	安全で快適な鉄道駅の整備促進	<p>J R、私鉄事業者に対しホームドア設置は、最優先して早急に設置するよう働きかけ、新大久保駅の改札口を増設することを計画に盛り込むこと。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>区内全駅でのホームドア設置がより一層進むよう、引き続き、鉄道事業者に働きかけます。</p> <p>新大久保駅は、改良工事を行い、ホームと改札階を接続するエレベーターの設置や、出口専用改札口の追加整備により、駅利用者の導線がスムーズになるよう利便性の向上を図っています。また、JR東日本では、特に混雑がみられる場合には、入場規制を行うなど安全対策を実施しています。</p>
267	Ⅲ	6	その他	—	<p>新目白通りにバスの通路を設けてほしい。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>区では、新目白通りへのバス運行について地元や利用者等の要望があれば、バス事業者等に対し、地域公共交通の運行について検討するよう伝えていきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
268	Ⅲ	7	50	新宿中央公園の魅力向上	公園は区民の憩いの場所であり、災害時の避難場所であることから、民間事業者による利益優先の店舗等の建設や、管理運営を民間まかせにすべきではない。	E ご意見として伺います。 区立公園は、区民に身近な公共施設であり、これまでも地域住民との協働による公園整備や管理、指定管理者制度の導入、民間事業者によるカフェ・レストラン等の設置など、様々な方法で区民の利用ニーズを反映した魅力ある公園づくりに取り組んでいます。これからも、民間活力の活用も含め、様々な手法を取り入れながら、さらなる公園の魅力向上を進めていきます。
269	Ⅲ	7	51	みなんで考える身近な公園の整備	公園の少ない地域に公園を増やすこと（例えば、榎町出張所地域）。	E ご意見として伺います。 公園の確保については、事業効果や財政状況等を十分勘案しながら、検討を行っていきます。
270	Ⅲ	7	経常事業	支援 新宿らしい都市緑化の推進 樹木、樹林等の保存	SDGsの目標13「気候変動に具体的な対策を」の観点から、緑を増やす取組が一層求められているので、経常事業化するのではなく計画事業としてさらに拡充すること。	E ご意見として伺います。 「新宿らしい都市緑化の推進」「樹木、樹林等の保存支援」とともに、事業の仕組みの構築がなされ、取組として定着しているため経常事業に位置付けますが、個別施策の実現に向けて計画事業とともに着実に推進していきます。
271	Ⅲ	7	経常事業	新宿らしい都市緑化の推進	「新宿らしいみどりづくり」の事業計画において空中緑化都市づくりが挙げられており、花の維持管理については地域の区民等とともに行うとされているが、これを区民全体に広く呼びかけ区民農園として活用していただきたい。 業者による維持管理はコストがかかるため実施できる範囲が限られてしまうが、区民農園とすることにより農園の利用者が利用料を支払うようになれば、区の財政を圧迫することがなく、更に広範囲の緑化が期待できる。	E ご意見として伺います。 区では、空中緑化都市づくりとして、民間の建築物の屋上などの緑化を進めるため、助成や普及啓発を行っています。また、公共的空間の魅力向上を図るため、今後も効率的な維持管理を進めていきます。区民農園については今後の研究課題とします。
272	Ⅲ	7	その他	—	公園は禁止事項が多く、子どもが遊べないので改善してもらいたい。 「うるさいと通報されて警察がくるんだよ。あそべない。」と小学生が言っていた。車輪のついた乗り物が禁止されたところ、子どもたちはもっと危険な道路で遊ぶようになった。 未来を担う子どもの育ちや子どもの視点も考慮してほしい。 放課後の子どもの居場所は未来を生きる力を育む重要な土壌なので、区にはしっかりと考えていただきたい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区立公園は子ども連れから高齢の方まで幅広い世代の方が利用するため、球技や乗り物の乗入れを原則禁止しています。一方で、一部の公園には球技ができる、防球ネットやフェンスで囲んだ専用スペースを設けるなどしており、それぞれの公園の特性や規模、利用状況等を踏まえて、子どもたちが自由に体を動かせる環境づくりを今後も検討していきます。
273	Ⅲ	7	その他	—	球技ができない、バドミントンもできない、タイヤがついている遊具を使用できない等の利用制限がある公園が多いので、こどものスポーツ振興の観点からも、スポーツができる徒歩圏内の公園を整備してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区立公園は子ども連れから高齢の方まで幅広い世代の方が利用するため、球技や乗り物の乗入れを原則禁止しています。一方で、一部の公園には球技ができる、防球ネットやフェンスで囲んだ専用スペースを設けるなどしており、それぞれの公園の特性や規模、利用状況等を踏まえて、子どもたちが自由に体を動かせる環境づくりを今後も検討していきます。



No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
274	Ⅲ	8	54	地球温暖化対策の推進	<p>地球温暖化対策としての、再生可能エネルギー電力の利用促進について、今年度は東京都が「みんなでいっしょに自然の電気（みい電）」キャンペーンを実施しているが、これを区民に対してもっと宣伝していただければと思う。</p> <p>また、区の施設で利用する電気の再エネ率を高めるため、東京電力だけでなく、近隣の地方からの再エネ電力を買うことも検討できるのではないかと。</p>	<p>C</p> <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>東京都が実施している「みんなでいっしょに自然の電気（みい電）」キャンペーンについては、各特別出張所や環境学習情報センター、リサイクル活動センターなどでのチラシ配布や、区ホームページでの周知を進めています。</p> <p>今後、区では、環境に配慮した電力の調達を一層進めるため、区有施設を対象として、二酸化炭素排出量削減に向けた基本方針を策定していきます。この中で、ご意見頂いた近隣の地方からの電力調達など、価格面や環境配慮面などを含め、総合的に検討を進めていきます。</p>
275	Ⅲ	8	54	地球温暖化対策の推進	<p>10月26日、内閣総理大臣が2050年までに脱炭素を宣言した。これは、いかに地球温暖化の問題がまったなしであるかを示している。これ以上の気候危機を回避するためにも、新宿区第二次実行計画でも、「脱炭素」を打ち出してほしい。以下を取り入れてほしい。</p> <p>(1) 2050年ゼロエミッションの実現の明記 域内外での化石燃料消費の削減、化石燃料による火力発電の電気の調達からの脱却を図ってほしい。</p> <p>(2) エネルギー消費量の野心的な削減目標 2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロにあわせ、2030年までの野心的な目標を掲げてほしい。</p> <p>(3) ゼロカーボンサプライチェーンの確率 地域の資源を活用した地産地消型の熱や水素等を含む自然エネルギー供給や地域間での需給体制など、製造から利用まで経済的に実現可能なゼロカーボンエネルギーのサプライチェーンを確立する。</p> <p>(4) 省エネルギーや自然エネルギーに関する情報提供の拡充 国や都の支援策などについて情報提供を拡充する。</p> <p>(5) 業務部門と家庭部門の断熱建築の確実な普及 計画中のものから随時断熱建築を導入する。</p> <p>(6) 業務部門の面的な省エネルギーの推進 大口事業所からはじめ、中小まできめ細かな支援をおこなう。</p> <p>(7) 運輸部門の効率化と支援 ガソリン車規制とEV車への移行支援など。</p> <p>(8) 専門家による支援制度と連携した支援策 省エネアドバイスと対策支援と連携させる。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>令和2年10月の内閣総理大臣所信表明において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることが宣言されました。この宣言に基づき、国は、令和2年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。また、令和3年夏には電源構成等を定めた「エネルギー基本計画」を見直すこととしています。</p> <p>国は、令和3年の通常国会に温暖化対策関連法の改正案を提出するなど、削減目標の見直しも行う予定となっています。</p> <p>区においても、こうした動向や環境審議会でのご意見等を踏まえ、CO<sub>2</sub>削減目標の見直しや地球温暖化対策の具体的な取組について検討し、地球温暖化対策を一層推進していきます。</p>
276	Ⅲ	8	54	地球温暖化対策の推進	<p>基本政策に、「環境都市としての新宿」を追加してほしい。</p> <p>感染症拡大の裏に気候変動や生態系破壊があると言われる。今回のコロナ危機や熱中症など、新宿区も気候危機を目の当たりにし、特に社会的弱者が影響をうけている。</p> <p>一方で日本などの大量消費社会がその原因を作っており、区内でもCO<sub>2</sub>排出4位の新宿区の責任と役割は大きい。2050年までの脱炭素を、新宿区でも早期に掲げてほしい。</p> <p>徹底した省エネと省エネ建築、再エネ活用、そして価値観とくらし、ビジネスの転換を、コロナ禍の新宿から打ち出し、実現に向けて具体化してほしい。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>令和2年10月の内閣総理大臣所信表明において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることが宣言されました。この宣言に基づき、国は、令和2年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。また、令和3年夏には電源構成等を定めた「エネルギー基本計画」を見直すこととしています。</p> <p>国は、令和3年の通常国会に温暖化対策関連法の改正案を提出するなど、削減目標の見直しも行う予定となっています。</p> <p>区においても、こうした動向や環境審議会でのご意見等を踏まえ、CO<sub>2</sub>削減目標の見直しや地球温暖化対策の具体的な取組について検討し、地球温暖化対策を一層推進していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
277	Ⅲ	8	54 ①	区民省エネルギー意識の啓発	高い環境性を有し、非常時の生活継続を可能とする停電時発電継続機能付き家庭用燃料電池・蓄電池等の補助制度を継続していただきたい。 弊社としても普及拡大に努力する。	B ご意見は素案の内容に含まれています。 区では、一層の家庭部門でのCO <sub>2</sub> 排出量の削減を図るため、家庭用燃料電池、住宅用蓄電池システムなどの省エネルギー機器の設置助成について、今後も継続して取り組んでいきます。
278	Ⅲ	8	54 ①	区民省エネルギー意識の啓発	過去に減額した太陽光発電システムの設置助成の補助金額を増やし、拡充すること。	E ご意見として伺います。 個人住宅用太陽光発電システム設置助成額については、固定価格買取制度（FIT）の開始等に合わせて見直しを行い、平成24年度から1kwあたり10万円、上限30万円としています。 現在、太陽光パネル等が低価格化していることから、補助金額を見直しする予定はありませんが、令和2年度から太陽光発電システムや家庭用燃料電池と組み合わせることができる「住宅用蓄電池システム」を新たに補助対象として加えています。
279	Ⅲ	8	54 ②	事業者省エネルギー行動の促進	個人事業者を含む中小企業者、管理組合等を対象とした省エネ機器設置補助制度の対象機器に、事業者の省エネ促進に貢献できる小型ガスエンジンコージェネ「ジェネライト」、ハイブリッド空調システム「スマートマルチ+エネシンプオ」、高効率ガスボイラ・給湯器等の追加を検討していただきたい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区では、事業所用としてLED照明、太陽光発電システムの導入補助を行っています。補助対象については、実績や要望を踏まえ、必要に応じて今後も見直しを行っていきます。
280	Ⅲ	8	54 ③	区が取り組む地球温暖化対策の推進	都市計画部はもちろん、福祉部、総合政策部などで、さまざまな区有施設の建て替えや新設が計画されている。 その際に、ゼロ・エネルギー・ビルの仕様での建築となっているか。 2050年までにCO <sub>2</sub> 排出ゼロを目指すうえで、これからの新築・改築でのゼロエネルギー化は欠かせない。 ぜひ仕様の見直し・検討をしてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区有施設の建替にあたっては、省エネを目的としたLED、人感センサー、太陽光発電設備などを導入し、環境負荷低減に配慮した施設となるよう建設をしています。 今後の区有施設の建設にあたっては、国の2050年までのCO <sub>2</sub> 排出量削減目標を見据えながら、環境負荷低減に配慮したよりよい手法を取り入れられるよう検討を進めていきます。
281	Ⅲ	8	54 ③	区が取り組む地球温暖化対策の推進	すべての区有施設の新築時にはゼロエネルギービル【ZEB】としてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区有施設の建替にあたっては、省エネを目的としたLED、人感センサー、太陽光発電設備などを導入し、環境負荷低減に配慮した施設となるよう建設をしています。 今後の区有施設の建設にあたっては、国の2050年までのCO <sub>2</sub> 排出量削減目標を見据えながら、環境負荷低減に配慮したよりよい手法を取り入れられるよう検討を進めていきます。
282	Ⅲ	8	54 ③	区が取り組む地球温暖化対策の推進	すべての区有施設の電気を再生可能エネルギーにしてもほしい。 地球温暖化対策は菅総理も2050年ゼロとして政府方針を変更表明した。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区有施設の建替にあたっては、省エネを目的としたLED、人感センサー、太陽光発電設備などを導入し、環境負荷低減に配慮した施設となるよう建設をしています。 今後の区有施設の建設にあたっては、国の2050年までのCO <sub>2</sub> 排出量削減目標を見据えながら、環境負荷低減に配慮したよりよい手法を取り入れられるよう検討を進めていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
283	Ⅲ	8	54 ③	区が取り組む地球温暖化対策の推進	再生可能地域連携を取り入れて再生可能エネルギーの調達を進めてもらいたい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 今後、区では、環境に配慮した電力の調達を一層進めるため、区有施設を対象として、二酸化炭素排出量削減に向けた基本方針を策定していきます。この中で、地域連携を取り入れた再生可能エネルギーによる電力調達など、価格面や環境配慮面などを含め、総合的に検討を進めていきます。
284	Ⅲ	8	54 ③	区が取り組む地球温暖化対策の推進	「環境関連施設における環境に配慮した電力調達の推進」とあるが、価格だけでなく再生可能エネルギーの割合や内容（証書だけでなく電源構成、どこからの再生可能エネルギーなのか、持続可能性など）を考慮した調達を行ってほしい。 また、長野県伊那市などの水力の電気は、友好提携都市の関係からも、ぜひ新宿区でも調達してほしい。対象施設も、保育園や地域交流館などにも広げてほしい。 電力の調達を機に各地の自治体との地域間連携の新規開拓・強化につなげてほしい。対象施設も、保育園や地域交流館などにも広げてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 今後、区では、環境に配慮した電力の調達を一層進めるため、区有施設を対象として、二酸化炭素排出量削減に向けた基本方針を策定していきます。 長野県企業局より、伊那市・高遠を含む県内17か所に水力発電所が設置され、小売電気事業者による電力販売がされていることは承知しています。こうした様々な自然エネルギーの活用方策について価格面や環境配慮面などを含め、総合的に検討を進めていきます。
285	Ⅲ	8	54 ③	区が取り組む地球温暖化対策の推進	新宿区第二次実行計画素案には、「区が取り組む地球温暖化対策の推進」が記載されているが、伊那市から電力を調達することを検討してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 今後、区では、環境に配慮した電力の調達を一層進めるため、区有施設を対象として、二酸化炭素排出量削減に向けた基本方針を策定していきます。 長野県企業局より、伊那市・高遠を含む県内17か所に水力発電所が設置され、小売電気事業者による電力販売がされていることは承知しています。こうした様々な自然エネルギーの活用方策について価格面や環境配慮面などを含め、総合的に検討を進めていきます。
286	Ⅲ	8	54 ③	区が取り組む地球温暖化対策の推進	太陽光発電設備を学校など区有施設に積極的に設置推進すること。太陽光発電は技術革新で軽量化されているので、区施設を再度調査して可能な限り増設すること。	E ご意見として伺います。 区では、平成20年度に「区有施設への太陽光発電設備導入の基本方針」を作成し、再生可能エネルギーの積極的な活用に努めています。10kW以上の設置を基本としており、現在、17の区有施設において運用しています。この方針の策定に合わせ、全区有施設を対象に築年数や日照状況、既存設備を除いた空き面積等について基礎調査を行っています。さらに、調査結果を踏まえ、設置の難易度や費用等についても詳細に調査を行った上で、設置施設を決定し、計画的に設置を進めてきました。 こうしたことから、更なる既存施設への設置は、困難であると考えています。そのため、再調査を行う考えはありませんが、太陽光発電の技術開発が進んでいることから、今後も情報収集を進めていきます。
287	Ⅲ	8	54 ③	区が取り組む地球温暖化対策の推進	既存の区有施設には断熱改修と燃料電池の導入・太陽光発電の導入を行ってほしい。	E ご意見として伺います。 区では、平成20年度に「区有施設への太陽光発電設備導入の基本方針」を作成し、再生可能エネルギーの積極的な活用に努めており、原則として新築の建物に太陽光発電設備を導入することとしています。10kW以上の設置を基本としており、現在、17の区有施設において運用しています。 断熱改修及び燃料電池の導入については、今後の参考とさせていただきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
288	Ⅲ	8	経常事業	環境学習・環境教育の推進	<p>区民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、具体的な実践行動に結びつけられるようなイベントの実施や普及啓発を強力に実施してほしい。</p> <p>これが、地球温暖化、省エネルギー、ごみ発生の抑制、食品ロスの削減等すべてに関連してくることだと感じている。</p>	<p>B</p> <p>ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。</p> <p>区では、区民のエコな行動をポイントに換算して貯める制度である新宿エコ自慢ポイント制度や区民の省エネ等実践状況を見える化するエコチェックダイアリー等を通じて具体的な実践行動を促進しています。</p> <p>また、環境学習情報センターを核とした地球温暖化・省エネルギーなど環境問題に関するイベントの実施や、様々な情報提供を通じた普及啓発を引き続き進めていきます。</p> <p>区立学校では、身近な自然環境を活用した栽培や飼育、調査活動などを通して環境学習の推進に取り組むとともに、学校での環境学習を広く発信するための環境学習発表会を実施しており、今後も環境教育の推進に取り組んでいきます。</p>
289	Ⅲ	8	経常事業	環境学習・環境教育の推進	<p>事業概要に記載されている「環境学習発表会」や「環境学習ガイド」について、新宿区環境白書（令和2年度版）における区立小中学校で実施している環境活動に係る記載にて、言及している学校が1校もないので、この2つの取組については、今後力を入れて推進してほしい。</p>	<p>C</p> <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>「新宿区環境白書」では、各学校の特徴的な環境活動を抜粋して紹介しています。今後、「新宿区環境白書」の作成にあたっては、各学校での環境活動をよりわかりやすく「見える化」できるよう検討を進めていきます。</p> <p>なお、「環境学習発表会」については、例年、会場校を持ち回りで開催しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い開催中止としましたが、各校での取組について、校内での発表などを実施しました。また、「環境学習ガイド」については、個人の環境学習に資するよう、学校を通して毎年度、区立小・中学校の児童・生徒全員に配布しています。今後も、これらの事業を継続しながら、環境教育の推進に取り組んでいきます。</p>
290	Ⅲ	8	経常事業	環境学習・環境教育の推進	<p>新宿区環境白書（令和2年度版）における区立小中学校で実施している環境活動に係る記載にて、「環境学習情報センター（エコギャラリー新宿）」と連携している学校は1校のみとなっている。</p> <p>特に地球温暖化対策のためには、学習による理解が非常に重要であるため、環境学習情報センターによる出前授業等を行ってほしい。</p>	<p>C</p> <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>「新宿区環境白書」では、各学校の特徴的な環境活動を抜粋して紹介しています。今後、「新宿区環境白書」の作成にあたっては、各学校での環境活動をよりわかりやすく「見える化」できるよう検討を進めていきます。</p> <p>なお、令和元年度の出前講座は、13校で52回実施されています。今後も、児童・生徒に対し環境への理解を深める取組を進めていきます。</p>
291	Ⅲ	8 9	その他	—	<p>生ごみを可燃ごみとは別にして回収し資源として有効活用することは、資源循環型社会構築の観点からも、また、地球温暖化対策の観点からも必要だと思う。</p> <p>集まった生ごみを発酵させることにより発生したガスをバイオマス発電に利用すれば、化石燃料による発電を削減することができCO<sub>2</sub>削減に寄与する。</p> <p>また、発酵した生ごみは堆肥として農業に利用できる。</p> <p>なお、長岡市では既に生ごみバイオガス化事業が行われており、これを参考にすることができるのではないかと。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>生ごみは80%以上が水分であるため、排出される生ごみの水分を減らすための対策の周知・啓発を行っていますが、生ごみをその他の可燃ごみと分けて収集することは、経費が大幅に増えることが見込まれるため、現時点では困難です。</p> <p>今後、区では、環境に配慮した電力の調達を一層進めるため、区有施設を対象として、二酸化炭素排出量削減に向けた基本方針を策定していきます。この中で、清掃工場でのごみ焼却時の熱で発電した電力の導入など、価格面や環境配慮面などを含め、総合的に検討を進めていきます。</p> <p>バイオガス化事業については、今後の参考とします。</p>
292	Ⅲ	9	55 ②	食品ロス削減の推進	<p>「フードドライブ」の意味の注釈を付記してほしい。</p>	<p>A</p> <p>ご意見を踏まえ修正します。</p> <p>「フードドライブ」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。</p> <p>【注釈】 「フードドライブ」とは、家庭で余った食品を持ち寄り、必要とする施設等へ寄付する活動のことです。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
293	Ⅲ	9	55②	食品ロス削減の推進	年度別計画に「フードドライブの推進」を挙げている。食品ロスの取組には、別に「セカンドハーベスト」が挙げられるが、「フードドライブ」とどの様に違い、新宿区で「フードドライブ」を選択した理由は何か。	F ご質問に回答します。 「フードドライブ」とは、家庭で余った食品を持ち寄り、必要とする施設等へ寄付する活動のことです。一方で「セカンドハーベスト・ジャパン」とは、フードバンク団体の名称であり、フードドライブで持ち寄られた食品の寄付先の一つとなります。区では、フードドライブについて、各イベントや区内2か所にあるリサイクル活動センターにて、今後も継続して取り組んでいきます。
294	Ⅲ	9	55③	資源回収の推進	新宿区全体のゴミ排出量を減らすには、減ってきた家庭ゴミより増えている事業系ゴミに焦点を当てたゴミ減量対策を計画事業として盛り込むこと。	E ご意見として伺います。 事業系ごみの減量対策については、第一次実行計画において事業の取組の構築がなされ、取組として定着しているため、経常事業に位置付けました。 今後も区では、事業系ごみの減量を推進していきます。
295	Ⅲ	9	その他	—	新宿区に転居して感じたのだが、賃貸住宅のゴミステーション(集積ボックス)の設置率が低いのではないかと。私が住んでいる賃貸マンションも集積ボックスは無く、自転車置場の隅がゴミの集積所となっている。周りの賃貸住宅を見ても、同じような状況である。 日本一の繁華街を持ち、多数の住民を抱える区としては、他の特別区と比較して賃貸住宅が狭小になるのは仕方ないと思うが、区としても補助を出すなどして集積ボックスの設置率を上げる対策を検討してほしい。	E ご意見として伺います。 区は家庭から出る資源・ごみの収集については集積所を基本としています。また、管理人がいない建物のゴミステーション(集積ボックス)は、ごみが分別されることなく排出されるなど、適正に管理されない場合が多く、近隣トラブルにつながる状況がみられます。そのため、賃貸マンション等の集積ボックスの設置率を上げる対策は考えていません。
296	Ⅲ	10	56	観光と一体となった産業振興	観光資源を活かした区内回遊を促進するためにもコミュニティバスを導入すること。	E ご意見として伺います。 区内では、公共交通機関が整備されていることから、コミュニティバスの運行については考えていません。 なお、新宿文化観光資源案内サイト「温故知しん！じゅく散歩」では、文化観光資源、博物館・美術館、おすすめコースなどを紹介するとともに、各スポットの位置情報や最寄りの公共交通機関をフィールドマップ上に表示することで、観光資源を活かした区内回遊の促進を図っています。 当サイトを区内回遊を促進するツールとして活用していただけるよう、今後も積極的に周知していきます。
297	Ⅲ	10	経常事業	新宿ものづくりの振興	新宿ものづくりマイスター『技の名匠』と記載されているが、『 』は、「 」の誤字か。	G ご意見を踏まえて対応します。 表記を統一するため、『技の名匠』を「技の名匠」に修正します。
298	Ⅲ	10	経常事業	中小企業新事業創出支援	中小企業者の新たな事業創出に対する助成は、コロナ禍の今こそ必要であり、情報誌の周知、普及や、ホームページ運営への支援を強化するとともに、支援を拡充すること。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区では、中小企業の新事業創出への助成として、「新製品・新サービス開発支援助成」を実施しており、広報新宿や区ホームページ、メールマガジンなど様々な媒体により周知を行っているほか、必要に応じて国や東京都が行う助成制度の紹介を行っています。 また、区の施策や区内企業の紹介を行う産業情報誌「新宿ビズタウンニュース」を年2回発行し、区内金融機関に配布するなど、冊子の周知、普及を図っています。さらに、「ビジネスアシスト新宿」において、ホームページ作成などのウェブ戦略に関する相談支援を行っています。 今後も区内企業の新たな価値創造への支援を的確に行っていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
299	Ⅲ	11	経常事業	にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援	商店街路灯の電気代を区の補助基準の10割助成とすること。	E ご意見として伺います。 商店街路灯については、商店会などが独自に地域の賑わい創出を目的に設置した装飾灯であり、区街路灯より1基あたりの電球の数を多くするなど、デザインも独自性が高いものとなっています。安全で安心なまちの実現に資するものであることから、その維持管理費の一部を区としても助成していますが、営業活動の一環という側面もあることから、一定の受益者負担は必要であると考えます。
300	Ⅲ	11	その他	—	「新宿区店舗等家賃減額助成事業」は大幅な不用額が生じる見込みであり、予算を組み替えて、テナントを直接支援する家賃支援制度をつくること。	E ご意見として伺います。 新宿区店舗等家賃減額助成事業は、店舗等の家賃を減額したオーナーに対して減額幅の一部を助成する事業です。店舗等の家賃減額を通じて、区内テナントの事業継続につなげていくことができるよう、家賃を減額したオーナーを支援していることから、テナントへの直接支援については考えていません。 コロナ禍において大きな影響を受けている中小企業者への適切な支援を進めていく中で、今後の取組については、新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会経済情勢等を勘案して総合的に判断していきます。
301	Ⅲ	11	その他	—	<p>コロナ禍の中、商店街の人々が困った事は、電子マネー決済の導入、持続化給付金を始めとする申請書の作成、GoToイート等インターネットを利用した新しい商業活動の導入に対応する事であった。大学とコラボしての魅力作りや商店会情報誌の発行支援も大切な事であるが、今、困っている事、高齢化している店主が新しい商業活動を取り入れていくにはどう支援するのが良いか、今一度、商工会や商店街の方々と話さう事が必要ではないだろうか。</p> <p>以前から商店街とお客様をつなぐ『新宿ルーペ』というサイトがあるが、未だ店名だけ登録して情報が全く記入されていない商店や、導入時に記載された情報のままメンテナンスされていない商店が、今も散見される。このサイトは、店主や来店者にどの位有効活用されているのだろうか。商店の情報がメンテナンスされていないということは、有効活用されていないと思われるが、なぜ有効活用されていないのか。</p> <p>店主に聞くと、「パソコンは苦手で自分ではできない」「申請書は行政書士等専門家に頼むしかない」「ペイペイ?」「GoToイートやりたいけど…」等、高齢化している店主達にとって、急速に変化している商業活動は、頭の痛い事ばかりである。</p> <p>個々の店主が疲弊しているのは、閉店、倒産に向かう一途である。「賑わい」も大切であるが、今は、まず基本となる個々の店主に役に立つ「支援」が必要ではないだろうか。商工会単位で講習会を開く、個別指導のサポートデスクや派遣型サポート支援等できないだろうか。若い学生さんならインターネットも得意だろう。そういう面で大学とコラボして「商店街パソコンお助け部隊」等の活動はできないだろうか。商店街が一致団結して問題解決していくと、商店街もまとまり、活気が生まれてくるのではないだろうか。</p> <p>コロナ禍の中、社会情勢は変わってきた。それを見据えて速やかな施策の変更も必要ではないだろうか。本件は、第一次実行計画から第二次実行計画に継続、経常事業化とされているが、「支援内容」の検討を願う。</p>	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区では、新宿区商店会連合会や商店会単位で行うキャッシュレス決済や、ITリテラシー等の向上に資する勉強会の実施に対して補助を行うとともに、勉強会の実施企画等について、商店会サポーターを通じて個別に相談に応じています。 また、ビジネスアシスト新宿では、IT分野に詳しい専門家等の派遣を無料で行っていきます。 大学等との連携事業においては、インターネットを通じた商店会の紹介記事の作成や、Instagramを活用した商店会のPR活動などを実施しています。 今後も、商店会の現状を踏まえ、より良い支援体制について検討しながら、適切に事業を実施していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
302	Ⅲ	12	58	新宿の魅力としての文化の創造と発信	コロナ禍で大打撃を被っている文化・芸術活動への支援を計画事業化すること。新宿文化センターなど区施設の使用料を減額し、区民が文化の創造や発信をする機会を広げること。	E ご意見として伺います。 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている文化・芸術活動への支援については、感染拡大の状況や、国や都等の支援を注視しながらの柔軟な対応が必要であるため、計画事業化する考えはありません。 また、新宿文化センターでは、一定の要件を満たす地域の文化団体やコミュニティ団体等が施設を利用する際に、使用料の減額を行い、活動の支援をしています。
303	Ⅲ	12	58	新宿の魅力としての文化の創造と発信	世界的にも注目される都市「新宿」としてふさわしい文化の発信や使い勝手の良さを「新宿文化センター」に求める。現状は文化の発信ではなく貸館業に留まっているか、とても残念である。 例) 世田谷パブリックシアター	E ご意見として伺います。 新宿文化センターは施設の貸し出しにとどまらず、国際観光都市・新宿の文化的特性を活かした沖縄音楽フェスティバル、新宿ジャズフェスティバル、ダンスプロジェクト、国際都市新宿・踊りの祭典、新宿演劇祭等の多彩な事業を実施し、多くの参加者を得ています。また、利用者アンケート等により、利用者のニーズを把握し、施設運営の改善に努めています。
304	Ⅲ	12	59	新宿の歴史・文化の魅力向上	新宿にはそこで生まれ、そこで亡くなった文豪夏目漱石がいる。いまなお国民的な人気がある作家である。漱石山房を作られたがもっと地域と密着した（例えば神楽坂）アピールの仕方があっていいのではないかと。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 漱石山房記念館では、リーフレット、図録、ホームページなどで漱石史跡めぐり地図や周辺まち歩きマップを公開し、早稲田から神楽坂周辺の漱石ゆかりのスポットを紹介しています。また、年2回「文学さんぽ」と題した、漱石ゆかりの地をめぐる街歩きイベントを開催しています。 今後も漱石を中心とした地域の歴史・文化の継承・発信の拠点として情報発信していきます。
305	Ⅲ	12	59	新宿の歴史・文化の魅力向上	新宿ゆかりの人物・尾張藩主徳川慶勝公を顕彰し、そのためのモニュメントを作ってほしい。	E ご意見として伺います。 徳川慶勝については、平成26年度に新宿歴史博物館の特別展「高須四兄弟」で取り上げました。モニュメントを設置する考えはありませんが、新宿区ゆかりの歴史的人物の一人として、機会があれば発信していきたいと考えます。
306	Ⅲ	12	59	上 新宿の歴史・文化の魅力向上	西光庵の徳川慶勝公の墓碑と墳丘を区の文化財（歴史遺跡・記憶遺跡）として示す表示を、西光庵に設置してほしい。	E ご意見として伺います。 西光庵の徳川慶勝の墓碑については、新宿区の指定・登録文化財ではないため、文化財説明板の設置はしていません。なお、墓碑や墳墓の調査は完了しており、記録として保存しています。史跡としての公開・活用については、所有者の理解・協力や、現場の保存環境・保安体制の整備等の課題があります。
307	Ⅲ	12	その他	—	子どもたち、とりわけ乳幼児のための文化を重視してほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 平成22年度に協働提案事業として「乳幼児文化体験事業」を採択し、協働支援会議でも高い評価をいただき、平成24年度から経常事業化し、継続的に取り組んでいます。この事業を通して、乳幼児とその保護者等へ文化芸術体験の機会を提供し、子どもの生きる力と豊かな心を育むとともに、文化芸術の次代の担い手の育成を図っていきます。
308	Ⅲ	12	その他	—	文化センター等、区の会場使用料を減免を考えてほしい。	E ご意見として伺います。 文化センター、区民ホール、地域センター等の会場使用料については、それぞれの施設で減免規定を設けています。施設ごとに減免規定は異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
309	Ⅲ	13	60 ①	魅力ある観光情報の発信	新宿には歴史のある魅力的な街が多い。イメージアップには積極的にそれを発信していく施策をもっと取り組んでほしい。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 新宿のまちは、古代から近現代に至る多様かつ重層的な歴史により育まれてきました。区では、このような歴史の痕跡を掘り起こし、保護するとともに活用し、情報発信しています。 今後も分野・テーマ・時代等、多様な切り口で、新宿の街の魅力を積極的に情報発信していきます。
310	Ⅲ	14	61	設 新中央図書館等の建	「区民にやさしい知の拠点」の実現を是非お願したい。誰もが使いやすい施設、ルールの実現で知的喜びを自然に感じられる機会が増えることを期待する。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 新中央図書館の建設については、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づく区有施設マネジメントや社会経済状況、また、ICTの急速な進展等を見据えて検討していきます。
311	Ⅲ	14	62	スポーツ環境の整備	スポーツ・文化活動の場の整備に当たっては、施設の物理的な整備だけでなく、施設運用面の整備が必要である。スポーツ施設（校庭開放含む）利用の在住・在勤・在学等の要件を緩和するなど、運用を改善すること。 特に、多様なスポーツ・文化活動に楽しむことの大きな妨げとなっている利用料の負担は課題であり、地域センター、文化センター、スポーツセンター・野球場など区の公共施設の利用料を引き下げるとともに、ニーズの高い民間温水プールについても、利用料に補助をすること。 高齢者や障害者には、利用料減免等を行うこと。以上の施策を計画事業として実施すること。	E ご意見として伺います。 スポーツ施設の利用には、「個人利用」と施設の貸切利用を行う「団体利用」があります。団体利用のうち、在住・在勤・在学等一定の要件を満たしている団体は「区民団体」として優先して利用することができます。その他の方については、「区外団体」としてどなたでも登録して利用することを可能としています。 学校施設の使用（校庭開放）については、開放する施設が学校教育を目的として設置されたものであるため、学校教育に支障のない範囲で開放するものとして、在住・在勤者を要件としており、他のスポーツ施設と同様の使用要件にすることは困難と考えています。 また、公の施設の使用料・利用料金については、施設の設置目的等を勘案し、利用する区民に等しく費用を負担していただくことを原則として決定しており、現時点では、地域センター、文化センター、スポーツセンター、野球場など区の公共施設の利用料金の引き下げは考えていません。 なお、民間プールの利用に対して助成を行う考えは今のところはありませんが、平成28年11月から、区立プールにおいて、障害者の方の利用料金減額を実施しています。
312	Ⅲ	14	62	スポーツ環境の整備	スポーツイベント等、子どもたちがスポーツに親しみきっかけとなるイベントがいくつもあるのはとてもありがたい。 しかし、その後継続的にスポーツができる環境がない。 公園はボール使用禁止、大きな公園は少なく、鶴巻南公園は保育園の建て替えで狭くなってほぼ使えない。 学校の校庭も土日の利用も放課後の利用も制限があり、気軽に外遊びができないのが現状。 硬球や大人の球技は危険だが、小学生までの子どもが遊ぶくらいの球技ができる公園を増やしてほしい。 また、戸山公園多目的広場のグラウンドの状態がとても悪く、他の区の施設にいくとその違いにびっくりしてしまう。新宿区だけその予算を割いていないということなのか。土でも人工芝でも良いがもっとコンディションの良いグラウンドにしてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 区立公園は子ども連れから高齢の方まで幅広い世代の方が利用するため、球技や乗り物の乗入れを原則禁止しています。一方で、一部の公園には球技ができる、防球ネットやフェンスで囲んだ専用スペースを設けるなどしており、それぞれの公園の特性や規模、利用状況等を踏まえて、子どもたちが自由に体を動かせる環境づくりを今後も検討していきます。 また、戸山公園多目的運動広場は、都立公園内の敷地を区が優先的に使用させてもらっているものです。このため、自由に整備することができません。そのような中、現在の多目的運動広場の機能を保ちつつ、より快適に多種目・多目的に利用できる運動場として整備を行い、新宿区民が優先的に利用できる広場となるように東京都と協議を進めていますが、整備時期は未定です。



No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
313	Ⅲ	14	14	東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運醸成（普及啓発）	これまで中止されてきた関連イベントの予算を組み替えて、コロナ対策の事業に活用すること。	E ご意見として伺います。 新型コロナウイルス感染症対策の予算措置については、これまで、区民の声を受け止め、予備費充用や補正予算による機動的な対策を講じてきました。 今後も、感染症対策とともに区民生活の支援と地域経済の回復に向け、国や都の補助金、寄附金、財政調整基金を活用し、必要に応じて機動的に対応していきます。
314	Ⅲ	15	63	多文化共生のまちづくりの推進	「効果的な外国人への情報提供体制の整備・運用」では、特に問題になりがちなゴミ・リサイクル・防災など生活に必要な情報の提供を重視し、提供方法もアパート・マンションの家主や管理人等を通じて伝えるなどの工夫を通じて、生活習慣の違いなどで地域の中で軋轢が生じないよう事業を具体化すること。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 生活に必要な情報は、生活情報紙、新宿生活スタートブック、ホームページ、DVD等で周知しています。また、新たに居住する外国人住民が円滑に日本での生活をスタートできるよう、生活情報等に関する多言語映像「新宿スタートガイド」を作成し、令和2年度中に配信すべく準備を進めています。こうした情報が効果的に外国人に伝わるよう、発信ツールや提供手法を検討していきます。
315	Ⅲ	15	63	多文化共生のまちづくりの推進	区内在住外国人の声を区政に反映させるために、簡便な意見聴取方法である「区長へのはがき」の多言語対応を進めることを事業内容に加えするとともに、「多文化共生まちづくり会議」や「多文化共生連絡会」の運営にあたっては、外国人参加者をさらに増やし、その達成を確認するために数値目標を設けること。	E ご意見として伺います。 区に対する外国人からの意見・要望等は外国人相談窓口業務の中で対応していきます。 多文化共生まちづくり会議には、すでに多くの外国人が委員として参加しています（委員32人中、外国人13人、外国出身3人）。また、多文化共生連絡会においては、外国人の会員数を目標とすることはしませんが、引き続き外国人コミュニティ等へ積極的に参加を呼びかけ、多くの外国人・日本人が参加する会としていきます。
316	Ⅲ	15	63	多文化共生のまちづくりの推進	「多文化共生のまちづくりの推進」の大きな妨げになるヘイトスピーチへの対策を計画事業とすること。先ごろ制定された区有施設使用の「基準」に留まらず、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」、大阪市条例、川崎市条例、東京弁護士会作成の「人種差別撤廃モデル条例案」等を参考に、実効性ある「ヘイトスピーチ禁止条例（仮称）」の制定を計画事業に加えること。	E ご意見として伺います。 区では、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるヘイトスピーチを決して許さない姿勢を明確に示すことで、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の防止につなげるため、「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定し、令和元年10月1日より施行しました。 また、「新宿区自治基本条例」を定め、前文に「互いの持つ多様性を認め合う多文化共生の社会の実現をめざす」ことを掲げるとともに、基本理念の一つとして「人権を尊重し、一人ひとりを大切にすること」を規定しています。 これらのことから、現時点では条例を制定する考えはありません。
317	Ⅲ	16	64	平和啓発事業の推進	「平和首長会議等への参加」は「調整中」となっているが、引き続き積極的に参加をすること。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 新型コロナウイルス感染症の影響により、素案作成段階では平和首長会議等の開催が未定のため「調整中」としましたが、開催される場合は、引き続き積極的に参加していきます。
318	Ⅲ	16	64	平和啓発事業の推進	区長は憲法尊重擁護義務（憲法99条）に則り、憲法9条を守る立場を区民の前に明確にし、事業の推進をはかること。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 憲法99条に則って憲法を擁護する立場は明確です。今後もたゆまず平和啓発事業を推進していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
319	Ⅲ	16	64	平和啓発事業の推進	2021年1月22日発効する「核兵器禁止条約」について日本政府に批准を求める署名用紙を本庁舎、各出張所等に設置すること。	E ご意見として伺います。 区が加盟する平和首長会議や、被爆者団体など市民のみなさんが呼びかけている、「核兵器禁止条約」の批准を日本も含めたすべての国に求めるための署名用紙については、総務部総務課窓口や平和事業で配布しています。 また、区ホームページでも協力を呼びかけており、リンク先のホームページからオンライン署名や署名用紙のダウンロードが可能のため、各出張所等に用紙を設置する考えはありませんが、今後とも多くの方に署名にご協力いただけるよう努めていきます。
320	Ⅲ	16	64	平和啓発事業の推進	「平和啓発事業の推進」にあたっては、「新宿区平和都市宣言」の趣旨を生かし発展させるべく、「平和施策の推進に関する条例（仮称）」の制定を計画事業に加え、平和団体等が区の施設を借りて催し等を行う場合には、施設使用料を補助すること。	E ご意見として伺います。 区は、昭和61年に行った新宿区平和都市宣言の趣旨に基づき、平和展や平和コンサート、親と子の平和派遣など、平和に関する事業を積極的に実施しています。 平和都市宣言により、既に区の平和に対する意思を表明しているため、さらに条例を制定する考えはありませんが、今後ともより多くの区民、特に次代を担う若い人々に戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えるため、引き続き平和の啓発普及施策に力を入れていきます。 また、平和団体等に対する施設利用料補助については、他団体との均衡等の観点から、行う考えはありません。
321	Ⅲ	16	64	平和啓発事業の推進	平和展やポスター展の開催にあたり、原爆パネルとともに広島文化センターが貸出を行っている被爆資料を活用するなど、広島市、長崎市との協力関係をすすめること。	E ご意見として伺います。 近年の区の平和展において、広島平和文化センターから、原爆の後遺症で亡くなった少女を描くポスターを借用して展示したり、長崎市が事務局を務める日本非核宣言自治体協議会から、原爆の実相を描いたポスターを購入して展示したりしています。 広島市、長崎市とは、区が加盟する平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通して協力関係を築いており、今後も連携して平和啓発施策を進めていきます。
322	Ⅲ	16	64	平和啓発事業の推進	被爆者の高齢化に鑑み、被爆者団体への助成金を拡充し、被爆者個人への見舞金の増額、墓参りへの助成金など、被爆者支援を計画事業化すること。	E ご意見として伺います。 区では、被爆者団体への助成金制度はありませんが、高齢化が進む被爆者の方々の平和への強い思いを、次世代に伝えるための取組を行っています。 見舞金については、これまでどおり年額10,000円で実施していきます。また、広島・長崎の平和式典への団体参加については、「障害者福祉活動事業助成」で補助しています。 なお、被爆者個人への墓参りに対する助成は考えていません。
323	Ⅲ	16	64	平和啓発事業の推進	「中学生を対象とした被爆体験講話の実施」については2021年度で終わりとせず、2022年度以降も継続するような計画事業とし、コロナ禍でも実施できるようリモート講話など工夫をすること。	E ご意見として伺います。 令和3年度に予定している、中学生を対象とした被爆体験講話については、世界最大のスポーツと平和の祭典である、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として行うものです。 令和4年度以降も、平和の語り部事業や戦争体験継承DVDの活用等により、次世代に戦争体験を語り継いでいけるよう、取組を進めていきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
324	Ⅲ	16	64	平和啓発事業の推進	「親子の平和派遣事業」は「調整中」となっているが、募集枠を10組以上に増やしたり、新たに高校生の派遣を行うなど、事業を拡充すること。「新宿区平和派遣の会」との協働事業を拡充すること。	E ご意見として伺います。 平和派遣に参加された方々は、被爆地広島や長崎で、原爆被害の実態だけでなく、戦争の悲惨さや平和の大切さを周りに伝えていくことの大切さを学んでいます。そして、自主的に学校などで現地で学んだことや感じたことを伝えるなど、平和啓発の活動の輪を広げています。したがって、派遣者を増やすのではなく、自主的な発表の場の支援などにより、多くの人に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えていきたいと考えています。 また、高校生については、公益財団法人新宿未来創造財団主催で友好都市ベルリン市へ青少年を派遣しており、現地で、今も戦争の傷跡が残るオリンピックスタジアムの見学やドイツ歴史博物館での当時の生活の様子を伝える展示や体験談を見聞きすることで、平和啓発に繋がる学びの機会が保障されているものと認識しています。そのため、現時点では、高校生を「親子の平和派遣」の対象にすることは考えていません。 平和派遣者OBで構成される「新宿区平和派遣の会」との協働事業については、区民視点を取り入れることで、より参加しやすく平和への思いが深まるような平和啓発事業が開催できるよう取り組んでいきます。
325	Ⅲ	16	64	平和啓発事業の推進	「平和の語り部・戦争体験動画の活用」は、区内の空襲惨禍を語り継ぐ手だてをとり、5月25日に行われる慰霊祭への支援を行うとともに、広報などで区民にも知らせること。 平和マップを引き続き小中学生に配布し、平和教育に生かすとともに、高麗博物館、女たちの戦争と平和資料館も掲載すること。	E ご意見として伺います。 区の施設では、広島・長崎へ原爆投下された8月6日・9日、終戦の日である8月15日、東京大空襲のあった3月10日に、戦災で亡くなられた方々の追悼と世界の恒久平和を願い、区民の皆様へ広報新宿で黙とうへの協力をお願いするとともに、開庁中に黙とう実施の庁内放送を行っていることから、5月25日に行われている慰霊祭への支援や広報新宿などでの周知について、改めて行う予定はありません。 平和マップは、改訂ごとに小中学生に配布しており、今後も引き続き配布し、平和教育への活用を図ります。 現在の平和マップは、平和派遣参加者のOBで組織する「新宿区平和派遣の会」のメンバーや、区内で平和の活動をしている団体や個人の方などの意見を踏まえて作成しています。 なお、高麗博物館、女たちの戦争と平和資料館については掲載の予定はありません。
326	Ⅲ	16	64	平和啓発事業の推進	区内に多数存在する旧陸軍関係施設の保存と活用を事業化すること。 旧陸軍関係施設の歴史的資料や区民の所有する戦争の記憶をとどめる物品を、新宿区歴史博物館に収蔵・保存し、図録を編纂、発行すること。	E ご意見として伺います。 区内の旧陸軍関係施設の保存と活用を事業化する予定はありませんが、新宿区平和マップには、旧陸軍関係施設の戦争史跡も掲載し、区民の方々の平和への思いが深まるよう図っています。 また、区内の旧陸軍関係施設の資料は防衛省で保存し、一般公開されているため、新宿歴史博物館で収蔵・保存、図録の編纂、発行する予定はありません。
327	Ⅲ	16	その他	—	区長がベルリン市ミッテ区長に平和の少女像のことで手紙を出したと聞いた。 内政干渉になるようなことをするのではなく、もっと平和事業に力を入れて、世界平和に貢献する新宿区になってほしい。	E ご意見として伺います。 区長がミッテ区に送付した書簡については、ミッテ区の区有地にいわゆる慰安婦像が設置された報道がなされ、新宿区に対し、様々なご意見やご要望が相次いでいることを受け、今後も両区の友好関係を保ち、緊密な情報交換を続けていきたいとの新宿区長の意向をミッテ区長に伝えるため送付したものです。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
328	IV	1	65	公民連携（民間活用）の推進	<p>第一次実行計画との関係欄に「手段改善」とある。記載内容のどの部分が手段改善に当たるのか分かるよう記載してほしい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 区では、民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供するため、民間提案制度を導入し、民間との様々な分野にまたがる連携を推進していくことから手段改善としています。</p>
329	IV	1	65	公民連携（民間活用）の推進	<p>新宿区立中央公園におけるパークPFIでは規則を曲げ、区立駐輪場の民営化では、区民・利用者に意見を募ることなく、区民サービス後退と政策目的たる放置自転車対策の放棄につながる条例改正が突如提案された。 サウンディングと称し事業者の声を最優先し、区民・利用者の声も聴かない姿勢は本末転倒である。公民連携というならば、民間事業者に儲け口を確保することを自己目的化するのではなく、むしろ、コロナ禍の中、奮闘している介護・障害者事業所の支援等を積極的にすべきである。 民間活用の推進は、区民サービスの向上と政策目的の実現を目的とし、必ず区民・利用者の意見を聴取すること。条例規則を当然遵守すること。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 新宿中央公園については、平成28年に実施した区民意識調査において、「休憩・休息スペースの拡大」、「カフェ、レストラン等の飲食施設の設置」を求める要望が多く寄せられました。このことを踏まえ、公園での質の高いサービスの提供や、新しい楽しみ・賑わい・交流を創出していくため、パークPFIの活用による民間のアイデア・ノウハウを取り入れた交流拠点施設を設置することとしました。令和2年7月のオープン以降、多くの方が公園・施設を利用し、好評を得ています。 駐輪場については、区政モニターアンケートでは、「一時利用の台数を増やすべき」との回答が多くなっています。また、時間利用の駐輪場は、多くの方の利用が可能となることから、放置自転車の削減にも効果があります。 こうしたことから、区では、時間利用駐輪場の整備を民間事業者を活用して推進しており、今後すべての区営駐輪施設を民間事業者を活用した駐輪場に移行することで、いつでもだれでも利用可能で2時間まで無料の時間利用の駐輪場の拡充を進めていきます。 区としては今後も、民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供するため、公民連携（民間活用）を推進していきます。また、事業の実施にあたっては、条例・規則を遵守していきます。</p>
330	IV	1	66	効果的・効率的な業務の推進	<p>事業概要に「RPA等のICTの利活用」とあるが、RPAとは何か。 ※印をつけて欄外に説明の記載を追加してほしい。</p>	<p>A</p> <p>ご意見を踏まえて修正します。 「RPA」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。 【注釈】 「RPA」とは、Robotic Process Automationの略であり、パソコン上で処理する一連の定型的な作業を、自動化するツールのことです。</p>
331	IV	1	経常事業	行政評価制度の推進	<p>PDCAサイクルが十分に機能するために行政評価が重要である。 内部評価はもとより、区民・生活者及び学識者による外部評価を通してPDCAサイクルが有効に活用されることを希望する。</p>	<p>C</p> <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。 区では、内部評価、外部評価、区の総合判断という行政評価の流れの中で施策や事業の分析、検証を行うことで、事業の見直しや予算編成への反映などPDCAサイクルの徹底を図っています。 今後も区が実施する内部評価だけでなく、区民等で構成される外部評価委員会が実施する外部評価を通じて、区民の視点に立った評価に取り組むとともに、行財政運営におけるPDCAサイクルの更なる強化に努めています。</p>
332	IV	1	—	（負担の公平性の確保の取組や受益者負担のあり方の検討）	<p>「負担の公平性や受益者負担のあり方の検討」と記載されている。 検討の過程が区民が分かる様にしてほしい。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。 区有施設の利用料金を変更する場合には、その変更について、区民へ周知していきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
333	IV	1	—	(定員の適正化などの取組)	RPAの説明を括弧書きしてほしい。 (例：事務作業を大きく効率化するツール)	A ご意見を踏まえて修正します。 P.77の「定員の適正化などの取組」の中の「RPA」について、以下の注釈を付記し、より分かりやすい記載にします。  【注釈】 「RPA」とは、Robotic Process Automationの略であり、パソコン上で処理する一連の定型的な作業を、自動化するツールのことです。
334	IV	1	その他	—	新宿の安心をイメージアップするような広報活動に力を入れてほしい。	D ご意見は今後の取組の参考とします。 新型コロナウイルスの影響で、新宿全体に対する恐怖心が生まれ、区民から不安の声が寄せられています。区では、繁華街事業者と連携して感染対策を実施しているほか、感染症対策の取組や感染状況を区民等に正しく伝えるため、広報新宿や区ホームページ、SNS、マスコミへのプレスリリースにより、情報を発信しています。今後も、区民や来街者が安心して過ごせるよう、積極的な情報発信に努めていきます。
335	IV	1	その他	—	「本個別施策に関連する取組」は、計画事業65に対する具体の取組である事が分かる様にP.77に明記してほしい。 表題に記載するだけでは、意図が不明である。	E ご意見として伺います。 第二次実行計画（素案）P.77の「本個別施策に関連する取組」は、基本政策IVの「個別施策1 効果的・効率的な行財政運営」に関連する取組を説明するものです。 なお、「本個別施策に関連する取組」を「「個別施策1 効果的・効率的な行財政運営」に関連する取組」に改めるとともに、他の箇所についても同様に修正を行い、より分かりやすい記載にします。
336	IV	1	その他	—	計画事業65に対する具体の取組に関し、「ICTの計画的な更新等に係る取組」「負担の公平性の確保の取組や受益者負担のあり方の検討」「定員の適正化などの取組」を特筆した事由が、区民に分かる様に、P.2に記載してほしい。	E ご意見として伺います。 第二次実行計画（素案）P.77の「本個別施策に関連する取組」は、基本政策IVの「個別施策1 効果的・効率的な行財政運営」に関連する取組を説明するものです。 なお、「本個別施策に関連する取組」を「「個別施策1 効果的・効率的な行財政運営」に関連する取組」に改めるとともに、他の箇所についても同様に修正を行い、より分かりやすい記載にします。
337	IV	1	その他	—	「ICTの計画的な更新等に係る取組」「負担の公平性の確保の取組や受益者負担のあり方の検討」「定員の適正化などの取組」は、第二期総合戦略に記載の「デジタルトランスフォーメーション」や「自治体戦略2040構想」を意識したものが、記載してほしい。	E ご意見として伺います。 区では、効果的・効率的な行財政運営を推進していくため、「ICTの計画的な更新等に係る取組」「負担の公平性の確保の取組や受益者負担のあり方の検討」「定員の適正化などの取組」等の取組を進めてきました。これらは、第二期総合戦略に記載した「デジタルトランスフォーメーション」や「自治体戦略2040構想」への対応を目的としたものではないため、本計画にこれらの考え方について追記する考えはありませんが、効果的・効率的な行財政運営に係る取組を着実に推進していくことは、「デジタルトランスフォーメーション」や「自治体戦略2040構想」への対応につながるものと考えています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
338	IV	2	67	区有施設等の長寿命化	中長期修繕計画は各建物ごとに作成し、適切な修繕により建物の延命をはかる。総務省のいいのりの公共施設の管理計画は廃止すること。	E ご意見として伺います。 区有施設については、施設の長寿命化や修繕に係る費用の削減・平準化を図るため、予防保全の考え方に立った中長期修繕計画による施設整備等を行っています。これに加え、現在、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の役割・機能・利用状況等の特性を踏まえた維持管理や長寿命化などの実施方針を定める個別施設計画の策定を行っており、今後は、個別施設計画の方針に基づいて取り組んでいきます。 少子高齢化の進展に伴い、社会保障関係費の増大が懸念されるとともに、行政サービスに対する区民ニーズも多様化している中、公共施設にかかるコストや、将来必要とされるサービスに対応する施設量などを踏まえ、適切な区有施設マネジメントを行っていくためには、公共施設等総合管理計画が必要です。
339	IV	2	67 ①	中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	「中長期修繕計画」は、どこに記載されている計画か。新宿区公共施設等総合管理計画に記載されているのか、明記してほしい。	B ご意見は素案の内容に含まれています。 中長期修繕計画とは、事業概要に記載のとおり、区有施設の長寿命化と経費の削減・平準化を図るため、予防保全の考え方に立った適切な修繕を行うものです。 「新宿区公共施設等総合管理計画」では、P55の「3-2 長寿命化の実施方針」の中で、記載されています。
340	IV	2	経常事業	区立住宅の維持保全	区営住宅の募集倍率は高く、区営住宅（区立住宅）の新規建設を進めこと。そのためにも計画事業とすること。	E ご意見として伺います。 区営住宅については、総戸数及び世帯数に対する割合は特別区の中でも上位にあることから、今あるストックを、計画的な修繕やニーズに合った修繕等により長寿命化を図ることで有効活用していきます。
341	IV	2	68	区有施設のマネジメント	P.81に記載の通り、新宿区公共施設等総合管理計画に基づく取組と理解するが、本公共施設等総合管理計画では、公共施設を類型別に「あり方を検討」と記載されているのみである。 したがって、本事業の中で施設類型別に具体的にあり方を検討する検討会を立ち上げる枝事業が必要と思う。	E ご意見として伺います。 区有施設のあり方については、「新宿区公共施設等総合管理計画」の基本方針と施設類型毎の現状や課題を踏まえ、検討を進めています。新たな検討会を立ち上げることは考えていませんが、統廃合や複合化、多機能化などの方向性が定まった施設については実行計画に位置付けます。
342	IV	2	68	区有施設のマネジメント	公共施設等総合管理計画は、総務省のモデルにより作成されたものであり、新宿区の実態にあっているものとは言えない。中長期修繕計画を計画通り行えば施設の維持管理は計画的にできるため、公共施設等総合管理計画は撤回すべき。	E ご意見として伺います。 少子高齢化の進展に伴い、社会保障関係費の増大が懸念されるとともに、行政サービスに対する区民ニーズも多様化している中、公共施設にかかるコストや、将来必要とされるサービスに対応する施設量などを踏まえ、適切な区有施設マネジメントを行っていくためには、公共施設等総合管理計画が必要です。
343	IV	2	68 ①	高齢者活動・交流施設のマネジメント	事業概要の説明として、概要説明の上段2行の説明文は、枝事業名と整合しないので、再考してほしい。 (不要ではないか。P.21の計画事業4②に記すべき文章と思う。)	E ご意見として伺います。 ご指摘の説明文は、「地域支え合い活動」を展開するために、拠点となる高齢者活動・交流施設のマネジメントを行っていくという趣旨で記載しています。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
344	IV	2	68 ①	高齢者活動・交流施設のマネジメント	新型コロナウイルス感染拡大により今年の2月以降、外出もままならず、遠くにいる子どもたちともなかなか会えない。 耳の遠い友人との会話も、80過ぎの自分たちは自由にはできない。 世間はGoToトラベル等で旅行に出かける人も多いようだが、貧しい自分には全く縁のない話であり、部屋でじっとしている。 地域交流館などの公民館に出かけるのが唯一の楽しみであるため、清風園をつがさないでほしい。	E ご意見として伺います。 高齢者いこいの家「清風園」は、令和2年第2回区議会定例会において廃止条例が議決され、令和3年9月30日をもって廃止となります。 廃止後は、隣接する中落合高齢者在宅サービスセンターに、集会や体操、文化活動などに利用できる地域交流スペースを整備し、高齢者の健康づくり・介護予防や地域支え合い活動のための事業等も実施します。 また、薬王寺地域ささえあい館や地域交流館、シニア活動館においても、高齢者の社会参加やいきがいづくりを支援していきます。
345	IV	2	68 ①	高齢者活動・交流施設のマネジメント	まだ十分に使える清風園については解体せず高齢者のために活用すること。	E ご意見として伺います。 高齢者いこいの家「清風園」は、施設の老朽化に伴い大規模な修繕工事の必要があること、利用者が減少し、特定の利用者が利用している状況であること、周辺地域に同様の機能を有する高齢者活動・交流施設等があることを踏まえ、令和2年第2回区議会定例会において廃止条例が議決され、令和3年9月30日をもって廃止となります。
346	IV	2	68 ①	高齢者活動・交流施設のマネジメント	障害者グループホームは急勾配の清風園のある土地ではなく、障害者が安心して生活できる形状の旧都営角筈アパート跡地、市ヶ谷商業高校跡地などを活用し整備すること。	E ご意見として伺います。 現時点では障害者グループホームを整備できる新たな公有地はありませんが、高齢者いこいの家「清風園」の跡地については、エレベーターを設置する等入口までの移動円滑化経路を確保します。なお、旧都立市ヶ谷商業高校跡地はすでに用途が決まっており、都営角筈住宅跡地については、当該土地の所有者である東京都が、跡地活用の方針を検討しており、この中で、土地の持つポテンシャルを最大限に生かしながら、地域の意向が反映されていくことが望ましいと考えています。
347	IV	2	68 ①	高齢者活動・交流施設のマネジメント	中落合高齢者在宅サービスセンターの活用スペースの削減は中止すること。	E ご意見として伺います。 中落合高齢者在宅サービスセンターのデイサービスの利用者に十分なサービスを提供できるスペースを確保した上で、地域交流スペースを整備します。
348	IV	2	68 ②	牛込保健センター等複合施設の建替え	建替えの設計・整備については繰り返し利用する関係者との協議を行いながら進めること。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 牛込保健センター等複合施設の建て替えにあたっては、利用者や多くの関係者の方々のご意見を把握し、関係各課が連携して検討を重ね、利用者等の要望をできる限り反映した設計となるように進めています。
349	IV	2	68 ③	旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用	地域住民、関係者との話し合いを十分に行いながら進めること。対話なしのパブリックコメントだけで進めないこと。	E ご意見として伺います。 旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用方針の検討にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域説明会は実施せず、パブリック・コメントの実施により、区民等からの意見を聴取しました。活用方針に区民意見を十分に反映するため、区民への周知については、広報新宿や区ホームページに加え、区直営掲示板、委託掲示板、町会・自治会掲示板等にチラシを掲出し、パブリック・コメントの実施について広く周知しました。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
350	IV	2	—	(公有地の有効活用)	計画事業67「公共施設等総合管理計画に基づく区有施設のマネジメント」の一環としての行政行為として行う、単なる取組か。枝事業としての取組か。「総合的に判断していく」とあるが、その過程が区民に「見える化」できる様にしてほしい。	E ご意見として伺います。 区が公有地を取得し、区有施設を建設する場合は、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づくマネジメントを行っています。 また、活用方針の検討にあたっては、地域住民等へ説明しながら進めています。
351	IV	2	—	(公有地の有効活用)	公有地の有効活用の視点として、P77に記載の「負担の公平性や受益者負担のあり方の検討」も挙げられる。どちらに主眼を置き、取り組むのか。	E ご意見として伺います。 区が公有地を取得し、事業を推進する場合は、行政需要や公有地の取得による費用対効果等を考慮し、財政状況や既存区有施設の老朽度などを総合的に判断しています。
352	V	1	70	行政手続のオンライン化等の推進	新しい生活様式に則した、ICTを活用したデジタル化、オンライン化も良いが、それに対応できない高齢者もたくさんいるということも考慮してほしい。	C ご意見を踏まえて計画を推進します。 区では、デジタル環境が整っていない方や不得手な方に対する対応も大切であると考えており、行政手続のオンライン化の強化とともに郵送等による行政手続についても進めていきます。 また、パソコンやインターネットを安全に利用するための講座をはじめ、区民のデジタル環境やリテラシー向上への支援について検討していきます。
353	V	2	経常事業	区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成	全般的に、新宿の個性を生かした、新宿区民を大切に考えているという区政基本姿勢が見えない。コロナで歌舞伎町がマスコミであんなにも大きく放映されても区の施政方針が見えなかった。区長の責任は大きい。これからは経験したことのない事態がいつ起こるか分からない。 職員自身のレベルアップ、現場対応能力、区民との協働活動などをしっかりと進めてほしい。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 区は、「新宿区人材育成基本方針」に「私たちがめざす3つの職員像」を掲げており、その一つを「区民の立場で考え、区民と協働できる職員」としています。これら職員像の実現を図るため、職員に求められる「基礎力及び4つの能力（コミュニケーション能力、マネジメント能力、政策形成能力、危機管理能力）」の習得に向けて研修等を通じ、着実に取り組んでいきます。
354	V	2	経常事業	区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成	職務能力向上にむけて、「職員ハンドブック」の作成や諸研修を実施している事は、なんとなく解るが、では、研修の成果をどのように、計測して評価しているのかが、良く解らない。 この育成制度の中に、本人習得能力の可視化と自己啓発支援に表彰制度を提案したい。 習得した能力を数値化して、本人能力判定、昇給昇進、転勤等の判断基準とする等、可視化が必要ではないだろうか。それにより、本人の強みや弱点も明らかになり、能力向上につながるのではないだろうか。又、本人のモチベーションも上がるのではないだろうか。 自己啓発支援には、表彰制度はあるのだろうか。 何と言っても、区民と直接接する職員の方々の感性が大事だ。クレーム対応も然り。区民目線の観点から、問題を吸い上げ、解決に結びつけて行くことが自治の実現につながる。 事例発表の場としても、区民目線で問題を解決する感性を磨く場としても、表彰制度があればと思われる。 又、女性職員活躍推進について、管理監督者の登用率が、政府推進基準を現状下回っている。同じように入所し、同じ時間働いているのに、何処からか道が分かっている。男性だから、女性だからという性別により、能力が変わるものではない。能力の数値化により、それも明確になるのではないだろうか。表彰制度があれば、女性の活躍にもスポットライトが当たるのではないだろうか。 そんな地道な努力をしている能力のある職員に、是非スポットライトを当て支援してほしい。	B ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 研修の成果及び本人習得能力の可視化については、職員は研修終了後、必ず研修受講結果報告書を作成し、所属長を通じて研修担当部門に提出しています。管理監督職はこの研修受講結果報告書を通じて職員の理解度を確認し、日々の人材育成に活かすとともに、研修担当部門においては、研修生の理解度や評価を次期の研修実施計画作成に反映させることで一層の能力向上支援を図っています。 さらに、職員の意欲向上と能力の適正な確保を目的として、区は目標管理型人事考課制度を実施し、職員の職務上の業績や能力を継続的に評価し、任用、配置管理等に適切に反映させています。 また、ご提案の表彰制度については、区では平成14年度に「部長表彰制度」を立ち上げ、毎年、区政への貢献等他の模範とするに足るべき業績を成したとみなされたものに対し、各部において表彰を行っています。対象は職員個人ではないものの、係を表彰することにより、組織として区民サービスの向上を推進する機運の醸成と意欲の向上を図っています。 女性職員活躍推進、管理職登用率については、政府が示す「指導的地位に占める女性の割合を30%」にという目標に達していないものの、区で定めるスマートワーキングアクションプランにおいて、管理職に占める女性職員の割合を22%としており、令和2年度は、22.6%の数値となっています。今後、政府が定める目標数値に近づけるために、新たな目標を設定していきます。 なお、女性職員の管理職登用については、受験者数が低迷していることから、昇任意欲の向上が課題となっています。このため、昇任に対する阻害要因を緩和し、意欲の向上を図るため、スマートワーキング研修を実施する等、女性の活躍推進を支援する取組を行っています。



No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
355	V	2	経常事業	区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成	区民サービスの質を維持し、職員の安全を守るため、総務省の指示のまま職員定数削減や現業職場の職員の賃金・労働条件の引き下げを押しつけないこと。 定数見直しはボトムアップ方式で検討し、職員団体との合意のもとに進めること。 また、組織の再編・見直しは、職員団体との合意と、関係する区民団体等との協議に基づいて進めること。	E ご意見として伺います。 社会経済情勢の変化等に伴う行政課題に的確に取り組むためには、選択と集中による「効果的・効率的な行財政運営」を実現することが必要です。 このため、正規職員が担っていくべき部分の整理や民間活力の導入、ICT化について、今後も進めていきますが、実施にあたっては、職員団体等と丁寧に協議するなど、区民サービスの質の維持及び職員の安全を守るべく対応していきます。
356	V	2	経常事業	新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上	第一次実行計画の事業概要に記載されていた「政策立案の基礎となる人口等のデータ分析や、区の中長期的な政策課題にかかる調査研究」は、第二次実行計画においては、どうなるのか。 「研究成果を毎年、レポートやフォーラムにより発信していきます。」とあるが、「新たな日常」への対応を考慮した場合、第二次実行計画においては、どうなるのか。不確実な面もあると思うが、前向きな姿勢を示してほしい。 「職員向け講演会や庁内各課の要望に基づくデータ提供を行い、区の政策立案を支援します。」とあるが、第二次実行計画においては、どうなるのか。 経常事業化しても、区民に対して丁寧に説明してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 新宿自治創造研究所では、引き続き、政策立案の基礎となる人口等のデータ分析や、区の中長期的な政策課題にかかる調査研究に取り組むとともに、研究所レポートによる研究成果の発信を行います。また、職員向け研修や庁内各課の要望に基づくデータ提供を行い、区の政策立案を支援していきます。なお、自治フォーラムの開催については、新型コロナウイルス感染の動向を踏まえて検討していきます。 また、ご意見を踏まえ、事業概要に以下の記載を追記し、より丁寧な記載とします。  「政策立案の基礎となる人口推計をはじめ人口動向の分析や、区の中長期的な政策課題にかかる調査研究を行い、研究成果を毎年、レポートやフォーラムにより発信していきます。また、職員向け研修や庁内各課の要望に基づくデータ提供等を行い、区の政策立案を支援します。」
357	V	3	経常事業	特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	事業概要に、第一次実行計画の事業概要にある「都区制度改革に関しては」から始まるコメントと、「地方分権改革に関しては」から始まるコメントを記載してほしい。 経常事業化しても、区民に対して丁寧に説明してほしい。	A ご意見を踏まえて修正します。 ご意見を踏まえ、事業概要に以下の記載を追記し、より丁寧な記載とします。  「都区制度改革に関しては、事務配分や税財政制度等を根本的かつ発展的に検討するため「都区のあり方検討委員会」において協議を行い、都から区への権限と財源の移譲を着実に進めていきます。このうち、児童相談所については、都と区が連携して円滑な移管・運営が行えるよう個別に取り組んでいきます。」 「地方分権改革に関しては、自治体への権限移譲や義務付け・枠づけの見直し、地方からの提案制度など、地方分権一括法に係る情報収集等について、国の動向を踏まえた確に対応するとともに、特別区長会や全国市長会等を通じ、国に働きかけていきます。」
358	V	3	経常事業	特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	経常事業化するとなっているが、そうすると「地方分権の推進」は計画事業が皆無ということになる。しかしながら、コロナ禍で自治体の役割が増える一方、税収は減る傾向になり、財源確保のため国や都に対する働きかけはますます重要になる。 よって「特別区のあり方の見直しと自治権の拡充」という事業名にするかどうかは別としても、財源確保を含む自治権の拡充を計画事業とし、国と地方の仕事に見合う税源移譲をすすめること。	E ご意見として伺います。 地方分権改革の推進は、国と地方の役割分担を見直し、国から地方への事務事業及び権限、また、それに見合った税源移譲を行うことが必要であると考えます。 この取組は経常的に実施していくものであるため、計画事業に位置付ける考えはありませんが、引き続き、所得税から個人住民税へのさらなる税源移譲など、地方分権改革の趣旨に適った地方財政の充実強化を国に要望していきます。

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
359	V	3	その他	—	<p>個別施策名として「地方分権の推進」とあるが、地方分権というより「自治権の拡充」とした方がふさわしいのではないか。その観点から、国に対し以下の事を要請すること。</p> <p>地方自治体の財政格差をなくすためにも、地方交付税の財源保障・調整機能を強化し、総額を確保すること。福祉や教育等の国庫負担金を削減しないこと。</p> <p>国庫負担金の削減につながる一括交付金については導入しないこと。</p> <p>住民自治を奪う道州制の導入は行わないこと。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>地方分権改革の推進は、国と地方の役割分担を見直し、国から地方への事務事業及び権限、また、それに見合った税源移譲を行うことが必要であると考えます。</p> <p>引き続き、所得税から個人住民税へのさらなる税源移譲など、地方分権改革の趣旨に適った地方財政の充実強化を国に要望していきます。</p> <p>一括交付金については、国庫補助金制度の改革であり、ただちに生活保護費等の国庫負担金の削減につながるものとは考えていませんが、地方自治体間の財政力の格差是正に一括交付金が活用されることは首肯できるものではありません。国と地方の役割分担を見直したうえで、地方が担うべき分野に係る所要額は、全額、税財源の移譲により賄われるべきものであり、今後の制度設計にあたっては、配分額の予見可能性を高め、各自治体において、計画的な財政運営ができる制度構築を特別区長会等を通じ要望していきます。</p> <p>道州制の導入については、要請は行いませんが、慎重に検討されるべきものと考えます。</p>
360	V	その他	—	—	<p>新宿区役所本庁、出張所、保健所や出先機関も含めて、職員の方々の対応は、明るく、親切で、明確で、大変に気持ちが良い。私達一般区民が知らないところで、数々の努力がなされ、その賜物がそんな形になって表れているだろう。心から感謝申し上げます。</p>	<p>C</p> <p>ご意見を踏まえて計画を推進します。</p> <p>区では、5つの基本政策の一つとして「好感度1番の区役所」を掲げ、各施策を推進しています。</p> <p>今後も、接遇も含め、区民から信頼される区役所の実現に向けて、取組を推進していきます。</p>
361	V	その他	—	—	<p>各種審議会など会議体の議事録を速やかに作成し、資料と共に公表すること。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は今後の取組の参考とします。</p> <p>審議会等の会議体の議事録を作成し、公開することは、区の政策判断や意思決定等の過程を明らかにするとともに、区政の透明性を高めることにつながり、重要なことと認識しているため、引き続き適切に対応していきます。</p>
362	V	その他	—	—	<p>政策決定への区民参加の促進や、情報公開の推進を新規に事業化すること。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、様々な機会を通じて得られた区民からの意見等を踏まえて政策決定を行うとともに、計画策定等の際は、アンケートを含めた実態調査やパブリック・コメント等を実施し、区民意見を踏まえた計画策定を実施するなど、区民参加の促進を図っています。</p> <p>また、情報公開の推進については、区民からの請求による情報公開だけでなく、広報新宿、区ホームページ、SNSで区政情報を発信するほか、人口統計や避難所情報等をオープンデータとして公開するなど、様々な方法で行政の透明性の向上を図っています。</p> <p>このため、これらの取組の推進を新規に事業化する考えはありませんが、今後も引き続き、政策決定への区民参加の促進や情報公開の推進を図り、区民の信頼確保に努めていきます。</p>
363	V	その他	—	—	<p>喫緊の問題であるコロナ禍については素案の前文や中間に盛り込まれている。しかし、各自の施策の取組等を勘案しても、実務的で区民の実感を得られないと感じた。</p> <p>この行政と区民の間にあるジレンマを解消するためには、ただ「新たな日常」の解決策ではできないと思う。</p> <p>その意味では、基本政策Vの抜本的な改革をするべきだと思う。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、様々な機会を通じて得られた区民からの意見等を踏まえて政策決定を行うとともに、計画策定等の際は、アンケートを含めた実態調査やパブリック・コメント等を実施し、区民意見を踏まえた計画策定を実施するなど、区民参加の促進を図っています。</p> <p>今後も、こうした区民の取組について、区民に分かりやすい丁寧な情報発信に努めていきます。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
364	その他	—	—	—	意識改革、啓発→行政パーソン一人ひとり「腕より始めよ！」 地球上のコロナ禍、きたる人口減少、IT(ICT)が社会の神経系を担う時代変革…SDGsの目指す理念と実態…かつて「球生共生」「心睦社会」を私が造語してから30年後の今日です。 未経験の時代はあらゆる英知・叡智を集めることから、「権は3年、櫓は3月」とか、区役所の計画がそだとしたら、やはり区民一人ひとりには3割10年、関心35年…（認知症の関心度69.1%）かかるものだと実感する。	E ご意見として伺います。
365	その他	—	—	—	人口減少、労働力の国際化をふまえた「新宿ウェルカム政策」が必要である。 35万人の居住、20万人の勤労人口が定着区民となるモチベーションは何か、今後種々の産業労働力の変化をどう把握しているか？ 国や都の計画を先取りするようなマネジメントが求められる。 例えば、新宿区独自の新区民誘致や新労働環境創造企画として、 ○ケア・キュア要員外国人向けインターンシップ制度と定住化促進 ○10地区のミニ副区長CEO制度…35,000人の町村長の役を区の幹部候補に論文募集、補佐は全国の大学相当以上の経営感覚のある国際的ボランティア精神の保有者を論文募集 3年のPDCA→10年計画へ 「人材」→「人財」づくり	E ご意見として伺います。
366	その他	—	—	—	区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）に、「[No.]欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業」と記載されているが、「それ以外の事業」の意味が分かりづらい。 「本書に記載されていない事業」、「経常事業で本書に内容の記載なし」、等、表記を再考してほしい。	E ご意見として伺います。 「それ以外の事業」は「2(3)計画事業等の内容」に記載のある事業に該当しない事業ですが、ご指摘を参考に、「2(3)計画事業等の内容」に該当ページを追記し、分かりやすい記載にします。
367	その他	—	—	—	区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）の事業名について、第一次実行計画の記載と比較すると、以下の2事業の記載がない。 事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。 ○ No.178 はじめまして赤ちゃん応援事業 ○ No.414 民泊問題対応検討会議の運営	F ご質問に回答します。 第一次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.178「はじめまして赤ちゃん応援事業」については、第二次実行計画（素案）のNo.186「子育てに関する相談・支援体制の充実」に統合し、実施します。 また、第一次実行計画のNo.414「新宿区民泊問題対応検討会議の運営」については、平成31年3月に検討会議を廃止し、令和元年度から、住宅宿泊事業者等に係る情報の交換を通じて緊密な連携を図ることを目的とした「新宿区住宅宿泊事業等関係機関連絡会」を設置し運営しています。同連絡会は第二次実行計画（素案）のNo.411「住宅宿泊事業法令に基づく監視指導等」の事業において運営していきます。

No.	基本 政策	個 別 策	事 業 番 号	事 業 名 等	意見要旨	区 の 考 え 方
368	そ の 他	—	—	—	<p>区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）の事業名について、第一次実行計画の記載と比較すると、以下の2事業の記載がない。</p> <p>事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。</p> <p>○ No.231 プラスバンド等の充実（小・中学校） ○ No.611 ICTを活用した図書館サービスの推進</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>第一次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.231「プラスバンド等の充実」については、第二次実行計画（素案）のNo.237「普通学級の管理運営（小・中学校）」及びNo.246「スクールスタッフの活用」に統合し、実施します。</p> <p>また、第一次実行計画のNo.611「ICTを活用した図書館サービスの推進」については、第二次実行計画（素案）のNo.577「図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）」に統合し、実施します。</p>
369	そ の 他	—	—	—	<p>区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）の事業名について、第一次実行計画のNo.105「その他給付等助成」の事業概要のうち、第二次実行計画のNo.116「遠距離施設訪問家族交通費助成」の事業に記載されていない以下の記載はどうなったのか。</p> <p>「他者との接触が困難な精神障害者に、安否確認と見守りを行うとともに、社会参加の促進を図るため、配食サービスを行います。日常生活に関する支援を必要とする障害者に対し、調理・清掃・洗濯などの訓練をします。」</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>第一次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.105「その他給付等助成」の事業概要に記載した取組のうち、配食サービスについては、平成30年度から障害者総合支援法のサービスに自立生活援助が追加されたことにより、買い物代行、同行が提供しやすくなり、対象者を社会参加促進につなげられるようになりました。また、家事訓練を行う生活サポート事業については、国が事業を廃止したことに伴い、区も当該事業を廃止したため、記載しておりません。なお、本事業を利用していた方への支援は、経常事業の障害者への自立支援給付費等及び地域生活支援事業で引き続き実施していきます。</p>
370	そ の 他	—	—	—	<p>区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）について、第一次実行計画の記載と比較すると、以下の事業の記載がない。</p> <p>事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。</p> <p>No.46 特別養護老人ホーム建設費用助成（入所調整対象分）</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>第一次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.46「特別養護老人ホーム建設費用助成（入所調整対象分）」については、介護保険制度の導入前に、特別養護老人ホームを整備した社会福祉法人に対し、施設整備等に係る経費の一部を補助金として分割交付していたものです。令和元年度をもって全ての対象施設に対し分割交付が完了したため、掲載していません。</p>
371	そ の 他	—	—	—	<p>区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）について、第一次実行計画の記載と比較すると、以下の事業の記載がない。</p> <p>事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。</p> <p>No.106 高次脳機能障害者支援事業</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>第一次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.106「高次脳機能障害者支援事業」については、障害者総合支援法の指定特定相談支援事業及び就労継続支援B型事業で、より充実したサービス提供が可能となったことにより、事業が終了したため、掲載していません。</p>
372	そ の 他	—	—	—	<p>区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）について、第一次実行計画の記載と比較すると、以下の事業の記載がない。</p> <p>事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。</p> <p>No.257 法外援護</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>第一次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.257「法外援護」については、第一次実行計画で計画事業として位置付けていた「生活保護受給者の自立支援の推進」を経常事業化し、これと統合し、引き続き、生活保護世帯に対して健全育成費や公衆浴場入浴券の支給等を実施していくこととしたため、掲載していません。</p>

No.	基本政策	個別施策	事業番号	事業名等	意見要旨	区の考え方
373	その他	—	—	—	区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）について、第一次実行計画の記載と比較すると、以下の事業の記載がない。 事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。 No.273 障害者福祉施設防犯設備整備助成	F ご質問に回答します。 第一次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.273「障害者福祉施設防犯設備整備助成」については、防犯設備にかかる助成を希望した事業所について、すべて対応が終了したことにより、事業が終了したため、掲載していません。
374	その他	—	—	—	区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）について、第一次実行計画の記載と比較すると、以下の事業の記載がない。 事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。 No.330 木造住宅密集地区整備促進（建替促進助成等）	F ご質問に回答します。 第一次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.330「木造住宅密集地区整備促進事業（建替促進助成等）」については、平成14年度分までで募集を停止した助成制度であり、令和元年度で支出満了となり、事業が終了しているため、掲載していません。
375	その他	—	—	—	区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）について、第一次実行計画の記載と比較すると、以下の事業の記載がない。 事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。 No.446 景観まちづくり審議会の運営	F ご質問に回答します。 第一次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.446「景観まちづくり審議会の運営」については、新宿区景観まちづくり計画・景観形成ガイドラインの改定にあたり、第二次実行計画（素案）の計画事業「41 景観に配慮したまちづくりの推進」の中で取り組むこととしています。
376	その他	—	—	—	区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）について、第一次実行計画の記載と比較すると、以下の事業の記載がない。 事業を終了、統合、名称変更したのであれば説明してほしい。 No.681 区職員として必要な知識の習得、能力の向上	F ご質問に回答します。 第一次実行計画の「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」に掲載のNo.681「区職員として必要な知識の習得、能力の向上」については、第一次実行計画で計画事業として位置付けていた「区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成」を経常事業化し、これと統合したため、掲載していません。

**新宿区第二次実行計画（素案）に関する  
パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方**

印刷物作成番号  
2020 - 31 - 2101

発行年月 令和 3 年 2 月  
発行 新宿区総合政策部企画政策課  
新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号  
電話 03-5273-3502（直通）  
FAX 03-5272-5500

この印刷物は、業者委託により 1,000 部印刷製本しています。その経費として、1 部あたり 202 円（税込）がかかっています。但し、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。